



「エコマーク」は、環境保全に役立つと認められる商品につけられるマークで、財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマーク 契約のてびき

(エコマーク使用契約、使用料支払と売上高報告、追加・変更などの手続き)

【2009年4月改定】

財団法人 日本環境協会

はじめに

このたびきは、商品認定審査の結果、「認定」となった商品に関するエコマーク使用契約、その後の使用料支払と売上高報告、および追加・変更等に関する手続き方法、ならびにエコマークの諸規定などについて説明したものです。

(財)日本環境協会が1989年2月にエコマーク事業を開始してから、本制度は2009年2月に20周年を迎えました。本制度は、環境庁(当時)の指導のもと、(財)日本環境協会の自主事業として消費者が環境保全に役立つ商品を選択・利用することによって環境の改善をはかるとともに、環境意識を高めることを目的とする「環境保全型商品推進事業(エコマーク事業)」として開始されました。

制度開始当初は、身の回りの環境に対する意識を変えるため日用品などを対象としていた分野も、現在では、「文具」をはじめ「繊維製品」「家具」「建築・土木製品」や複写機、パソコン、プリンタなどの「電子機器」にいたるまで様々な分野に対象が広がっています。この間、認定商品数は約4,500を数え、消費者や各界での認知も高まり、エコマーク事業に関する様々なご意見やご要望が寄せられるようになりました。2001年にグリーン購入法が施行されてからは、国等をはじめとした組織購買の際の参考としても大いに活用されています。

こうしたなか、タイプI環境ラベルとして国内唯一の存在であるエコマークに寄せられる期待も益々大きなものとなり、さらなる制度運用の適正化と消費者等への信頼性の確保・向上が重要となってきたことから、2004年に罰則項目等を盛り込んだ「不正使用対応マニュアル」の運用を開始し、2008年策定の「エコマーク不正使用に対する制度・運用の強化策」により、無断使用や誤使用などの不正使用等に対する取組みをより一層厳格に行うこととしました。

今後、環境にやさしい商品を提供する事業者と需要する消費者とをつなぐコミュニケーションツールとしてのエコマークの役割は益々重要になるものと思われれます。

本たびきを通じて、エコマーク事業に関するみなさまのご理解が深められ、各方面からの一層のご支援・ご協力により、エコマークの発展・普及が図られるとともに、環境にやさしい循環型社会づくりにいささかなりとも貢献できることを願いたします。

2009年4月

財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

目次

I. 認定審査結果通知から使用契約締結まで	1
1. 認定審査結果通知書とともに送付される書類.....	1
2. 「エコマーク使用契約」締結までのながれ.....	1
3. 各送付書類とその手続方法.....	2
「エコマーク使用契約書」について.....	4
「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」について.....	6
4. エコマーク使用契約の締結.....	8
5. エコマーク認定の有効（使用契約）期間と使用契約の解約.....	8
6. 使用契約締結後のご注意.....	9
7. エコマーク最新情報の入手方法.....	9
----- 契約に関するQ & A -----.....	11
II. 使用料の支払と売上高の報告方法、ならびに認定基準への適合状況の確認 ...	14
1. エコマーク商品売上高の報告から使用料支払までの流れ.....	14
2. エコマーク使用料の計算.....	16
3. 使用料の支払方法.....	18
4. 使用料の支払期日.....	19
5. 支払対象期間.....	20
6. 報告対象期間（売上高算出期間）.....	20
7. 使用料支払担当者.....	21
8. エコマーク商品売上高の報告.....	22
9. 売上高（出荷販売額）の算定方法について.....	26
10. 売上高の実績（または推定）報告について.....	28
11. エコマーク商品の認定基準への適合方法について.....	30
12. 売上高の確定報告について.....	31
13. 使用料の精算（調整）.....	32
14. 「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」の書き方.....	33
15. 「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」の書き方.....	34
----- 売上高報告と使用料支払方法に関するQ & A -----.....	35
III. エコマーク認定商品に関する追加・変更等の手続き	43
1. 追加・変更などの手続き.....	43
2. エコマーク商品担当者及び使用料支払担当者の変更手続き.....	45
3. エコマーク使用契約者の変更手続き.....	46
4. エコマーク使用契約者の名称、代表者等の変更手続き.....	46
5. 「エコマーク商品追加申込書（様式A）」の書き方.....	47
6. 「エコマーク商品変更申込書（様式B）」の書き方.....	48
----- 追加・変更などに関するQ & A -----.....	49

IV. エコマークの表示方法	51
1. エコマークの使用権.....	51
2. エコマーク表示のイメージ	51
3. エコマーク下段の環境保全上の効果に関する表示.....	51
4. エコマークロゴの色.....	52
5. 文字のフォント.....	52
6. エコマーク表示の最小サイズ.....	52
7. エコマーク認定番号、使用契約者名などの表示.....	52
8. エコマークの表示に関する注意点.....	53
9. カタログ、ホームページなど広告物へのエコマーク表示方法.....	53
----- 表示に関するQ & A -----	54

付録（規定、様式）

○事業実施要領

- エコマーク事業実施要領 付2

○主な規定

- エコマーク使用規定 付7
- エコマーク使用の手引 付10
- エコマークの下段の表示（環境情報表示）について 付15

○様式（原本）【それぞれコピーしてご使用下さい】

- 「エコマーク商品追加申込書（様式A）」
- 「エコマーク商品変更申込書（様式B）」
- 「エコマーク担当者変更届（様式C）」
- 「エコマーク使用契約者変更申込書（様式D-（1））」
- 「エコマーク使用契約者変更申込書（様式D-（2））」
- 「エコマーク使用契約者名等変更届（様式E）」
- 「エコマーク使用契約の解約願い（様式F）」

本てびきは、商品認定審査で「認定」された商品に関するエコマーク使用契約やその後の手続きなどについて説明したものです。

エコマーク使用申込など商品認定審査に関するまでの手続き方法などについては、別冊『エコマーク申込のてびき』で説明しています。

ご希望の方は、お気軽にエコマーク事務局までお問い合わせ下さい。

I. 認定審査結果通知から使用契約締結まで

お申込みの商品は、認定審査の結果、「認定」となりましたので、今後のエコマーク使用契約締結などに関する諸手続きについて、ご説明いたします。

本てびきをお読みいただき、必要な手続きを進めて下さい。

(注) エコマーク使用契約の締結日まで、エコマークを表示した商品を出荷することはできません。万が一、使用契約締結前にエコマーク商品として出荷されますと、エコマークの無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。

⇒ 4 ページの「エコマーク使用契約書」第 8 条などをご参照下さい。

1. 認定審査結果通知書とともに送付される書類

審査結果が「認定」の場合は、本てびきとともに以下の書類を商品担当者および支払担当者宛にそれぞれ送付しますので、内容をご確認下さい。

商品担当者宛

- ①エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書
- ②「エコマーク使用契約書」2部（契約者分と当協会分）

支払担当者宛

- ③エコマーク使用料に関するご請求
- ④「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」2部（契約者分と当協会分）

エコマーク使用契約の締結にあたり、左記の②と④の契約書（各 2 通共）の事務局宛て返送、及び③使用料のお振込は、認定審査結果通知書の発信日から 60 日以内にお済ませ下さい。

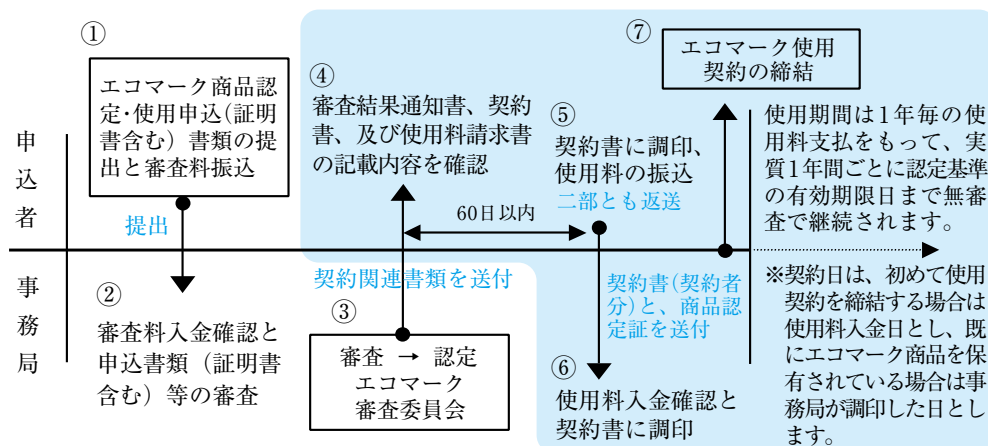
(注) 上記①～④の内容については 2～3 ページをご参照下さい。なお、エコマークロゴ清刷は「エコマークの表示について(お願い)」の付録に収録しています。

また③、④は初めてエコマークの契約を締結する際にお送りします。2 商品目以降のエコマーク使用料の請求と支払いは、当期支払対象期間終了時に行います。

2. 「エコマーク使用契約」締結までのながれ

本てびきでは、以下の④～⑦の手続きについて説明しています（⑤の契約書には 2 種類の契約書があります。各契約書については 4～7 ページをご参照下さい）。

①～③の手続きについては、別冊「エコマーク申込のてびき」をご覧ください。



④、⑤、⑥ 2 商品目以降のエコマーク使用料の請求と支払いは、当期支払対象期間の終了時に行います。

3. 各送付書類とその手続方法

それぞれの送付書類とその手続き方法についてご説明します。

「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」の発信日から60日以内に（財）日本環境協会との間で「エコマーク使用契約」を締結して下さい。

（注）上記期間内にエコマーク使用契約が締結されなかった場合は、申込商品に対する商品認定は取り消されます。

① 「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」

大切に保管して下さい。

「認定の条件」に記載されている事項をご確認のうえ、これらを守って正しくエコマークを使用・表示して下さい。

② 「エコマーク使用契約書」2部（契約者（乙）分と当協会（甲）分）

エコマーク使用に関する重要な契約書です。大切に保管して下さい。

契約締結にあたり契約書記載内容を十分にご確認下さい。契約者（乙）分と当協会（甲）分として同じ契約書を2部送付しますので、2部とも表面（1 / 4）の乙欄に、住所および代表者名を記入・押印（社印、代表者印）のうえ、2部とも当協会エコマーク事務局宛ご返送下さい。当協会にて表面（1 / 4）の日付欄にエコマーク使用契約締結日を記入のうえ調印後に契約者（乙）分1部を再送付いたします。

エコマーク使用契約締結日は、契約者が初めてエコマーク使用契約を締結する場合のみ使用料の入金日とし、以後（既にエコマーク商品を保有している場合）は当協会側が契約書に調印した日となります。

（注）表面（1 / 4）の日付欄（契約日）は、空欄のまま記載しないで下さい（既認定商品について新認定基準等で改めて認定を取得し、新たにエコマーク使用契約を締結する場合等では、一部の契約書において既に契約締結日が記入されている場合もあります）。

※「エコマーク使用契約書」は4～5ページに掲載しておりますので、事前に全契約条項をご確認下さい。

③ 「エコマーク使用料に関するご請求」

エコマーク使用料は、契約者からのエコマーク商品の売上高報告に基づき算定されています。ご請求額および前項②「エコマーク使用契約書」と後項④「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」の記載内容を十分にご確認のうえ、エコマーク使用料は本請求書に従って、前項①「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」発信日より60日以内に以下の当協会口座宛お振込下さい。

※エコマーク使用料の振込先

口座名義	財団法人 日本環境協会
銀行名	三井住友銀行日比谷支店 普通預金口座 No.7112266
振込金額	エコマーク使用料+消費税
振込人名義	使用契約者（事業者）名
	（注）振込手数料は使用契約者（事業者）様のご負担となります。

④ 「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」2部（契約者（乙）分と当協会（甲）分）

前項②「エコマーク使用契約書」と同様に、エコマーク使用に関する重要な契約書です。大切に保管して下さい。

前項②「エコマーク使用契約書」はエコマーク認定商品ごとに締結しますが、本契約書は契約者（事業者など）ごとに締結するもので、初めてエコマーク使用契約を締結するときに同時に締結します。

支払担当者は、契約締結にあたり契約書記載内容を十分にご確認下さい。本契約書の記入・押印方法や契約締結日などは前項②「エコマーク使用契約書」と同様となります。商品担当者と事前にご確認のうえ前項②「エコマーク使用契約書」と共に、2部とも当協会エコマーク事務局宛ご返送下さい。

※「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」は6～7ページに掲載しておりますので、事前に全契約条項をご確認下さい。

⑤ 「エコマーク商品認定証」

エコマーク認定の証です。大切に保管して下さい。

エコマーク認定商品ごとに発行するもので、事務局から前項②「エコマーク使用契約書」の契約者（乙）分1部を送付する際に併せて送付します。

認定を受けた商品に関する「認定の条件」及び「使用期間（開始日と満了日）」などをご確認のうえ、これらを守って正しくエコマークを使用・表示して下さい。

⑥ 「「エコマーク使用契約書」及び「エコマーク商品認定証」の送付について」

今回、エコマーク認定をうけた商品の本年のエコマーク使用期間が記載されています。⑤「エコマーク認定証」とともに大切に保管して下さい。なお、次年以降は、使用料支払い後に「エコマーク商品使用期間確認書」を発行しますので、認定商品の当該年のエコマーク使用期間をご確認いただけます。

⑦ エコマークロゴ清刷（「エコマーク表示について（お願い）」に収録）

エコマークを使用・表示する際の印刷原稿となるものです。この清刷を使用してエコマーク表示を行って下さい。

各商品類型の認定基準で定められた「下段の表示」または「環境情報表示」は、必ずエコマークロゴとセットで表記する必要があります。表示にあたっては、付録の「エコマーク使用規定」（付7ページ）、「エコマーク使用の手引」（付10ページ）、および「エコマークの下段の表示（環境情報表示）」について（付15ページ）などの各規定を遵守して下さい。

CHECK POINT

- 契約にあたり、「エコマーク使用契約書」および「エコマーク使用料の支払等に関する契約書（初めてエコマーク使用契約を締結する場合）」の全契約条項を確認されましたか？
- 「エコマーク使用契約書」および「エコマーク使用料の支払等に関する契約書（初めてエコマーク使用契約を締結する場合）」は、2部とも押印し認定審査結果通知書の発信日から60日以内にエコマーク事務局宛に郵送されましたか？
- 「エコマーク使用料」は、認定審査結果通知書の発信日から60日以内にご入金されましたか？
- エコマーク事務局から、契約者保管分として「エコマーク使用契約書」及び「エコマーク使用料の支払等に関する契約書（初めてエコマーク使用契約を締結する場合）」の1部と、「エコマーク商品認定証」はそれぞれ送付されてきましたか？
- 前記の契約書等がお手元に届きましたら、エコマーク使用契約に関する手続きは完了です。本契約の解約または解除がない限り、「エコマーク使用契約書」に記載された「本契約の有効期間」内において、該当する認定商品にエコマークを使用・表示などして当該商品を出荷することが認められます。

……これでエコマーク使用契約に関する手続きは完了です……

「エコマーク使用契約書」について

契約締結にあたり事前に全契約条項をご確認下さい。(乙：使用契約者、甲：(財)日本環境協会)

甲及び乙は、エコマーク事業実施要領等の定めるところにより乙の申込みを受けて甲が認定した商品(以下「エコマーク商品」という)に係るエコマークの使用に関して、以下のとおりエコマーク使用契約(以下「本契約」という)を締結した。

表

一 エコマーク商品認定番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇号
二 エコマーク商品類型名	
三 エコマーク商品ブランド名	
四 型式	
五 本契約の有効期間 (使用契約期間)	本契約締結日から認定の有効期間の満了日(〇年〇月〇日) までとする。(第10条 参照)

(趣旨)

第1条 本契約は、乙がエコマーク商品に、甲の登録商標であるエコマークを使用することにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択に資することを目的とする。

(適用)

第2条 本契約に基づくエコマーク使用料の支払及び売上高の報告については、甲乙間で別に締結したエコマーク使用料の支払等に関する契約書(以下「使用料等契約書」という)の内容に従うものとする。

(エコマークの使用規定等の遵守義務)

第3条 乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「エコマーク使用規定」、「エコマーク使用の手引」、「エコマーク下段の表示(環境情報表示)」及び「エコマーク商品認定基準書」等の規定(以下「エコマーク使用規定等」という)にしたがって、エコマーク商品についてエコマークを印刷・貼付等して使用しなければならない。

2 乙は、乙から出荷したエコマーク商品についても、販売委託会社等も同様にエコマーク使用規定等を遵守するよう配慮しなければならない。

3 乙は、エコマーク使用規定等が、甲において定める手続に従って改廃される場合でも、これらの規定に従わなければならない。

(本契約に係るエコマーク商品)

第4条 本契約の対象となるエコマーク商品は、表の各号に掲げるものとする。

2 マーク下段の表示(または環境情報表示)及びマークと共に併記する表現などが定められている場合のマーク表示方法は、本契約に係るエコマーク商品の認定証及び別に定める各認定基準に従わなければならない。

(報告義務)

第5条 乙の名称、代表者名、住所、電話番号、商品連絡担当者等が変更された場合、又はエコマーク商品の製造販売を中止した場合には、乙は、甲に対し、これらの変更及び中止に係る内容を、当該事実の発生した日から2週間以内に書面により報告しなければならない。

2 エコマーク商品のブランド名、型式、性能、製造方法、製造工程、製造場所もしくは使用する原材料等が変更される場合、又は品番などを追加、廃止する場合等には、乙は、甲に対し、これらの変更及び追加、廃止に係る内容を、書面により提出し、甲の事前の書面による許諾を受けなければならない。

3 エコマーク商品について事故等が発生した場合、乙は、甲に対し、その事故の内容、対策等を、当該事故の発生した日から1週間以内に書面により報告しなければならない。

(売上高の報告等)

第6条 乙は、甲に対し、使用料等契約書に基づいてエコマーク商品に関する売上高の報告等を行わなければならない。

(エコマーク使用の許諾)

第7条 甲は、乙に対し、別に定める「エコマーク使用規定」第4条に基づいて、本契約の定めるところにより、エコマーク商品についてエコマークの印刷・貼付等による使用を許諾する。

(エコマークの無断使用の禁止)

第8条 乙は、使用許諾を得たエコマーク商品以外の商品にエコマークを使用してはならない。

(エコマークの不適正使用の禁止)

第9条 乙は、使用許諾を得たエコマーク商品についてのみエコマークを使用することができる。ただし、当該商品が変更等により認定基準を満足しなくなった場合は、直ちにエコマークの使用を停止しなければならない。

(エコマーク認定の有効期間)

第10条 エコマーク商品に関する認定の有効期間は、第17条による認定の取り消し、第12条に基づく解約の申入れに基づく合意解約、または第24条もしくは使用料等契約書に定める契約の解除により本契約の解除がされた場合を除き、エコマーク商品認定通知日から第4条第1項表の第二号に定める当該商品類型の認定基準の有効期限日(〇年〇月〇日)までとする。ただし、甲が、別に定める手続によりエコマーク商品の属する商品類型の認定基準の有効期限を延長した場合には、それに従う。

2 エコマーク商品の属する商品類型の認定基準の有効期限までの間に当該認定基準が改定された場合においても、当該エコマーク商品が認定審査時の認定基準を満たしている限り、前項と同様とする。

(エコマークの使用契約期間)

第11条 本契約の有効期間(使用契約期間)は、本契約締結の日から当該エコマーク商品に関する認定の有効期間の満了日までとする。

2 乙は、前項の使用契約満了後は、エコマークの印刷・貼付等されたエコマーク商品を出荷してはならない。ただし、甲の書面による事前の許諾を受けた場合はこの限りではない。

3 乙は、甲に対し、所定の書面を提出し、使用契約期間内にエコマークの使用を取りやめることができる。その場合でも、乙は、甲に対し、第13条の規定により支払われた当該エコマーク商品について使用料の返還を求めることはできない。

(使用契約の解約)

第12条 乙は、甲に対し、使用料等契約書に定める支払対象期間の満了日の30日前までに、所定の書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

2 前項の場合、本契約の全部又は一部は、当該支払対象期間の満了日をもって終了するものとする。

3 前項までの場合において、乙は、甲に対し、本契約について支払済みの使用料の返還を請求することはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

(使用料の支払)

第13条 乙は、甲に対し、使用料等契約書に基づいて使用料の支払をしなければならない。

(不当な表示等の制限)

第14条 乙は、エコマークの使用等にあたり、「不当景品類及び不当表示防止法」その他の関係法令を遵守しなければならない。

- 2 乙は、エコマーク商品の製造委託先、販売委託会社等が不当又は不適正なエコマークの表示等をする事のないよう配慮しなければならない。
- 3 乙は、環境関連法規及び消費者関連法規を遵守しなければならない。

(報告・調査)

第15条 甲は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、エコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績（出荷額）等について報告及び説明を求め、又は、乙に事前に通知し、乙の本店、営業所、工場、関連する製造委託先、販売委託会社等への立入りを含む調査をすることができる。

- 2 前項の場合において、乙が規定に違反していることが明らかとなった場合には、甲は、乙に対し、前項の調査等甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(第3条、第8条及び第9条違反の疑いのある場合の報告徴収・現地監査等)

第16条 甲は、乙が第3条、第8条及び第9条の規定に違反している疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙が第3条、第8条及び第9条の規定に違反していることが明らかとなった場合には、甲は、乙に対し、前項の現地監査等甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

(認定の取消等)

第17条 甲は、乙の製造するエコマーク商品が認定基準を満足しないと認めるときは、当該エコマーク商品の認定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合、乙は、第11条に定める使用契約期間中であっても、直ちにエコマークの使用を取り止めなければならない。

(エコマーク商品に関する責任)

第18条 乙は、エコマーク商品の品質、性能、安全性等について一切の責任を負う。

- 2 乙は、甲より要求があった場合は、エコマーク商品の修理、改良等に努めるものとする。
- 3 乙は、乙の責任と負担においてエコマーク商品により発生した事故等による被害者への損害の賠償等をなすものとする。
- 4 乙は、消費者等からエコマーク商品につき苦情等がなされた場合には、乙の責任と負担において速やかに適切な改善等の措置を講ずるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第19条 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるエコマーク使用権を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第20条 乙が第3条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、違反状態の速やかな是正を求めることができる。

- 2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がエコマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(無断使用の場合の精算金支払い及び公表)

第21条 乙が第8条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性レベルや無断使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙がエコマークを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不適正使用の場合の精算金支払い及び公表)

第22条 乙が第9条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性レベルや不適正使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(情報の取扱い等)

第23条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。

- 2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

(本契約の解除)

第24条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、乙に対する何らの通知・催告等を要することなく、直ちにエコマーク認定を取り消し、本契約を解除することができる。なお、甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 一 第3条、第8条、第9条に定める規定に違反したとき
- 二 第5条、第15条及び第16条に定める報告を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき
- 三 第13条に基づく使用料の支払の全部又は一部を怠ったとき
- 四 第17条の規定により、エコマーク商品の認定が取り消されたとき
- 五 乙が使用許諾を得た他のエコマーク商品についてエコマーク使用契約が解除されたとき
- 六 甲の許諾なくエコマークと類似のマークを使用したとき
- 七 乙の甲に対するエコマーク商品の認定申込み書類の記載に虚偽があることが判明したとき
- 八 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどエコマークの信用を傷つけたとき
- 九 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき
- 一〇 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき
- 一一 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき
- 一二 前各号に準ずる事由の発生したとき
- 一三 その他上記以外に本契約及び使用料等契約書の各条項のいずれかに違反したとき

- 2 前項三号に該当する事由により本契約が解除された場合、本契約は、使用料等契約書に基づく直前の支払対象期間満了日の翌日に遡及して効力を失うものとし、甲は、乙に対し、乙によるエコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用の場合に準じて請求することができる。

(複数型式の場合の一部取消)

第25条 エコマーク商品について複数の型式が存する場合には、甲は、第17条又は第24条の規定に基づき、その一部の型式について認定を取り消し、又は、契約を解除することができる。

(契約解除の場合の在庫処理)

第26条 本契約が第24条の規定に基づき解除により終了した場合、乙は、甲の指導に基づき、契約解除の日において未出荷の在庫商品について、契約解除の日から1ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、エコマーク表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、甲に対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

(不正使用通報協力義務)

第27条 乙は、第三者がエコマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、商品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(協議)

第28条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄の合意)

第29条 本契約について万一、紛争が生じたときは、その第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とすることについて、甲・乙は予め合意した。

「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」について

契約締結にあたり事前に全契約条項をご確認下さい。(乙：使用契約者、甲：(財)日本環境協会)

甲及び乙は、甲乙間で別に締結した末尾の表 2 記載のエコマーク使用契約、及び本日以降甲乙間で新規に締結したエコマーク使用契約に関する使用料の支払及び売上高の報告について、甲が別に作成し、随時改訂する「エコマーク契約のてびき」に従うほか、本日、以下のとおり合意した。

(使用料の計算)

第 1 条 乙が甲に対して支払うエコマーク使用契約書に基づく使用料は、使用契約に関する支払対象期間に対応する報告対象期間内の実績売上高の合算額に応じて、末尾の表 1 記載のとおりとする。

2 前項の計算において、乙の報告した売上期間の日数が 1 年に満たない場合には、当該売上高を売上期間の日数で除した金額に 365 を乗じた値をもって実績売上高とする。

(使用料の支払)

第 2 条 乙は、甲に対し、前条の計算に基づく使用料を、第 5 条第 3 項の規定に基づき、甲が所定の書式により指定する期日までに一括して支払うものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由によりエコマーク使用契約が解除された場合でも、乙は、甲に対し、前項の使用料の返還を求めすることはできない。

3 複数の型式の一部について認定の取消又は契約の解除がなされた場合においても、乙は、甲に対し、第 1 項の規定により支払われた当該型式についての使用料の返還を求めすることはできない。

4 甲及び乙は、第 6 条第 5 項の場合を除いては、第 1 条の計算の根拠となった売上高が支払対象期間における現実の販売実績と異なる場合であっても、相互に過不足額の精算を求めることができない。ただし、使用料の計算の根拠となった乙報告にかかる売上高が虚偽のものであった場合には、甲は乙に対し、無断使用の場合に準じて精算金を請求することができる。

(支払対象期間)

第 3 条 第 1 条に定めるエコマーク使用料の支払対象期間は、本契約作成の日から 1 年間とし、甲乙間に有効なエコマーク使用契約が継続する限り、支払対象期間満了日の翌日から 1 年間をもって次期の支払対象期間とし、以後も同様とする。ただし、当該支払対象期間内における残存使用契約期間が 1 年に満たない場合には、当該使用契約については、当該期間をもって支払対象期間とする。

(報告対象期間)

第 4 条 支払対象期間における使用料算定の基礎となる売上高に対応した報告対象期間は〇年〇月〇日から 1 年間とし、甲乙間に有効なエコマーク使用契約が継続する限り、報告対象期間満了日の翌日から 1 年間をもって次期の報告対象期間とし、以後も同様とする。ただし、当該報告対象期間内における使用契約期間が 1 年に満たない場合には、当該使用契約については、当該期間をもって報告対象期間とする。

(エコマーク商品売上高の報告)

第 5 条 乙は、甲に対し、甲が売上高に関する報告を求めた日から支払対象期間満了日(次期支払対象期間開始日の前日)の 30 日前までに、甲に対し、全エコマーク商品について、報告対象期間の実績売上高(出荷販売額)を所定の書面により報告しなければならない。

2 当該支払対象期間内におけるエコマーク商品の使用契約期間が 1 年に満たない場合には、当該エコマーク商品については、契約期間の日数により売上高を按分するものとする。

3 乙は、甲に対し、第 1 項の売上高報告に基づいて甲が算定した使用料を、甲が書面により請求した日から 60 日以内に支払わなければならない。

(乙が実績売上高を報告できない場合等の特例)

第 6 条 当該エコマーク商品が新製品であるため販売実績がない場合その他甲が適当と認める場合においては、乙は、甲の認める合理的な方法により推定した当該エコマーク商品に関する売上高(推定売上高)をもって前条第 1 項に定める報告に代えることができる。

2 前項の場合においては、乙は、甲に対し、支払対象期間満了日の 30 日前までに、報告対象期間における実績売上高(確定売上高)を所定の書面により報告しなければならない。ただし、実際の販売期間が 1 年に満たない場合にはなお前項の例による。

3 支払対象期間中に甲乙が新たにエコマーク使用契約を締結し、または使用契約に基づいて型式を追加した場合、乙は、甲に対し、当該エコマーク商品を含むすべてのエコマーク商品について、支払対象期間満了日の 30 日前までに、報告対象期間における実績売上高(確定売上高)を所定の書面により報告しなければならない。ただし、実際の販売期間

の日数と販売開始後の残存報告対象期間の日数が相違する場合には、乙は、甲に対し、甲の指示する方法で算定した実績売上高を報告するものとする。

- 4 使用契約に基づきエコマーク認定の有効期間が延長された場合には、乙は、甲に対し、甲が別に指定する期日までに、当該延長期間における実績売上高（確定売上高）を所定の書面により報告しなければならない。
- 5 前項までの場合において、使用料の支払に過不足が生じた場合には、次期支払対象期間のエコマーク使用料への充当または加算により精算するものとする。甲乙間の使用契約がすべて終了する場合には、甲乙間で過不足額を精算するものとする。

(使用料支払担当者の届出)

第7条 乙は、使用契約に関する担当者とは別に、エコマーク商品の売上高の報告及びエコマーク使用料の支払等の事務処理を担当する者（使用料支払担当者）を定め、甲に対し、書面により、届け出なければならない。

2 乙は、前項の担当者に変更があった場合には、甲に対し、書面により、その旨を届け出なければならない。

(報告・調査)

第8条 甲は、エコマーク使用料の適正な算定を行うため、乙に対し、エコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績（出荷額）等について報告及び説明を求め、又は、乙に事前に通知し、乙の本店、営業所、工場、関連する製造委託先、販売委託会社等への立入りを含む調査をすることができる。

2 前項の場合において、乙が本契約又は使用契約の規定に違反していることが明らかとなった場合には、甲は、乙に対し、前項の調査等のため甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(情報の取扱い等)

第9条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。

2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

(新規契約の取扱い等)

第10条 甲乙間で新規にエコマーク使用契約を締結した場合には、当該使用に伴う使用料の支払及び売上高の報告等本契約に定める諸事項については本契約に従うものとする。

2 甲乙間でエコマーク使用契約が終了した場合には、当該使用契約について本契約は適用されない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲乙間の各エコマーク使用契約に定める場合のほか、甲は、乙に対する何らの通知・催告等を要することなく、甲乙間のすべての使用契約を解除することができる。

- 一 第5条及び第6条に定める報告の全部又は一部を怠ったとき
- 二 第2条に定める使用料の支払の全部又は一部を怠ったとき
- 三 その他上記以外に本契約の各条項のいずれかに違反したとき

2 前項の場合においては、すべての使用契約は、直前の支払対象期間満了日の翌日に遡及して効力を失うものとし、甲は、乙に対し、乙によるエコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用の場合に準じて請求することができる。また、甲乙が新たにエコマーク使用契約を締結し、または使用契約に基づいて型式を追加した場合には、甲は、乙に対し、乙による当該エコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用の場合に準じて請求することができる。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有するものとする。

表1 エコマーク使用料に関する売上高区分ごとの負担率

	1社あたりの認定商品合計の売上高区分（消費税別）				
	1,000万円以下	1,000万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～41.5億円以下	41.5億円超
区間内の負担率	-	0.100%	0.065%	0.010%	-
使用料（円/1年）の算定式	一律10,000円	10,000+0.001× (売上高-10,000,000)円	100,000+0.00065× (売上高-100,000,000)円	685,000+0.0001× (売上高-1,000,000,000)円	一律1,000,000円
1社あたりの年間使用料	(一定)1万円	1万円～10万円	10万円～68.5万円	68.5万円～100万円	(一定)100万円

表2

(本契約の適用を受けるエコマーク使用契約)

No	認定番号	締結日
1		年 月 日

4. エコマーク使用契約の締結

初めてエコマーク使用契約を締結する場合は、事務局でエコマーク使用料の入金が確認できましたら、契約締結日の記載と当協会の調印を済ませた「エコマーク使用契約書」（契約者保管分）1通をご返送いたします。もう1通は当協会が保管いたします。これでエコマーク使用契約の手続きは完了です。

（注） エコマーク使用契約日は、初めてエコマーク使用契約を締結する場合のみ使用料の入金日とし、以後（既にエコマーク商品を保有している場合）は当協会が契約書に調印した日とします。なお、初回の契約締結時には、エコマーク使用料の入金確認と使用契約締結日の確定など、エコマーク使用契約書のご返送まで事務手続き上10日程度要する場合がございます。予めご了承下さい。

5. エコマーク認定の有効（使用契約）期間と使用契約の解約

(1) エコマーク認定の有効（使用契約）期間

エコマーク認定の有効期間は、エコマーク商品認定通知日から当該商品が認定されている認定基準書の有効期限（当該商品類型の認定基準の有効期限が延長された場合には、その延長された日）までとなります。

認定の有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合でも、既に認定されている商品に影響が及ぶことはなく、既認定商品の認定は有効のままとなります。

この認定の有効期間内にエコマーク使用契約を締結された場合は、エコマークを使用・表示等することが認められます。なお、認定審査結果通知書の発信日から60日以内に使用契約が締結されなかった場合や契約後に解約もしくは解除等により使用契約が消滅した場合には、当該商品の認定も取り消されます。

使用契約期間は、支払対象期間ごとに使用料の支払をもって実質1年間ごとに継続されることとなります。ただし、当該エコマーク商品に関する認定の有効期間の満了日が当該支払対象期間中に到来する場合には当該満了日をもって使用契約期間は終了します。

(2) エコマーク認定の有効期限

商品認定の有効期限が到来した場合は、その日をもって当該認定商品へのエコマークの使用・表示を終了していただくこととなりますが、新たに制定された商品類型（新Version認定基準）で新たに認定を取り直していただくことにより、引き続き当該認定商品にエコマークを使用・表示することが可能となります。

新Versionの認定基準書は、旧Versionの有効期限の1年程前に制定される予定としています。また、認定基準の有効期限は延長されることもありますが、いずれの場合も個別案内やエコマークニュースなどで事前にお知らせいたします。

商品認定の有効期限を超えて契約を延長することはできません。
したがって商品認定の有効期限をもって、エコマークを使用・表示等した当該認定商品の出荷は終了となりますのでご注意ください。

（注） 前記に係わらず、新Versionの認定基準で新たに認定を取り直していただいた場合は、原則として有効期限前に製造済の既認定商品（旧Versionでのエコマーク表示済商品）についてもこれまでどおりの出荷が認められます。詳しくは、エコマーク事務局までお問い合わせ下さい。

(3) エコマーク使用契約の解約

使用契約者は、支払対象期間満了日の30日前までに解約の申入れをすることで認定商品ごとに使用契約を終了することができ（すでに支払対象期間が決まっている場合の新規契約についても同

様です)、以後も同様に支払対象期間(1年間)ごとに解約の申入れをすることができます。

解約の申入れをしない限り認定の有効期限まで使用契約は継続されますが(これまでのような契約の更新手続などは不要となります)、支払対象期間(1年間)を単位として解約をすることができますので(支払いがない場合には使用契約が解除され、直前の支払対象期間の満了日に遡って契約が無効となります)、実質的には1年間を単位として契約が更新されるのと同様の取扱いとなります。

使用契約の全部または一部を解約する場合は、上記のとおり、支払対象期間ごとの解約となります。支払対象期間の満了日の30日前までに、所定の書面により解約を申し出ていただくことにより、当該支払対象期間の満了日をもって当該使用契約は終了します。

この場合、支払済の使用料については返還されません。ただし、未払いの使用料がある場合には、別途請求させていただきます。なお、売上高確定報告書(31ページ参照)に基づき使用料を精算する場合は、次期使用料で過不足額を調整いたします。

(注) 使用契約の「解約」を希望される場合は、お手数ですが付録に掲載の「エコマーク使用契約の解約願(様式F)」により事務局までお申し出下さい。

エコマークの使用契約違反などがあった場合には、直ちにエコマーク認定を取り消し、使用契約を解除することがありますのでご注意ください。

6. 使用契約締結後のご注意

(1) エコマーク認定商品に関する追加・変更

契約締結後にエコマーク商品について、新たな型式(品番)等を追加する場合、または商品ブランド名や仕様、製造工場などに変更が生じる場合には、直ちに追加または変更等の手続きを行い、事前にエコマーク事務局の承認を得る必要があります。詳しくは、43ページの「Ⅲ. エコマーク認定商品に関する追加・変更等の手続き」をご参照下さい。

(2) エコマークの表示方法

エコマークの表示方法は、「エコマーク使用規定」、「エコマーク使用の手引」、および「エコマークの下段の表示(環境情報表示)について」などの諸規定を遵守して下さい。詳しくは、51ページの「Ⅳ. エコマークの表示方法」および付録の「主な規定」(付7~16ページ)をご参照下さい。

(3) 認定の取り消し

エコマーク商品認定申込書(証明書などの必要書類をすべて含む)及び売上高報告書などに虚偽の記載をした場合、申込商品について関係法令への違反があった場合、認定審査結果通知書の発信日から60日以内に「エコマーク使用契約」を締結しなかった場合、契約違反による解除をした場合、その他エコマーク事務局がエコマーク事業の適正な実施のため必要があると判断した場合には、エコマーク商品の全部または一部の認定を取り消すことがあります。

(注) 認定の取り消し後にエコマークを使用されますと、エコマーク無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意ください。

⇒5ページの「エコマーク使用契約書」第21条などをご参照下さい。

7. エコマーク最新情報の入手方法

エコマークの最新情報は、ホームページとエコマークニュースで随時お知らせしています。

(注) エコマークニュースには、認定基準の制・改定など重要な情報が記載されています。使用契約者(申込者)をはじめエコマークに関する担当者(商品担当者及び支払担当者)の方は、必ずお読みいただき保管するようにして下さい。

エコマーク事務局ホームページ



エコマークに関する最新情報をはじめ、認定基準や申込様式などをインターネットのホームページに掲載しています。

<http://www.ecomark.jp>

- 「エコマークニュース」など最新情報の掲載
- 申込様式、各付属証明書のダウンロード
- 事業実施要領、各規定、商品類型（認定基準書）などの掲載
- 新規商品類型提案の選定結果、認定基準の制・改定及び認定基準（案）の公開とパブリックコメントの募集
- 認定商品の商品情報を認定番号や商品ブランド名等から検索など

エコマークの手続きに関する冊子入手するには？

手続きに関する書類、および認定基準書などは全てエコマークホームページで公開しています。ホームページをご覧いただけない方は、冊子でもご用意していますので事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。

なお、送付にあたっての送料（実費）はご負担いただいております。また、部数に限りがありますので原則 1 セットの送付とさせていただきます。

宅配便等での着払いを希望される場合は、その旨明記いただき FAX にてご請求下さい。

FAX 送付先：エコマーク事務局 普及・国際協力課 宛

FAX 番号：03-5643-6257

記載内容：事業者（会社名や団体名など）名、担当部署、担当者名、送付先住所、電話番号、申込を検討中の商品の概要、素材など

※ 「エコマーク資料一式希望」および「着払希望」などを明記して下さい。

「エコマークニュース」(2ヶ月に1回程度発行)



新規選定の商品類型、認定基準案などの情報や、エコマークに関する重要なお知らせや活動状況などを掲載しています。

電子メール版と印刷版があります（認定商品保有企業の商品担当者及び支払担当者様にお送りしています）。

電子メール版はホームページから無料購読の登録ができます。

http://www.ecomark.jp/eco_mail/index.html

印刷版の購読については、以下のエコマーク事務局普及課までお気軽にお問い合わせください。

エコマーク事務局 普及・国際協力課

TEL：03-5643-6255

FAX：03-5643-6257

契約に関する Q&A

Q1

A

エコマーク使用契約を初めて締結するのですが、エコマーク使用料はいつまでに入金すれば良いのですか？

「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」の発信日より、60日以内にご入金下さい。ご入金日がエコマーク使用契約の締結日となります。

なお、発信日から60日が経過しても使用料が支払われないときは、エコマーク使用契約を締結することができなくなります。

詳しくは、2ページ「③エコマーク使用料に関するご請求」をご参照下さい。

(注) 既にエコマーク使用契約を締結されている場合の使用料の支払期日については、19ページ「4. 使用料の支払期日」をご参照下さい。

Q2

A

前Q1で60日以内に入金できなかった場合、「認定」結果はどうなるのですか？

認定審査結果通知書の発信日から60日以内に使用契約が締結されなかった場合は、当該商品の認定は取消しとなります。止むを得ずご入金が遅れる場合は、事前に事務局までご相談下さい。

Q3

A

エコマーク使用料が、確かに振り込みできていることを確認したいのですが？

ご入金日の翌日以降に、エコマーク事務局 総務・契約監査課までお問い合わせ下さい。

Q4

A

「エコマーク使用契約書」及び「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」の当社保管分の返送はいつ頃になりますか？

初めてエコマーク使用契約を締結される場合は、使用料のご入金日から概ね10日ほどでご返送いたします。既にエコマーク使用契約を締結されている場合は、貴社の送付日から概ね10日ほどでご返送いたします（「エコマーク使用契約書」は商品担当者宛に、「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」は支払担当者宛にお送りします）。

(注) 「エコマーク使用契約書」は一認定商品ごとに個別に締結いたします。「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」は一契約者（会社）ごとの締結となります。

Q5

A

「エコマーク商品認定証」とは、どのようなものですか？

エコマーク使用契約が締結されますと、エコマークの認定の証として、「エコマーク商品認定証」を発行します。「エコマーク使用契約書」のご契約者分を1部返送する際に併せて送付します。

本認定証には、「認定番号」、「使用契約者名」、「商品ブランド名」、及び「型式」などの他に、「認定の条件」などを記載しています。エコマーク使用料を毎年お支払いいただくことにより、「認定の有効期限日」まで継続して、エコマークを使用・表示することが可能となります。毎年のエコマーク使用料のお支払い状況は、「エコマーク商品使用期間確認書」にて確認することができます。

なお、本認定証は使用契約締結時に発行し、毎年発行は致しませんので、大切に保管して下さい。

Q6**A**

2商品目以降の認定を取得した場合、エコマーク使用契約締結日はいつになりますか？

1商品目の「エコマーク使用契約書」の締結日は使用料の入金日となりますが、2商品目以降の契約は、「エコマーク使用契約書」に当協会が調印した日となります。

Q7**A**

「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」(以下、「使用料等契約書」という)は、毎年または認定商品が増えるごとに締結する必要はありますか？

いいえ。使用契約者(1社)ごとに最初にエコマーク使用契約を締結するときに「使用料等契約書」を1回のみ締結します。この「使用料等契約書」には、使用契約者(1社)ごとのエコマーク使用料の支払方法および売上高の報告等に関する約定などが記載され、いわば基本契約書のような役割を果たすもので、締結日以降に新たにエコマーク使用契約を締結する商品に対しても適用されます。

Q8**A**

「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」(以下、「使用料等契約書」という)末尾の表2(本契約の適用を受けるエコマーク使用契約)は毎年更新されるのですか？

いいえ、更新されません。表2には「使用料等契約書」締結時に、同日付で契約を締結したエコマーク使用契約のみが記載されています。前Q7.のとおり、この「使用料等契約書」はいわば基本契約書のような役割を果たすものとなります。従って、表2への認定番号の記載の有無にかかわらず同日以降に契約した商品に対しても「使用料等契約書」は有効となりますので、都度更新するものではありません。

なお、契約中の商品については、「エコマーク商品売上高報告書」または「エコマーク商品使用期間確認書」にて確認することができます。

Q9**A**

エコマーク認定の有効期間はいつまでですか？

認定審査結果通知書の発信日から当該商品が認定されている認定基準の有効期限までとなります。なお、認定の有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合でも、既に認定されている商品に影響が及ぶことはなく、既認定商品の認定は有効のままとなります。

Q10**A**

エコマークの使用契約期間はいつまでですか？

前Q9のエコマーク認定の有効期間内にエコマーク使用契約を締結されますと、エコマークを使用・表示等することが認められます。使用契約期間は、契約締結日から当該商品が認定されている認定基準の有効期限日までですが、1年単位で解約することができ、予め契約者ごとに定められた支払対象期間(1年間)ごとの使用料の支払をもって、実質1年間ごとに継続されます。

(注) 認定基準書に定める有効期限日を超えてエコマーク使用契約を締結することはできません。また、使用契約が解約または解除された場合、前Q9.の認定の有効期間も終了となります。

Q11**A**

前Q10に関連しますが、使用契約締結前または使用契約満了後にエコマークを使用・表示した場合はどうなるのですか？

万が一、エコマークの印刷・貼付等されたエコマーク商品を使用契約締結日より前に出荷したり、または使用契約満了後に出荷されますと、どちらの場合もエコマークの無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご留意下さい。

Q12**A**

認定を受けている該当の商品類型（認定基準）の有効期限がもうすぐ到来しますが、現在契約中のエコマーク商品はどうなるのでしょうか？

使用契約の満了日（最長は商品認定の有効期限日）をもって、エコマークの印刷・貼付等されたエコマーク商品の出荷は終了していただくこととなりますが、別の商品類型（新 Version 等の認定基準）で新たに認定を取り直していただくことにより、引き続き当該商品にエコマークを使用・表示等することが可能となります。なお、新 Version の認定基準書は現行の認定基準（旧 Version）の有効期限前の 1 年程前には制定される予定になっています。

（注）新 Version の認定基準で新たに認定を取り直していただきますと、原則として有効期限前に製造済の既認定商品（旧 Version でのエコマーク表示済商品）についてもこれまでどおりの出荷が認められます。詳しくはエコマーク事務局までお問い合わせ下さい。

Q13**A**

エコマーク使用契約の解約はどうすればよいのでしょうか？

使用契約者は、支払対象期間の満了日の 30 日前までに、所定の書面（付録の「エコマーク使用契約の解約願い（様式 F）」により解約を申し出ていただくことにより、認定商品ごとに当該支払対象期間の満了日をもって当該使用契約を終了することができます。以後も同様に支払対象期間（1 年間）ごとに解約の申入れをすることができます。使用契約の全部または一部を解約する場合も同様のお取り扱いとなります。

（注）支払対象期間（1 年間）ごとの解約となりますので、原則として支払済の使用料は返還されません。ただし、未払いの使用料がある場合には別途請求させていただきます。なお、売上高確定報告書（31 ページ参照）に基づき使用料を精算する場合は、次期使用料で過不足額を調整いたします。

Q14**A**

Q11. に関連しますが、エコマーク使用契約における「出荷」とはどの時点を指すのでしょうか？ 例えば、関連会社などへの出荷はどう判断すればよいのでしょうか？

「出荷」とは、契約者からの出荷（管理下を離れ、市場や別会社等に出回るもの、単品カタログの出荷も含む）行為を指します。従って、出荷先が関連会社などであっても、契約者から出荷された時点を、すべて「出荷」と判断します。Q11. のケースにおいて、契約期間中に一旦契約者から出荷されたエコマーク商品であれば、契約満了後に市場に流通している商品や卸・小売店等の関連会社からの販売に関しては、ここでいう「出荷」にあたりません。

同様に、エコマークの「使用」という表現には、上記の「出荷」の概念だけでなく、ホームページなどへ掲載も含まれますのでご注意ください。

Q15**A**

エコマーク使用契約が有効中であることを確認するには、どうすればよいのでしょうか？

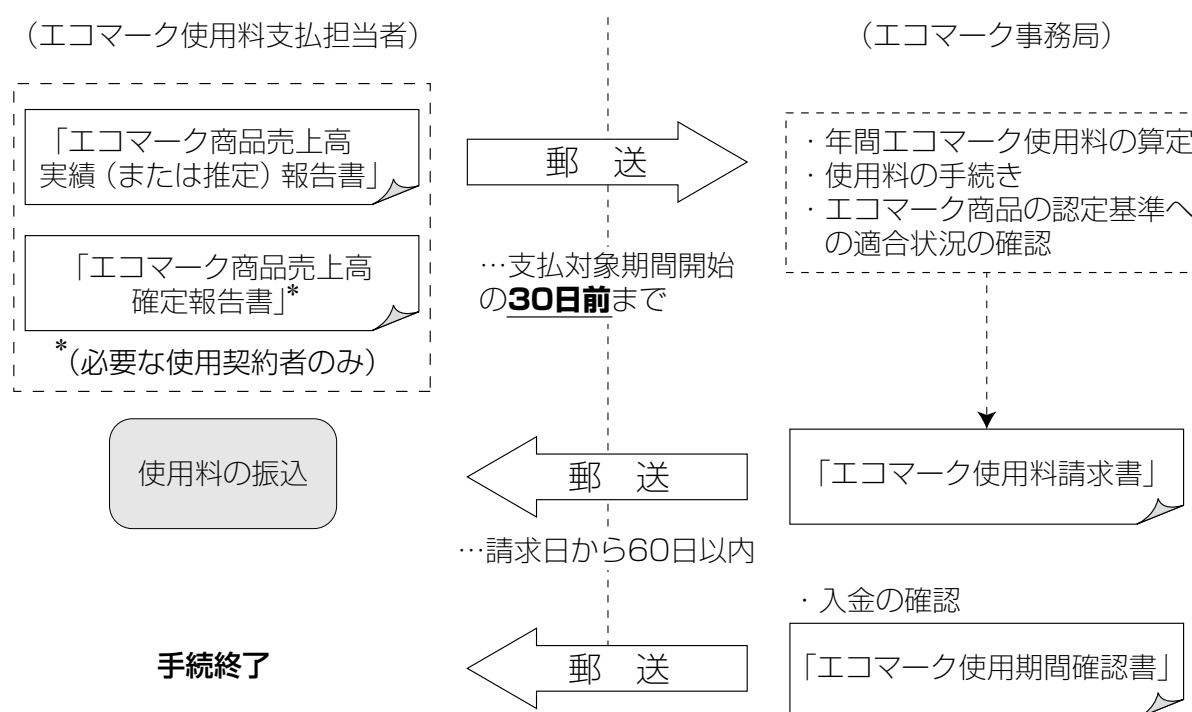
エコマーク事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。また、契約中のエコマーク商品は、エコマーク事務局ホームページ上の「認定商品クイック検索」にて、認定番号や商品ブランド名で随時検索することもできます。同ホームページでは、消費者向けに認定商品ごとの環境優位性に係る情報等も提供していますので、併せてご確認ください。

Ⅱ. 使用料の支払と売上高の報告方法、 ならびに認定基準への適合状況の確認

ここでは、エコマーク使用料の支払と使用料算定の基礎となる売上高の報告についてご説明します。

1. エコマーク商品売上高の報告から使用料支払までの流れ

エコマーク使用料は使用契約者（1社）ごとに全エコマーク認定商品の合計売上高によって1年ごとに定まります。使用料算定の基礎となる合計売上高の報告から使用料支払いまでの流れは概ね以下のとおりです。



「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」（以下、「売上高実績報告書」といいます）

次の1年間のエコマーク使用料を算定するための書類です。

[【売上高実績報告書（28ページ参照）】](#)

「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」（以下、「売上高確定報告書」といいます）
当期支払対象期間分の使用料の精算を行なうための書類です。

（精算が必要な場合にご提出いただきます。）

[【売上高確定報告書（31ページ参照）】](#)

①エコマーク事務局より、次の支払対象期間が開始する概ね3ヶ月前に、「売上高実績報告書」記入用紙を使用料支払担当者（以下、支払担当者という）宛に郵送します（当期支払対象期間の精算が必要な場合には、「売上高確定報告書」書類も同封します）。

【支払対象期間（20ページ参照）】

【支払担当者（21ページ参照）】



②支払担当者は「売上高実績報告書」を、次期支払対象期間開始日の30日前までにエコマーク事務局宛に提出して下さい（精算が必要な方は「売上高確定報告書」も同時に提出して下さい）。



③エコマーク事務局は「売上高実績報告書」に基づき、次期使用期間のエコマーク使用料を算定します。

【使用期間（8ページ参照）】

【使用料の計算（16ページ参照）】

（「売上高確定報告書」の提出があった場合は、次期のエコマーク使用料において過不足金額を調整します。ただし、エコマーク使用契約がすべて終了する場合は過不足額を精算いたします。）

【使用料の精算（調整）（32ページ参照）】



④エコマーク事務局から、支払担当者宛てに「エコマーク使用料に関するご請求」（以下「使用料請求書」という）を郵送します。

請求額＝次期使用期間のエコマーク使用料（過不足額調整後の金額）

【使用料請求書（19ページ参照）】

【使用期間（8ページ参照）】



⑤支払担当者は請求日より60日以内にエコマーク使用料を当協会指定口座までお振込下さい。

【使用料の支払い（19ページ参照）】



⑥支払期日までにエコマーク使用料をお振込いただきますと、次の支払対象期間の開始日から終了日までの1年間について、該当するエコマーク認定商品の使用契約（使用期間）が有効となり、当該認定商品への個々のエコマークの使用・表示等が認められます（ただし、認定商品の中で認定の有効期限をむかえる商品については、その有効期限日までの契約となります）。

【認定の有効期限（8ページ参照）】

（注）支払期日までにエコマーク使用料の支払いがなされない場合は、すべてのエコマーク使用契約が解除され、直前の支払対象期間満了日に遡って契約が無効となります（同時に商品の認定も

終了となります)。

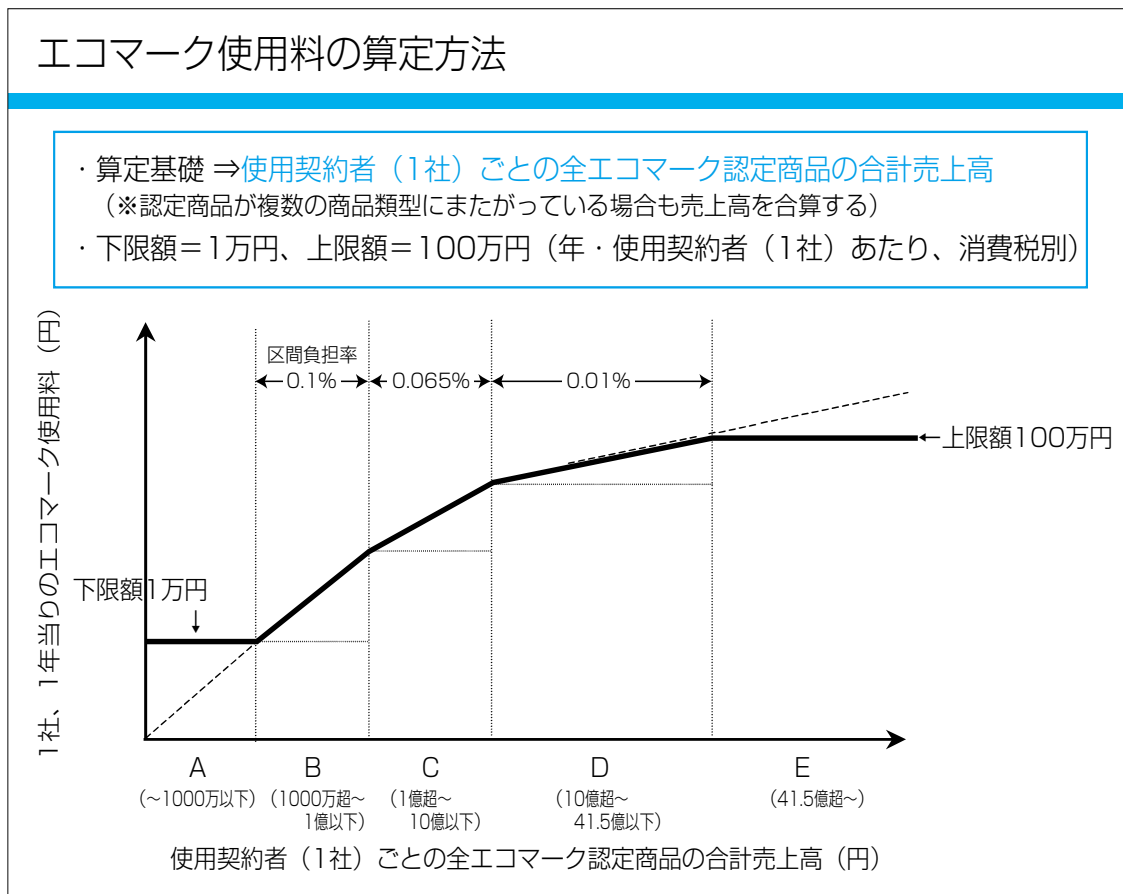


⑦以後、毎年の支払対象期間ごとにエコマーク使用料を前払いでお支払いいただくことで、実質的には、各認定商品のエコマーク使用契約は支払対象期間ごとに1年間を単位として継続されます。各認定商品のエコマーク使用契約は、その認定の有効期限日までとなり、これまでのように契約の更新手続をする必要はありません。ただし、使用契約者(1社)は支払対象期間ごとに解約の申入れをすることができますので、実際上は1年を単位として契約の更新をする場合と同様の取扱いになります。すべてのエコマーク使用契約が終了するなど、次期支払対象期間に支払うべき使用料がない場合には、当該支払対象期間をもって当該使用契約者(1社)とのエコマーク使用契約は終了します。

※使用期間は、毎年発行する「エコマーク商品使用期間確認書」で確認できます。

2. エコマーク使用料の計算

エコマーク使用料(以下、使用料という)は使用契約者ごとの全エコマーク認定商品の合計売上高によって次の図のように定まります。



エコマーク使用契約に基づく使用料は、支払対象期間に対応する報告対象期間内の全エコマーク認定商品の実績売上高（出荷販売額。以下、同じ）の合算額に応じて、1年毎に次の区分に従い算定します。

【報告対象期間（20ページ参照）】

認定商品が複数の商品類型にまたがって存在する場合でも、それらの認定商品それぞれの売上高を合算して使用料を算定します。使用料は使用契約者（1社）ごとに1年間あたり全認定商品合計で1万円～100万円（消費税別）となります。

（1,000円未満切捨て、別途消費税）

認定商品の合計 売上高区分	区間内の 負担率	使用料(円/エコマーク利用者あたり1年間) の算定式	使用料金範囲
0～1,000万円以下	—	一律10,000円	1万円(下限)
1,000万円超～ 1億円以下	0.100%	$10,000 + 0.001 \times$ (売上高 $x - 10,000,000$)	1万円～10万円
1億円超～ 10億円以下	0.065%	$100,000 + 0.00065 \times$ (売上高 $x - 100,000,000$)	10万円～68万5千円
10億円超～ 41億5千万円以下	0.010%	$685,000 + 0.0001 \times$ (売上高 $x - 1,000,000,000$)	68万5千円～100万円
41億5千万円超	—	一律1,000,000円	100万円(上限)

※領収書につきましては、振込依頼書控等をもって代えさせていただきます。

（1）実績売上高の計算において、実際に販売した期間が支払対象期間に満たない場合

当該売上高を実際に販売した期間の日数で除した金額に、支払対象期間の日数を乗じた額をもって売上高として報告して下さい。この場合は、「推定額」となりますので、当期支払対象期間の終了時に確定報告をしていただき、既払込使用料の精算（調整）を行っていただきます。

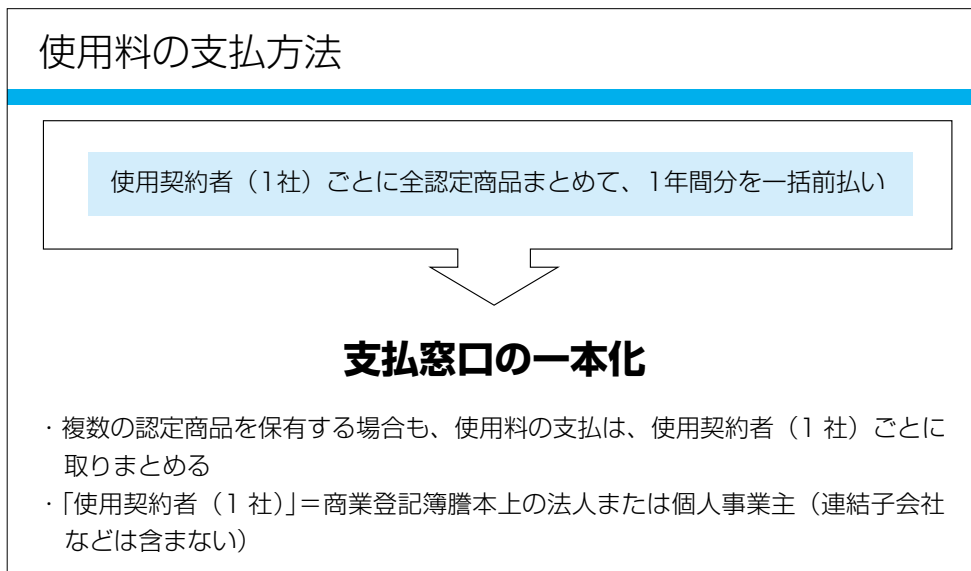
【売上高確定報告書（31ページ参照）】

【使用料の精算（調整）（32ページ参照）】

（注）なお、常に確定売上高による使用料の調整がされるわけではなく、また、基本的に前年度の実績によって次年度の使用料を決定することになりますので、実際のエコマーク使用実績と支払うべき使用料は厳密な対応関係にあるものではありません。計算や事務処理の便宜上このような処理をいたしますのでご了承下さい。

3. 使用料の支払方法

使用料の支払いについては、下図のとおり支払窓口の一本化をお願いします。



(1) 初めてエコマーク使用契約を締結する場合

契約締結日は、「エコマーク使用契約書」（以下、「使用契約書」という）および「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」（以下、「使用料等契約書」という）の使用料の支払日とします（使用契約書の契約締結日より、エコマークを印刷・貼付等したエコマーク商品を出荷することが認められます）。

[【使用契約書（4ページ参照）】](#)

[【使用料等契約書（6ページ参照）】](#)

(2) すでに1商品以上エコマーク使用契約を締結している場合

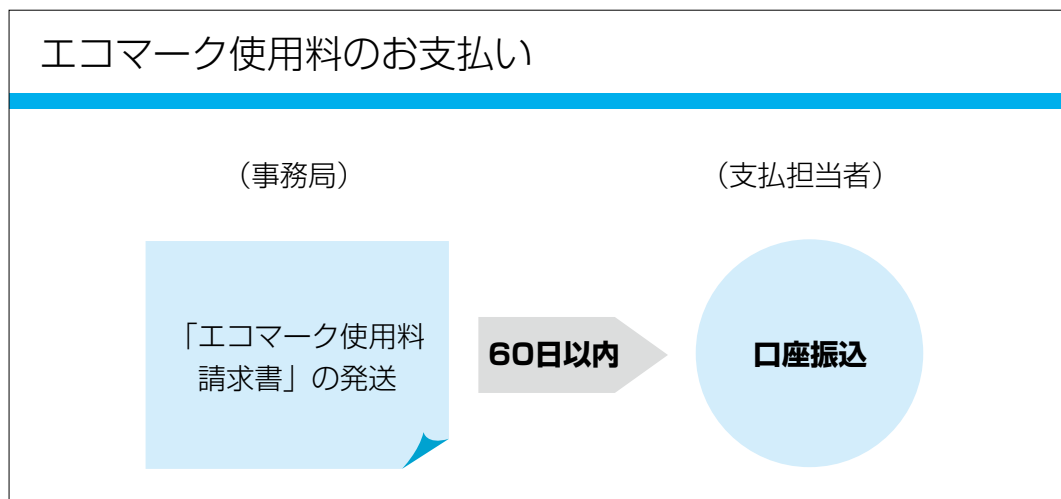
支払対象期間途中で新たな使用契約の締結および型式等の追加については、その追加時点では使用料の支払いは行いません。当期支払対象期間の終わりに確定売上高を報告いただき、既払込済の使用料との差額を精算（調整）していただきます。

[【使用料の精算（調整）（32ページ参照）】](#)

(注)「使用契約者（1社）ごと」とは、商業登記簿謄本上の法人または個人事業主ごとをいい、連結子会社などを含めることはできません。例えば、親会社100%出資の子会社などは、それぞれ別の使用契約者（1社）となりますので使用料もそれぞれ別個にお支払いいただきます。社内分社化などの場合、分社ごとに法人登記されている場合は別会社となりますが、名目上分かれているだけの場合には別会社とはなりません。

4. 使用料の支払期日

エコマーク使用者ごとに別途締結する「使用料等契約書」（6 ページ参照）に従い、所定の支払対象期間における使用料を年 1 回、「使用料請求書」にて請求いたします。



使用料請求書は毎年の支払対象期間の開始時に、使用契約者（1 社）が予め登録する「支払担当者」宛てに送付しますので、請求書送付日から 60 日以内に使用料を一括して前払いでお支払い下さい。支払方法は、「使用料請求書」に記載する以下の当協会指定口座までお振込下さい。

※使用料の支払い方法は振込のみとさせていただきます。現金書留や小切手、または直接持参して頂いても受け付けできません。また、分割払い等のお取扱いはできません。

※使用料については、領収書の発行はいたしませんのでご了承下さい。

(注) 所定の支払期日までに使用料の支払いがない場合、すべてのエコマーク使用契約が解除される場合がありますのでご注意下さい。

エコマーク使用料の振込先

口座名義	財団法人 日本環境協会
銀行名	三井住友銀行日比谷支店 普通預金口座 No.7112266
振込金額	エコマーク使用料+消費税
振込人名義	使用契約者（事業者）名

(注) 恐れ入りますが、振込手数料は使用契約者（認定事業者）様のご負担となります。

5. 支払対象期間

使用契約者（1社）ごとの使用料支払いの対象となる期間を「支払対象期間」といいます。

「支払対象期間」について

●支払対象期間は

⇒初めてエコマークを取得した商品の使用契約締結の月日に始まる1年間とします（使用料等契約書の締結日も同一となります）。

次年以降も、毎年同じ月日に始まる1年間を支払対象期間とします。

任意の時期を設定したり期間を変更することはできません。



支払対象期間の開始日は使用契約者（1社）ごとに異なる

（注）支払対象期間は、任意の時期を設定したり期間を変更することはできません。

6. 報告対象期間（売上高算出期間）

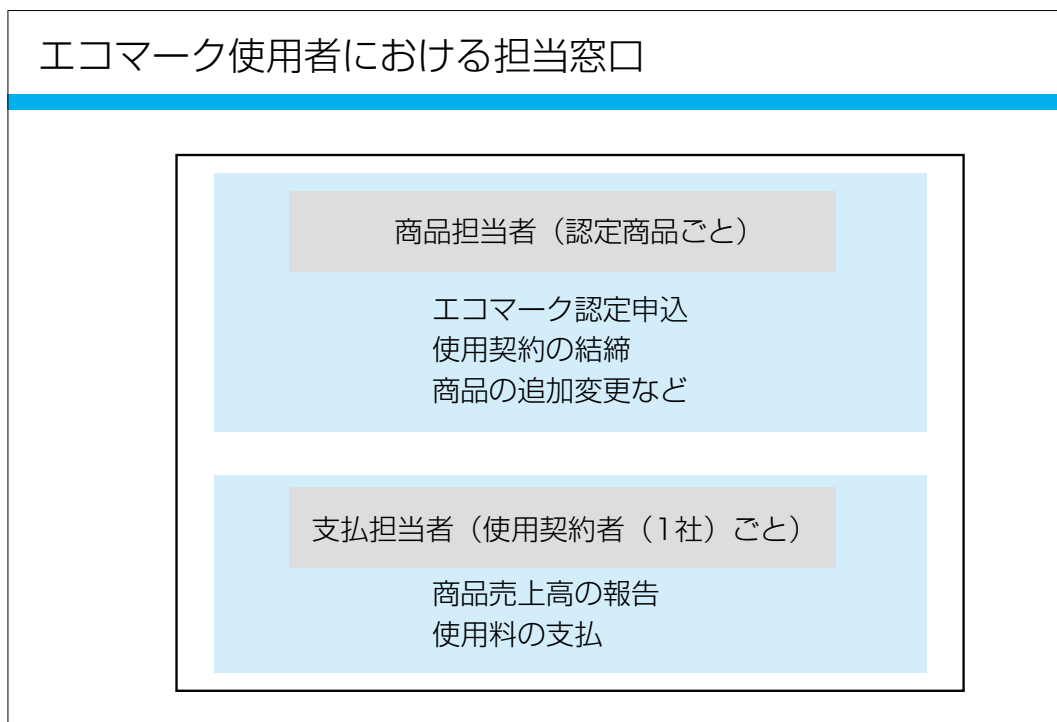
支払対象期間における使用料算定の基礎となる売上高を把握するための期間を「報告対象期間（売上高算出期間）」といいます。

エコマーク商品認定申込時に実績売上高と併せ、毎年の直近12ヶ月間の売上高を把握し易い期間（例えば決算期など）について報告していただきます。その希望する期間の終了日の翌日から1年間を次期支払対象期間における「報告対象期間」とします。以後も、毎年同じ月日に始まる1年間を「報告対象期間」とします。

（注）報告対象期間の終了日は、エコマーク使用契約日（対応する支払対象期間の開始日）の3ヶ月前以上1年以内となるよう設定して下さい。報告対象期間はエコマーク使用契約者（1社）ごとに異なります。使用料等契約書締結後に期間を変更することはできません。

7. 使用料支払担当者

使用料支払いは使用契約者（1社）ごとに取りまとめていただく必要があるため、認定商品ごとの商品担当者とは別に、使用契約者（1社）ごとに「使用料支払担当者」を1名登録していただきます。



支払担当者には今後の売上高の報告、及び使用料の支払等の事務処理を担当する窓口となっております。

（注）支払担当者が商品担当者を兼務しても構いません。また、使用契約者（1社）に属する方で責任を持てる方であれば、必ずしも経理担当の方である必要もありません。なお、支払担当者に変更があった場合には、速やかに書面にてエコマーク事務局まで届け出て下さい。

8. エコマーク商品売上高の報告

使用料は毎年の支払対象期間ごとに、使用契約者（1社）から提出される「売上高実績報告書」に基づき1年ごとに算定します。報告書には、保有する全エコマーク認定商品に関する売上高を報告いただきますが、異なる商品類型にまたがる認定商品についても全て合算して取扱います。以下の1、2、3のいずれかのケースに応じて売上高を報告して下さい。

○ケース1

保有する全エコマーク商品について、直近の「報告対象期間」における12ヶ月間の販売実績がある場合

(1) 過去12ヶ月間以上の販売実績がある商品

⇒「エコマーク商品売上高（出荷販売高）実績報告書」の提出

（原則）直近の報告対象期間の12ヶ月間の実績値を用いる

（例外）使用契約期間が1年間に満たない認定商品

⇒契約期間の日数により按分

提出時期：①初めてエコマークを取得する場合

...「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告ならびに報告対象期間設定の届出書」にて報告する

②2年目以降

...その年の支払対象期間開始の30日前まで

最も基本的なケースです。「売上高実績報告書」で報告された直近12ヶ月間の売上高実績値に基づき、向こう1年間（次期支払対象期間）の使用料を算定します。認定商品のうち、商品認定の有効期限の到来などにより向こう1年間（次期支払対象期間内）の使用期間が1年間に満たない商品については、報告対象期間1年分の実績値をその使用（契約）期間の日数に按分して売上高の実績値を報告して下さい。

⇒このケースでは、原則として使用料の精算（調整）は行いません。

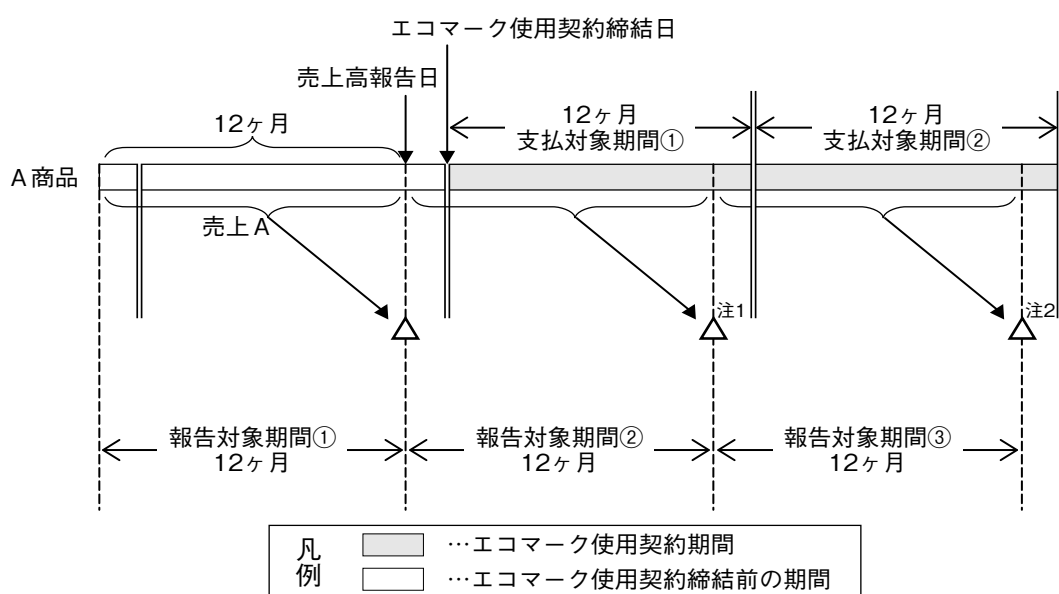
ただし、当該支払対象期間中に以下の一つ以上に該当した場合には、次のケース2と同様に当該支払対象期間の終わりに「売上高確定報告書」にて確定売上高を報告していただき、使用料の精算（調整）を行います。

①支払対象期間内で新たな商品認定を受け、エコマーク使用契約を締結した場合

②認定有効中のエコマーク商品に、型式等の商品追加を行った場合

③認定の有効期限が延長されたこと等により、使用契約期間の延長が行われた場合

（注）直近12ヶ月間の販売実績がある場合でも、その実績値が計画値（販売数量）等を下回り、今後の販売計画などで向こう1年間の売上高が直近の販売実績を上回ることが明らかな場合には、「実績値」に代えて「推定値」で売上高を報告するようにして下さい。その場合、上記と同様の方法で使用料の精算（調整）を行います。



注1) 支払対象期間②の使用料算定のための売上高報告は、報告対象期間②のA商品の1年間の売上高の合算となります。

注2) 前注1と同様に次期支払対象期間に対応する報告対象期間③のA商品の1年間の売上高の合算を報告して下さい。

○ケース2

保有する全エコマーク商品のうち、直近の「報告対象期間（売上高算出期間）」における12ヶ月間の販売実績がない商品が1つ以上ある場合

(2) 新製品などで、販売実績がない場合

⇒当年初めに「エコマーク商品売上高（出荷販売額）推定報告書」を提出する。

※12ヶ月間の売上高を推定して報告

⇒次年の報告時に「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」で当年の売上高を確定する。

提出時期：(1)に同じ

この場合は、向こう1年間（次期支払対象期間）の売上高を推定して報告いただき、その売上高推定値に基づき使用料を算定します。報告にあたってはケース1の場合と兼用の「売上高実績（推定）報告書」を用いて報告いただきますが、当該支払対象期間の終わりには「売上高確定報告書」にて保有する全エコマーク商品についての確定売上高を報告いただき、使用料の精算（調整）を行います。

精算の方法は、推定値をもとにお支払いいただいた使用料と、確定値を用いて計算した使用料との間に生じた過不足額を、次期支払対象期間のエコマーク使用料への充当または加算により調整いたします。

（注）すべてのエコマーク使用契約が終了し、次期支払対象期間の使用料が発生しない場合には、使用契約者と当協会間で過不足額を精算（調整）いたします。

⇒以下に該当する場合は、売上高を推定値として報告して下さい。

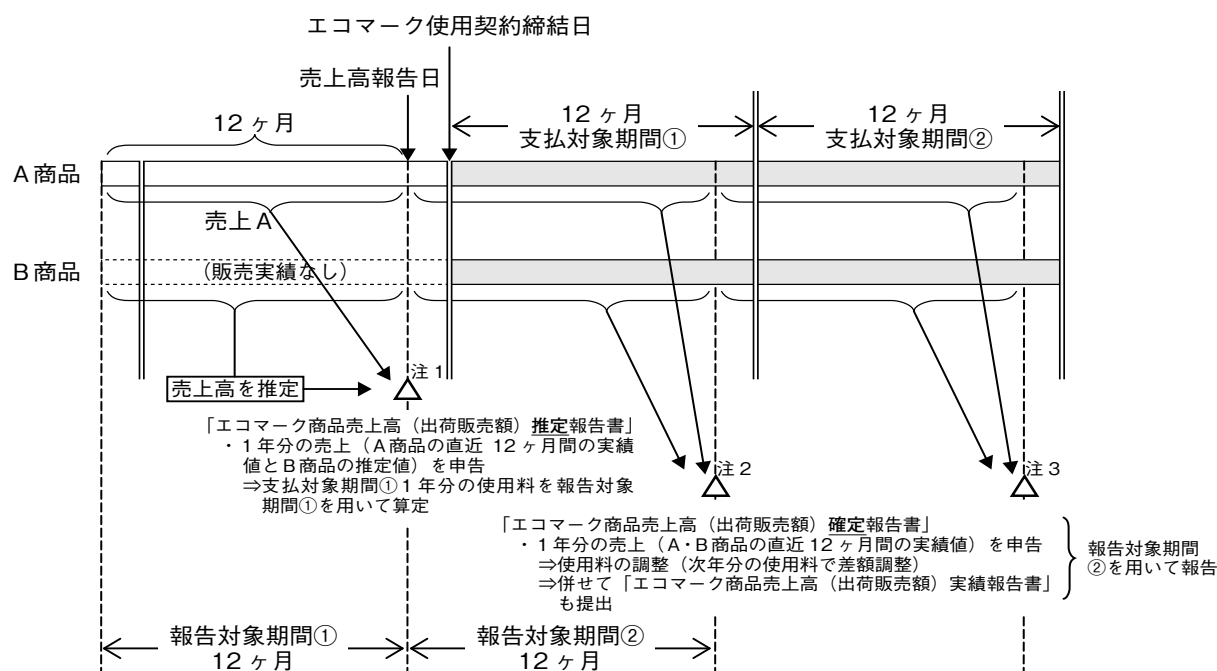
- ①発売前の商品などで、販売実績が全くない商品の場合
- ②発売後まもない商品などで、直近の「報告対象期間」内で販売実績が12ヶ月間に満たない商品の場合
- ③全エコマーク商品のうち、前①または②に該当する商品が一つ以上ある場合

⇒売上高推定値は、以下の方法により推定および算定して下さい。

前①の商品の場合、類似商品における過去の販売実績や当該商品の売上目標などを算定基礎として、売上高推定値を算定して下さい。

(注) 売上高推定値について、その算定根拠などに不明な点がある場合には、事務局より直接お問い合わせすることがあります。

前②の商品の場合、個々の商品ごとに直近の「報告対象期間」内での販売実績に基づく当該売上高を売上期間の日数で除した金額に365（ただし、次期支払対象期間での使用期間が1年間に満たない商品の場合はその日数）を乗じた値をもって推定値として下さい。



注1) 報告対象期間①におけるB商品の販売実績がないため、支払対象期間①の売上高を予想して推定値として報告して下さい（ただし、報告対象期間は実績がある場合と差異が生じないように、報告対象期間①を用（設定）います）。

注2) 支払対象期間①の使用料算定（確定）にあたり、推定値を含んでいたため、報告対象期間②におけるA・B商品の1年間の確定売上高を報告し、確定していただきます。併せて次の支払対象期間②の使用料算定のための実績報告書を提出して下さい。

注3) ケース1の注2と同様です。

○ケース3

支払対象期間中に、新たな商品認定を受けてエコマーク使用契約を締結した場合や、認定の有効期間中のエコマーク商品に新たな型式等を追加した場合

この場合、その時点でその商品に対する売上高の報告及び使用料の支払いは必要ありません。前

ケース2と同様に、当該支払対象期間の終わりに「売上高確定報告書」にて保有する全エコマーク商品についての確定売上高を報告いただきます。そこで生じた使用料の過不足額は、次年の使用料で精算（調整）いたします。

(3) エコマーク使用料のお支払いと精算（調整）手続き

- ①エコマーク商品の合計売上高に推定値を含む場合
- ②支払対象期間中に新たな商品認定を受けた場合、あるいは型式等の追加を行った場合

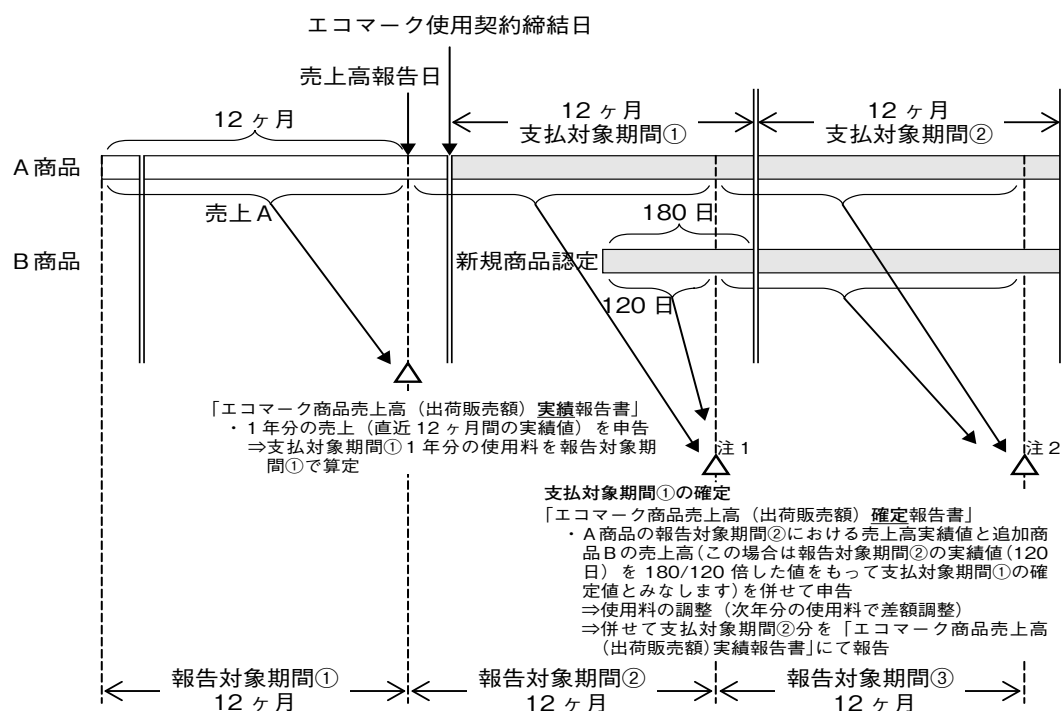


「エコマーク商品売上高
(出荷販売額) 確定報告書」

(注)確定売上高の報告にあたっては、期間中に新たに認定した商品や追加した型式(商品)を含めて、保有する全エコマーク商品についての確定値を報告していただきます。

⇒確定売上高は、前ケース2と同様に以下の方法により算定します。

個々の商品ごとに直近の「報告対象期間」内での販売実績に基づく当該売上高を売上期間の日数で除した金額に、当該支払対象期間での使用(契約)期間の日数を乗じた値をもって確定値として下さい。



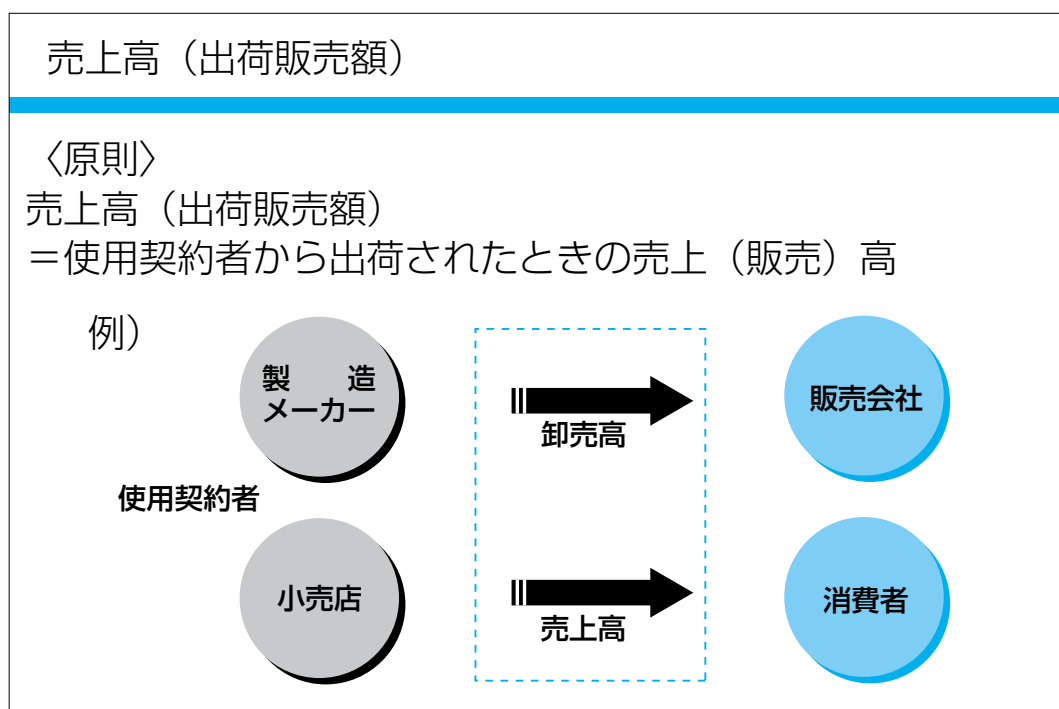
注1) B商品についての使用料は支払対象期間①の満了時に、報告対象期間②における売上高に基づいてお支払いいただきます。併せて、次期支払対象期間②に対応する報告対象期間②のA商品の1年間の売上高実績値と追加商品Bの売上高(この場合は120日の実績値を365/120倍した値の合算)を推定報告して下さい。

注2) ケース1の注2と同様です。

9. 売上高（出荷販売額）の算定方法について

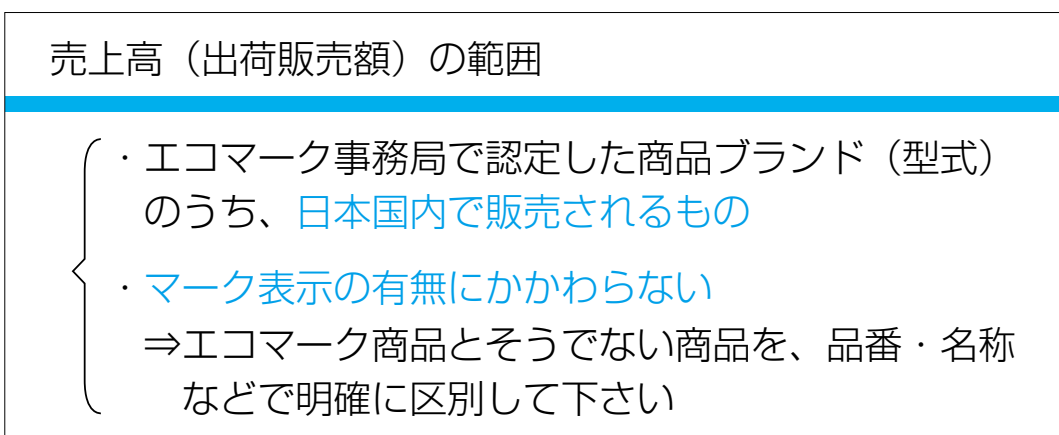
使用料の算定基礎となる売上高は、エコマーク使用契約を締結している「使用契約者」から出荷されたときの売上高となります。例えば、製造メーカーが使用契約者の場合は販売会社などへの卸売高であり、小売店が使用契約者の場合は消費者へ販売した売上高（店頭販売価格×販売数量）となります。売上高についての原則は以下のとおりとします。

なお、売上高の範囲と特殊なケースの売上高の捉え方については、26 ページ (1) ~ 28 ページ (4) を参照して下さい。



(1) 売上高の範囲

売上高の範囲はエコマーク認定商品のうち、日本国内で販売されるものの合計売上高とします。
なお、売上高に消費税は含まないで下さい。



海外に輸出されたエコマーク商品の売上高は含みません。逆に、海外で製造された製品であっても日本国内で販売されたエコマーク商品であればその売上高は対象となります。

なお、マーク表示をしないエコマーク商品の場合でも売上高の対象に含まれます。エコマーク使用契約はブランドや型式を特定して締結しますので、マークの使用有無にかかわらず、エコマーク認定を受けているブランド・型式すべてについての売上高を報告していただきます。同一の製品で、エコマーク商品として出荷しているものと、そうでないものがある場合には、型式や品番で、エコマーク商品とそうでない商品を明確に区別する必要があり、明確な区別ができる場合にはエコマーク商品として出荷しない商品は売上高の対象に含まれません。

(2) 特殊なケース 1

売上高（出荷販売額）	
〈特殊なケース①〉	
●包装紙、取扱説明書	
・ 包装紙メーカーが認定を取得して、実際の使用者（例；百貨店）に出荷	→百貨店へのお荷販売額
・ 実際の使用者（百貨店）が使用契約者でもっぱらサービスに供するものである場合	→売上高0円
・ 取扱説明書（単独で販売せず商品等に付加する場合）	→売上高0円
●官公庁制服、キャンペーングッズなどの場合	
・ 制服製造メーカーが認定を取得して、実際の使用者（制服使用者）に出荷	→出荷販売額
・ 制服の使用者が使用契約者の場合	→売上高0円

(3) 特殊なケース 2

売上高（出荷販売額）	
〈特殊なケース②〉	
●ガラスびん	
・ びんメーカーが認定を取得して、実際の使用者（ボトラー）に出荷	→出荷販売額
・ 実際の使用者（ボトラー）が使用契約者の場合	→ボトラーによる内容物を含めた出荷販売額 （例；詰め替え使用品のための容器 「シャンプー」、「リンス」などや、容器で認定を受けている「糊」、「ジャム」など）

(4) 特殊なケース 3

売上高（出荷販売額）

〈特殊なケース③〉

- リターナブル容器・包装資材
→サービス全体（システム）の売上高
- レンタル・リース品
→レンタル・リース料
- 海外企業の売上高の算定方法
→年間の売上高を、売上高報告日時点の外為レートで円換算する

10. 売上高の実績（または推定）報告について

次のイメージ図 **A** は、実績（または推定）売上高の報告の際にご提出いただく「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」です。

A
2009年5月20日までに提出して下さい

エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書【記入用紙】(2009年分)

提出日 2009 年 5 月 15 日

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局長 殿

支払対象期間：2009年7月25日～2010年7月24日の間、下記エコマーク認定商品についてエコマークの使用を希望しますので、この期間に対するエコマーク使用料の算定根拠として、**報告対象期間（売上高算出期間）**：2008年4月1日～2009年3月31日における下記商品の売上高を報告します。

No	認定番号	類型番号	商品ブランド名	商品担当者	契約締結日	契約状態	エコマーク使用期間	日数 ^{※1}	上記報告対象期間内の売上高(消費税含まず)	備考 ^{※2}
					認定基準の有効期限					
1	77112000	101	うきうきバック	環境 徹	2007年2月14日 2011年3月31日	契約中	2009年7月25日 ～2010年7月24日	365	151,000,000 円	
2	00112000	112	ごみとれへる	環境 徹	2009年2月25日 2011年8月31日	契約中	2009年7月25日 ～2010年7月24日	365	60,833,333 円	
エコマーク使用期間の日数 ^{※1} が365日でない商品の場合、報告対象期間内の売上高については、 按分計算した金額を報告して下さい。【報告対象期間における売上高×(日数 ^{※1} /365)】									上記売上高の合計金額 211,833,333 円 (消費税含まず)	

なお、次の事項に該当する商品が1商品でも含まれている場合は、にチェックして下さい。

■ 上記リストにある商品 No. 2 認定番号 00112000 は 未発売 報告対象期間内の2009年1月1日に発売を開始] のため、この報告は推定値です。
※複数商品ある場合、上記口をチェックをした上で、該当商品の備考欄に「未発売」もしくは「発売開始日200X年X月X日」を記入して下さい。
 ※未発売の場合は0円、報告対象期間内に発売開始の場合は、売上/販売日数から一日あたりの売上高を算出し、その額にエコマーク使用期間の日数^{※1}を乗じた金額を売上高欄に記入して下さい。

(注1) 本報告書に記載いただく「売上高」等は、上記支払対象期間における貴社のエコマーク使用料を算定するためにご報告いただくものです。それ以外の目的でエコマーク事務局が外部（第三者等）に開示することはありません。

(注2) エコマークの表示の有無によらず、認定の対象となっている商品ブランド（認定除外の登録手続きをしている型式・品番等は除く）毎の全売上高の報告して下さい。

(注3) 再認定により、同一の商品が複数行(複数の認定番号)に表示されている場合には、**売上高を二行に報告されることのないよう、最新の認定番号の売上高欄にまとめて報告して下さい。**
その場合の使用期間は、同一商品のうち最も近い開始日から最も近い終了日までとなりますので、使用期間日数^{※1}をご訂正のうえ、その使用期間日数^{※1}に対応する売上高を報告して下さい。また、まとめて報告する認定商品の備考欄にその旨(例「認定番号 XX XXXX XXXX にまとめて報告」)を記載して下さい。

(注4) 商品・支払担当者の変更、または契約を解約される場合は、備考^{※2}にその旨を記載し、「担当者変更届」(様式C)、または、「エコマーク使用契約の解除願い」(様式F)をご提出下さい。

上記リストの認定商品について、現時点でエコマーク事務局に未届けの追加または変更事項（詳細は別添の案内文をご参照下さい）のないことを商品担当者にご確認のうえ、以下のいずれかの口にごチェックを記入して下さい（未届けの追加または変更がある場合は、所要の対応と手続きが必要となります）。

■ 上記の認定商品については、認定基準の適合要件に関する追加または変更届けを適正に行っています。未届けの追加または変更事由に該当する商品はありません。
 上記の認定商品のうち、未届けの追加または変更事由に該当する商品があります（この場合は、該当商品の備考欄にその旨を記載して下さい。併せて、「エコマーク商品追加申込書」(様式A)もしくは「エコマーク商品変更申込書」(様式B)と、追加・変更内容に応じて必要な証明書類を速やかに提出して下さい）。

上記の内容につき相違ないことを宣誓します。

会社名 株式会社日本環境
 宣誓者（法人の場合は代表者） 環境 みどり

社印
 代表者印

支払担当者
 企画部企画課
 環境 保
 TEL: 00-1234-5679

● には、予め売上高報告を必要とする社内のすべてのエコマーク認定商品が印字されています。予め印字される記載項目は以下のとおりです。

【支払対象期間】

○次期支払対象期間を表示しています。

この売上高報告書に基づき算定されるエコマーク使用料を支払期日までにお振込みいただきますと、印字されている支払対象期間の開始日から満了日までの1年間について、該当するエコマーク認定商品の使用契約が有効となり、次期エコマーク使用期間内における個々のエコマークの使用・表示等が認められます。

【報告対象期間（売上高算出期間）】

○実際の売上高を算出していただく期間を表示しています。

(注) 基本的に前年の報告対象期間内の商品の売上実績によって次期の支払対象期間の使用料を決定することになりますので、実際のエコマーク使用実績と支払うべき使用料は厳密な対応関係にあるものではありません。計算や事務処理の便宜上このような処理をいたしますのでご了承下さい。

【認定番号、類型番号、商品ブランド名】

○発行日現在における登録済の商品情報を表示します。

【商品担当者】

○その商品の担当者を表示します。

【契約締結日】

○エコマーク使用契約の締結日を表示します。

【認定基準の有効期限】

○発行日現在における各商品の認定の有効期限を表示します。

【契約状態】

○発行日現在における契約状態を表示します。


【エコマーク使用期間】

○売上高実績報告書に基づきご請求する使用料をお支払いいただくことにより、個々のエコマークの使用・表示が認められる次期のエコマーク使用期間を表示しています。

【日数】

○「エコマーク使用期間」の日数を記載しています。

なお、閏年についても1年間の日数を365日として計算（記載）します。

●  が、支払担当者の記入項目です。

【上記報告対象期間内の売上高】

○報告対象期間（売上高算出期間）における1年間の売上高をご記入下さい（エコマークを表示していない認定商品についても売上高に含めて下さい）。

なお、「日数」が365日以外の場合には、以下の算式に基づき按分計算した金額とします。

$$\frac{\text{「報告対象期間内の売上高」}}{365} \times \text{「日数」}$$

※報告対象期間内に発売を開始した商品の場合、報告する売上高は次の計算により求めます。


$$\frac{\text{報告対象期間内の売上高（実績値）}}{\text{報告対象期間内の実際の販売日数}} \times \text{日数（報告書に印字されているエコマーク使用期間）}$$

【備考】

○次期のエコマーク使用期間の前に契約を解約（辞退）される場合にその旨を記載し、あわせて「エコマーク使用契約の解約願い（様式F）」をご提出下さい。なお、解約を希望される商品の売上高欄には金額を記入しないで下さい。

【上記売上高の合計金額】

○各認定商品の売上高の合計額を記入して下さい。

(1 商品でも推定値を用いた場合は、 枠内の記入欄に、その商品 No. と認定番号、理由等をご記入下さい。この場合は、次期の支払対象期間の終わりに売上高の確定報告次頁 11. を参照が必要となります。)

売上高の報告は、この「売上高実績報告書」にて使用契約責任者（代表者）の方の有印文書にて宣言をしていただきます。この報告書以外に、報告が正しいことを証明する書類の提出は特に添付する必要はありません。

(注) 使用料の適正な運用を行うために、毎年使用契約者（認定企業）のうち任意に抽出した数社に対し、エコマークの使用状況およびエコマーク商品の製造販売状況や販売実績（出荷額）等について立入り調査を含め報告および説明等を求めることにしています。

売上高の算定に用いた資料は必ず保管して下さい。

11. エコマーク商品の認定基準への適合状況の確認について

エコマーク事業の適正な実施をはかるため、エコマーク使用規定第9条(付8ページ)などに基づき、定期的にエコマーク商品の認定基準への適合状況に関する調査・確認を行うことにしています。

少なくとも年1回、前項10.「A. 売上高実績報告書」をご提出いただく際に、貴社の全エコマーク商品に関し、以下に該当するような認定要件に係る仕様変更（追加や変更など）について、エコマーク事務局に未届け（事前承認を得ない）で施している事実のないことを使用契約者（事業代表者）により宣誓していただきます。

(認定要件に係る仕様変更)

エコマーク商品のブランド名、型式（品番）、性能、製造方法、製造工程、製造場所もしくは使用する原材料等を変更する場合、または追加、廃止する場合など。

【未届けの追加または変更事項の有無の調査・確認】

前項10.「A. 売上高実績報告書」に記載されている全エコマーク商品に関し、エコマーク事務局に未届けの追加または変更事項の有無について各商品担当者様などに調査・確認のうえ、該当する□欄にチェックを記入して下さい。

⇒万が一、未届けや事前承認を得ないまま上記に該当するような認定要件に係る仕様変更を施している事実が確認された場合には、43ページ以降の「Ⅲ. エコマーク認定商品に関する追加・変更等の手続き」に従い、直ちにエコマーク商品への追加・変更に関する申込手続き（届け出）を行って下さい。

(注) エコマーク商品に関し、上記に該当するような仕様変更（追加や変更など）を施す場合には、事前にエコマーク事務局への申込と審査・承認を得る必要があります。この報告義務を怠りますと、エコマークの不適正使用もしくは無断使用に該当し、認定の取り消し、精算金の徴収、契約者（事業者名）等の公表、および刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますので、ご留意下さい。

12. 売上高の確定報告について

次のイメージ図 図 は、売上高の確定報告が必要な方にご提出いただく「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」です。

2009年5月20日までに提出して下さい

B

エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書【記入用紙】(2008年分)

提出日 2009 年 5 月 15 日

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局長 殿

支払対象期間：2008年7月25日～2009年7月24日の間の下記エコマーク認定商品について既に支払ったエコマーク使用料の精算をするため、この期間に対するエコマーク使用料の算定根拠として、**報告対象期間(売上高算出期間)**：2008年4月1日～2009年3月31日^{※1}における下記商品の売上高を報告します。

No	認定番号	類型番号	商品ブランド名	商品担当者	契約締結日	契約状態	エコマーク使用期間	日数 ^{※2}	上記報告対象期間内の売上高(消費税含まず)	備考 ^{※3}
					認定基準の有効期限					
1	77101777	101	うきうきバック	環境 徹	2007年2月14日	契約中	2008年7月25日 ～2009年7月24日	365	151,000,000円	
					2011年3月31日					
2	00112000	112	ごみとれ～る	環境 徹	2009年2月25日	契約中	2009年2月25日 ～2007年7月24日	150	25,000,000円	2009年1月1日発売開始
					2011年8月31日					
エコマーク使用期間の日数 ^{※2} が365日でない商品については、報告対象期間内の売上高については、按分計算した金額を報告して下さい。【報告対象期間における売上高×(日数 ^{※2} /365)】								上記売上高の合計金額	176,000,000円(消費税含まず)	

(注1) 本報告書に記載いただく「売上高」等は、上記支払対象期間における貴社のエコマーク使用料を算定するためにご報告いただくものです。それ以外の目的でエコマーク事務局が外部（第三者等）に開示することはありません。

(注2) エコマークの表示の有無によらず、認定の対象となっている商品ブランド（認定除外の登録手続きをしている型式・品番等は除く）毎の全売上高を報告して下さい。

(注3) 再認定により、同一の商品が複数行（複数の認定番号）に表示されている場合には、**売上高を二重に報告されることのないよう、最新の認定番号の売上高欄にまとめて報告して下さい。**その場合の使用期間は、同一商品のうち最も近い開始日から、最も近い終了日までとなりますので、**使用期間日数^{※2}をご訂正のうえ、その使用期間日数^{※2}に対応する売上高を報告して下さい。**また、まとめて報告する認定商品の備考欄にその旨（例「認定番号 XX XXX XXX にまとめて報告」）を記載して下さい。

(注4) 精算時の上記報告対象期間^{※1}は、次年分「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」と同じ期間となります。

(注5) 未発売の場合は0円、上記報告対象期間内に発売開始の場合は、売上/販売日数から一日あたりの売上高を算出し、その額にエコマーク使用期間日数^{※2}に乘じた金額を売上高欄に記入して下さい。また、備考欄^{※3}に「未発売」もしくは「発売開始日 200X 年 X 月 X 日」とご記入下さい。

上記の内容につき相違ないことを宣誓します。

会社名 株式会社日本環境

宣誓者（法人の場合は代表者） 環境 みどり

社印

代表者印

支払担当者
企画部企画課
環境 保

TEL : 00-1234-5679

この例では、No.2の商品「ごみとれ～る」が支払対象期間の途中で新たに認定され、2009年2月25日に使用契約を締結していますので、エコマーク使用期間に相応する使用料を精算するために売上高の確定報告が必要となります。この場合、「ごみとれ～る」だけでなく、再度、全エコマーク商品についての売上高の確定報告をいただき、精算させていただくことになります。

追加された商品「ごみとれ～る」は、エコマーク使用期間が1年に満たない（例では150日）ため、報告対象期間内の実際の販売期間（通常は365日、この例では2009年1月1日～3月31日までの90日間）での売上実績額（例では15,000千円）を、エコマーク使用期間の日数（例では150日）に比例按分した額（例では $\frac{15,000 \text{ 千円}}{90 \text{ 日}} \times 150 \text{ 日} = 25,000 \text{ 千円}$ となります）を確定値として報告していただきます。

なお、新製品等で報告対象期間内の販売実績がない場合には、備考欄に「未発売」、売上高欄は「0円」と記載して下さい。

報告対象期間内に商品の販売を開始した場合には、備考欄に「発売開始日〇年〇月〇日」と記載し、以下のとおりエコマーク使用期間の日数に比例按分した額を売上高として報告して下さい。

（注）報告対象期間内に発売を開始した商品の場合、報告する売上高は次の計算により求めます。

$$\frac{\text{報告対象期間内の売上高（実績値）}}{\text{報告対象期間内の実際の販売日数}} \times \text{日数（報告書に印字されているエコマーク使用期間）}$$

(注) 売上高報告書の提出期限である当期支払対象期間の満了 30 日前から満了日までの間に、新たな契約または型式等の追加を行った場合は、当期での精算は行わず、次期支払対象期間の終了時に同様の方法で売上高の確定報告をしていただき、まとめて精算を行います。

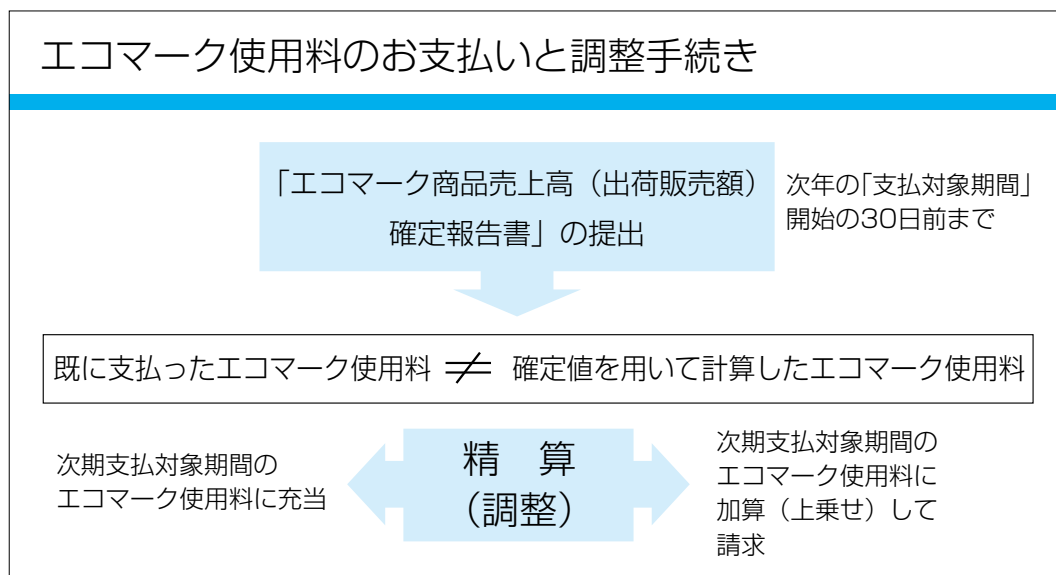
売上高の確定報告が行われた場合には、13. の方法で使用料の精算手続きが行われます。

13. 使用料の精算（調整）

前 12. の確定売上高の報告にもとづき、支払対象期間のはじめに前納された使用料と、確定売上高に基づいて算定した使用料の差額を調整します。調整の結果、当期の使用料が支払超過であった場合には、次期支払対象期間の使用料へ超過分を充当して請求します。請求額は調整後の減額された使用料となります。

同様に、支払不足であった場合には、次期支払対象期間の使用料に不足分を加算して請求します。この場合の請求額は調整後の増額された使用料となります。

なお、全てのエコマーク使用契約が満了している場合など、次期支払対象期間に支払うべき使用料がない場合には、超過額は還付し不足額は請求することにより精算を行います。



14. 「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」の書き方

- 次期支払対象期間（1年間）のエコマーク使用料を算定する基礎となる報告書です。
- 本報告書は、毎年対象となる全ての認定商品を記載して、次期支払対象期間開始の概ね3ヶ月前にエコマーク事務局より送付します。

A

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局長 殿

エコマーク事務局 2009年7月25日

2009年5月20日までに提出して下さい

提出期限は厳守して下さい。

提出日を必ず記載して下さい。

各商品の売上高は、あらかじめ貴社で設定した報告対象期間の1年間の売上高を使用します。なお、報告対象期間は「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」第4条に記載しています。

認定番号ごとの商品の売上高（出荷販売額）を実績値で記載して下さい。

「日数※」が365日の場合には、「報告対象期間」中の売上高実績額をそのまま記載して下さい。「日数※」が、365日以外の場合には、以下の算式に基づき投分した金額を記載して下さい。その額をもって実績値とみなします。

「日数※」が365日以外の場合

$$\frac{\text{売上高（実績値）}}{365} \times \text{日数}^{※1}$$

なお、報告対象期間1年間にわたる販売実績がない場合、「365」に変わり報告期間内の実際の販売日数（この例では90日、次頁参照）を入れて計算します。

未届けの追加・変更、担当者の変更がある場合、または契約を解約する場合にはその旨を記載し、所定の様式にて手続を行って下さい。

上表で記載した認定番号ごとの売上高の合計値（消費税抜き）を記載して下さい。

なお、上表のエコマーク商品の合計売上高が、41億5千万円を越える場合には、認定商品ごとの売上高を省略し、合計額のみのご報告でも構いません。

既に登録された支払担当者が記載されています。変更する場合には、「担当者変更届」を提出して下さい。

エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書【記入用紙】（2009年分）

提出日 2009年5月15日

提出期限は厳守して下さい。

No	認定番号	種類番号	商品ブランド名	商品担当者	契約締結日	契約の有効期限	契約状態	エコマーク使用期間	日数※1	上記報告対象期間内の売上高（消費税抜き）		備考※2
										2009年7月25日～2010年7月24日	2009年7月25日～2010年7月24日	
1	77112000	101	うきうきバック	環境 徹	2007年2月14日	2011年3月31日	契約中	2009年7月25日～2010年7月24日	365	151,000,000円		
2	00112000	112	ごみとれへる	環境 徹	2009年2月25日	2011年8月31日	契約中	2009年7月25日～2010年7月24日	365	60,833,333円		
上記売上高の合計金額										211,833,333円（消費税抜き）		

エコマーク使用期間の日数※1が365日でない商品の場合、報告対象期間内の売上高については、抜分計算した金額を報告して下さい。【報告対象期間における売上高（日数※1/365）】

なお、次の事項に該当する場合は、口にてチェックを付けて下さい。

- 上記リストにある商品 No. 2 認定番号 00112000 は「口未発売」■ 報告対象期間内の2009年1月1日に発売を開始] のため、この報告は推定値です。複数商品ある場合、上記口にてチェックをした上で、該当商品の備考欄に「未発売」もしくは「発売開始日 200X年X月X日」を記入して下さい。
- ※ 未発売の場合は0円、報告対象期間内に発売開始の場合は、売上/販売日数から一日あたりの売上高を算出し、その額にエコマーク使用期間の日数を乗じた金額を売上高欄に記入して下さい。
- (注1) 本報告書に記載いただく「売上高」等は、上記支払対象期間における貴社のエコマーク使用料を算定するために報告いただくもので、それ以外の目的でエコマーク事務局が外部（第三者等）に開示することはありません。
- (注2) エコマークの表示の有無にかかわらず、認定の対象となっていない商品ブランド（認定除外の登録手続きを済ませている型式、品番等は除く）毎の全売上高の報告して下さい。
- (注3) 再認定により、同一の商品が複数行（複数認定）に表示されている場合には、売上高を二重に報告しないことになり、最新の認定番号の売上高にまとめて報告して下さい。その場合使用期間は、同一商品のうち最も短い開始日から最も長い終了日までとなり、使用期間日数を訂正のうえ、その使用期間日数に於いて売上高を報告して下さい。また、まとめて報告する認定商品の備考欄にその旨（例「認定番号 XXXXXX にまとめて報告」）を記載して下さい。
- (注4) 商品・支払担当の変更、または契約を解約される場合は、備考欄にその旨を記載し、「担当者変更届」(様式F) または、「エコマーク使用料の解除届」(様式D) をご提出下さい。

上記リストの認定商品について、現時点でエコマーク事務局に未届けの追加または変更事項（詳細は別添の案内文を参照下さい）のないことを商品担当者にご確認のうえ、以下のいずれかの口にてチェックを記入して下さい（未届けの追加または変更がある場合は、所要の対応と手続きが必要となります）。

- 上記の認定商品については、認定基準の適合要件に関する追加または変更届けを適正に行っています。未届けの追加または変更事由に該当する商品はありません。上記の認定商品のうち、未届けの追加または変更事由に該当する商品があります（この場合は、該当商品の備考欄にその旨を記載して下さい）。併せて、「エコマーク商品追加申込書」(様式A) もしくは「エコマーク商品変更申込書」(様式B) と、追加・変更内容に於いて必要な証明書類を速やかに提出して下さい。

上記の内容につき相違ないことを訂誓します。

会社名 株式会社日本環境 社印
 宣言者（法人の場合は代表者） 環境 みどり 代表者印
 支社担当 支社 環境 保 TEL: 0012345679

エコマーク事務局に未届けの追加や変更があるかどうかを商品担当者にご確認の上、チェック欄に記入して下さい。なお、未届けの追加や変更がある場合には、速やかにエコマーク事務局に追加・変更の手続きを行って下さい。

上記リスト中に、報告対象期間中に未発売の商品または期間中に販売された商品がある場合は、チェックのうえ、商品 No.、認定番号などを記載して下さい。

CHECK POINT

- 提出日、売上高、エコマーク商品の合計売上高、報告対象期間のチェック及び宣言者名の記載漏れはありませんか。
- 「会社名」、「宣言者」欄に社印、代表社印の押印はありますか。
- エコマーク事務局に未届けの追加や変更がないか、確認の上、枠内をチェックしましたか。
- 未届けの追加・変更、担当者の変更がある場合、または契約を解約する場合、該当する届け出用紙の添付はありますか。

15. 「Eコマース商品売上高（出荷販売額）確定報告書」の書き方

- 支払対象期間の始めに報告したEコマース商品売上高が推定値の場合、及び、期間中に新たに認定商品や型式追加等が生じた場合は、支払対象期間満了時に確定報告及び精算が必要となります。
- 本報告書は、確定値での売上高の報告が必要となる場合のみ、対象となる支払対象期間満了の概ね3ヶ月前にEコマース事務局より送付します。

B 2009年5月20日までに提出して下さい

Eコマース商品売上高（出荷販売額）確定報告書【記入用紙】(2008年分)

提出日 2009年5月15日

財団法人日本環境協会 Eコマース事務局長 殿

支払対象期間：2008年7月25日～2009年7月24日の間の下記Eコマース認定商品について既に支払ったEコマース使用料の精算をするため、この期間に対するEコマース使用料の算定根拠として **報告対象期間(売上高算出期間)**：2008年4月1日～2009年3月31日をおける下記商品の売上高を報告します。

No	認定番号	商品ブランド名	商品担当者	契約締結日		契約状態	Eコマース使用期間	日数 ^{※2}	上記報告対象期間内の売上高(消費税含まず)	備考 ^{※3}
				認定基準の有効期限	契約の有効期限					
1	77101777	うきうきバック	環境 徹	2007年2月14日	2007年2月14日	契約中	2008年7月25日～2009年7月24日	365	151,000,000円	
2	00112000	ごみとれへる	環境 徹	2009年2月25日	2009年2月25日	契約中	2009年2月25日～2007年7月24日	150	25,000,000円	2009年1月1日発売開始

上記売上高の合計金額 **176,000,000円(消費税含まず)**

Eコマース使用期間の日数^{※4}が365日でない商品については、報告対象期間内の売上高については、**報告対象期間における売上高×(日数^{※4}/365)**] 按分計算した金額を報告して下さい。[**報告対象期間における売上高×(日数^{※4}/365)**]

(注1) 本報告書に記載いただく「売上高」等は、上記支払対象期間における貴社のEコマース使用料を算定するためにご報告いただくものです。それ以外の目的でEコマース事務局が外部(第三者等)に開示することはありません。

(注2) Eコマースの表示の有無によらず、認定の対象となっていない商品ブランド(認定除外登録手続きを完了している商品ブランドを除く)毎の売上高を報告して下さい。

(注3) 再認定により、同一の商品が複数行(複数の認定番号)に表示されている場合には、**売上高を二行に報告されることのないよう、最新の認定番号の売上高欄にまとめて報告して下さい。** その場合の使用期間は、同一商品のうち最も近い開始日から、最も近い終了日までとなりますので、**使用期間日数を訂正のうえ、その使用期間日数に対応する売上高を算出して下さい。また、まとめて報告する認定商品の備考欄にその旨(例「認定番号 XX XXX XXX」を記載して下さい。**

(注4) 精算時の上記報告対象期間は、次年分「Eコマース商品売上高(出荷販売額)実績(または推定)報告書」と同じ期間となります。

(注5) 未発売の場合は0円、上記報告対象期間内に発売開始の場合は、売込販売日数から一日あたりの売上高を算出し、その額にEコマース使用期間日数^{※4}に乗じた金額を売上高欄に記入して下さい。また、備考欄に「未発売」もしくは「発売開始日 200X年X月X日」とご記入下さい。

支払担当者 金画部企画課 環境 徹 TEL: 00-1234-5679

社印
代表者印

上記の内容につき相違ないことを宣言します。
会社名 宣誓者(法人の場合は代表者) 株式会社日本環境 環境 みどり

既に登録された支払担当者が記載されています。変更する場合には、「担当者変更届」を提出して下さい。

各商品の売上高は、あらかじめ貴社で設定した報告対象期間の1年間の売上高を使用します。なお、報告対象期間は「Eコマース使用料の支払等に関する契約書」第4条に記載されています。

CHECK POINT

- 提出日、各商品の売上高、合計売上高、及び宣誓者名の記載漏れはありませんか。
- 「会社名」、「宣誓者」欄に社印、代表社印の押印はありますか。

提出日を必ず記載して下さい。

認定番号ごとの商品の売上高(出荷販売額)を実績値で記載して下さい。
「日数^{※2}」が365日の場合には、「報告対象期間内の売上高」実績額をそのまま記載して下さい。「日数^{※2}」が、365日以外の場合には、以下の例および算式に基づき按分した金額を記載して下さい。その額をもって確定値とみなします。

例えば、No.2の商品「ごみとれへる」の場合
2009/2/25 から 2009/7/24 までのEコマース使用期間(150日)の売上高は、報告対象期間1年間の売上高(この場合は、2009/3/31までの販売日数90日分)を使用して、以下のよう算出します。

○報告対象期間(売上高算出期間)の売上高(実績値)が、15,000,000円の場合

$$\frac{\text{売上高(実績値)}}{\text{報告対象期間内の実際の販売日数}} \times \text{日数}^{\ast 2}$$

$$= \frac{15,000,000 \text{円}}{90} \times 150$$

$$= 25,000,000 \text{円}$$

○未発売等の場合には、書式中の^{※5}に従って、備考欄に記載の上、売上高を報告して下さい。

上で記載した認定番号ごとの売上高の合計値(消費税抜き)の売上高)を記載して下さい。なお、上表のEコマース商品の合計売上高が、41億5千万円を越える場合に限り、認定商品ごとの売上高を省略し、合計額のみのご報告も構いません。

売上高報告と使用料支払方法に関する Q & A

Q1

A

エコマーク商品の年間売上高ですが、算定基礎となる売上高の範囲について教えてください。

使用料の算定基礎となる売上高は、当協会と使用契約を締結している「使用契約者」から出荷されたときの売上高（消費税は含みません）となります。例えば、製造メーカーの場合は販売会社などへの卸売高であり、小売店の場合は消費者へ販売した売上高（店頭販売価格×販売数量）となります。また、売上高は日本国内で販売される分を対象とし、海外に輸出するものの売上高は含みません。逆に、海外で製造した製品であっても日本国内で販売する場合には、売上高報告の対象となります。

Q2

A

エコマークを表示しない場合は、年間売上高に含めなくてよいのですか？

エコマーク使用契約上は、ブランド・型式を登録いただきエコマーク商品を特定のうへ使用契約を締結しますので、エコマークの使用や表示の有無にかかわらず、エコマーク認定を受けている製品のブランド・型式すべてについての売上高を報告していただきます。なお、同一の製品でエコマーク商品として出荷しているものと、そうでないものがある場合には、型式や品番などを登録する際にエコマーク商品のみを登録いただき、エコマーク商品ではないものと明確に区分管理するようお願いします。

Q3

A

支払対象期間とはなんですか？ また、支払対象期間の開始日はどこに記載されていますか？

支払対象期間とは、使用料支払いの対象となる期間です。初めてエコマークを取得する方の場合、支払対象期間は使用契約締結日からの1年間となります。以後、毎年同じ月日に始まる1年間が支払対象期間となります。「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」の締結日が、支払対象期間の開始日となります（第3条参照）。

詳しくは、20ページをご確認下さい。

Q4

A

報告対象期間とはなんですか？ また、報告対象期間はどこに記載されていますか？

報告対象期間とは、支払対象期間における使用料算定の基礎となる売上高を把握する期間です。報告対象期間の終了日は、原則として1商品目のエコマーク使用契約締結日（1社毎に支払対象期間の開始日）の3ヶ月前以上1年以内となるよう設定して下さい。

報告対象期間は、「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」（以下、「使用料等契約書」という）の第4条に記載しています。毎年その月日に始まる1年間がその年の報告対象期間となります。

なお、使用料等契約書締結後に、「報告対象期間」を変更することはできません。詳しくは、20ページをご確認下さい。

Q5

A

年間売上高について、算定の期間はいつにしたらよいのですか？

使用料算定の基礎となる売上高に対応した報告対象期間（売上高算出期間）は、「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」に定める期間とし、支払対象期間と同様にエコマーク使用者ごとに異なります。初年の報告対象期間はエコマーク使用者が予め定めた12ヶ月間とし、次年以降は毎年連続する同じ月日に始まる1年間とします。

Q6**A**

売上高の報告についての質問です。推定値の場合も報告対象期間を設定しなければいけませんか？ また、確定報告を行う際に売上高を算定する期間（報告対象期間）は、いつになりますか？

推定値の場合でも報告対象期間を設定して下さい。この場合もQ4. のとおり、設定していただく報告対象期間の終了日は、原則として支払対象期間の開始日（1商品目のエコマーク使用契約締結日）より3ヶ月前以上、1年以内となるように設定していただきます。ここで、推定値の場合には、報告対象期間と売上高（推定値）が直接的にリンクしませんが、支払対象期間の終了時に直近の報告対象期間内における実際の売上高（確定値）を報告していただくことにより、使用料の精算（調整）をさせていただくことになっています。

なお、この売上高（確定値）を算定する期間は、通常、最初に設定された報告対象期間の1年後の月日から始まる1年間となります。

また、2年目以降に確定報告が必要な場合にも、上記と同様となります。

Q7**A**

年間売上高について、推定値で報告した場合はどのように調整されるのですか？

発売前の商品等で販売実績のない商品の場合、向こう12ヶ月間の支払対象期間の売上高を推定して報告いただき、その推定値に基づき使用料を算定します。この場合、当該支払対象期間満了の30日前までに確定売上高を報告いただき、この確定値を用いて算定した使用料と推定値を用いてお支払いいただいた使用料に過不足が生じた場合には、次期支払対象期間の使用料への充当または加算により精算を行います。

Q8**A**

商品の配送料は申告する売上高に含まれますか？

いいえ。配送料は売上高に含めずに報告して下さい。

Q9**A**

通信販売のカタログを商品類型型 No.120「紙製の印刷物」で認定を受けていますが、そのカタログを通じて販売した商品の売上も含めて報告しなければならないのですか？

いいえ。カタログそのものがエコマーク商品である場合には、そのカタログ自体の売上を報告して下さい（カタログが無償配布であれば、報告する売上高は「ゼロ」になります）。

Q10**A**

無償で配布する商品（環境報告書など）、および認定を受けた事業者（契約者）自身が社内等で使用する場合（制服、包装紙など有償で販売しないもの）について、「エコマーク商品売上高（出荷販売額）報告書」の売上高はどのように記載したらよいですか？

売上高の欄には「0円（無料配布のため）」または「0円（社内で使用のため）」などと記載して下さい。

Q11**A**

中間製品（用紙、生地など）で認定を受け、最終製品の製造メーカーに出荷していますが、売上高の報告はどうすればよいのですか？

その場合は、中間製品の工場出荷販売額を報告して下さい。

Q12**A**

容器で認定を受けている場合、売上高の報告はどうすればよいのですか？

容器メーカーがエコマーク使用者（契約者。以下同じ）であって、その容器の使用者（ボトラーなど実際に内容物を充填して販売する者。以下同じ）に出荷する場合は、その容器の出荷販売額を報告して下さい。一方、容器の使用者がエコマーク使用者である場合は、内容物を含めた出荷販売額が売上高となります。

Q13**A**

リターナブル容器やレンタル・リース品で認定を受けている場合、売上高の報告はどうすればよいのですか？

商品類型 No.121「リターナブル容器・包装資材」の認定商品においては、リターナブル事業者がエコマーク使用者となります。したがって前 Q12. と同様に、リターナブル容器を含めたサービス全体の売上高を報告して下さい。また、レンタル・リース品においてもレンタル・リース事業者がエコマーク使用者である場合には、レンタル・リース品を含めたサービス全体の売上高（レンタル・リース料など）を報告していただくことになります。

Q14**A**

エコマーク商品を含めた「セット販売」の場合、売上高の報告はどうすればよいのですか？

その場合は、エコマーク商品だけの社内簿価をもって、売上高を報告して下さい。

Q15**A**

教材でエコマーク認定を受けています。塾として授業料は収めてもらっていますが、エコマーク商品（この場合は教材）自体の販売価格は決めていないのですが？

この場合も前 Q14. と同様に、エコマーク商品（教材）だけの社内簿価（授業料全体に占める教材の価格）をもって、売上高を報告して下さい。

Q16**A**

エコマーク認定を受ける前の売上実績が1年に満たない商品の場合、売上高推定額はどのように報告すればよいのですか？

その場合は、まず支払対象期間に対応する報告対象期間内の売上実績額をその売上期間（日数）で除した金額（1日あたりの実績売上高）に支払対象期間内の使用期間（通常は365日）を乗じた値をもって売上高推定額として報告して下さい。なお、報告対象期間内に売上実績がない場合で直近の売上実績等が把握できる場合には、その売上額をもって同様に売上高を推定して下さい。

（注）売上実績が全く把握できない場合等については、同様の商品や販売目標額などから売上高を推定して報告して下さい。なお、算定根拠などに不明な点がある場合には、事務局よりその算出方法等について確認させていただくことがあります。

Q17**A**

1年半ほど前に発売した商品なので売上実績は1年以上あるのですが、今回申請する報告対象期間内ではその売上実績が1年に満たない商品の場合、売上高は実績額それとも推定額のどちらで報告すればよいのですか？

この場合は推定額となります。支払対象期間における使用料算定の基礎となる売上高は、「使用料等契約書」に記載する「報告対象期間」に基づき毎年報告して下さい。したがって、報告対象期間内での売上実績を対象として、前Q16.と同様に売上実績額を売上期間（日数）で除した金額に支払対象期間（365日）を乗じた値をもって売上高推定額として報告して下さい。

Q18**A**

前Q17.の場合で、報告対象期間内での売上実績は1年間あるのですが、実績額が非常に低い場合などは、今後の販売計画などに基づき売上高の報告に際して推定値を用いてもよいのですか？

はい。今後の販売計画などで向こう1年間の売上高が過去の販売実績を上回ることが明らかな場合等では、次期支払対象期間（1年間）の売上高報告に推定値を用いるようにして下さい。また、このようなケースで極端に低い実績値を報告されたとき、事務局より説明等を求めたうえで推定値報告に修正していただく場合があります。なお、売上高を推定値で報告された場合は、Q20.と同様の方法で使用料の精算（調整）を行います。

Q19**A**

「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」に記載された「エコマーク使用期間」が、1年間に満たないのですが、売上高はどのように算定したらよいのでしょうか？

報告対象期間内（1年間分）の売上高がある場合には、以下の例のとおり、その売上高を365日で割り、エコマーク使用期間を乗じた値をもって実績値として報告して下さい。売上高実績額を把握できない場合は、同様の方法で算定した値をもって推定値として報告して下さい。

（例）支払対象期間：2009/7/15～2010/7/14（会社ごと1年間）

報告対象期間：2008/4/1～2009/3/31の売上高 A円

その商品のエコマーク使用期間 2010/6/15～2010/7/14（30日間）

<算出式>

その商品の売上高 = $A \div 365 \text{ (日)} \times 30 \text{ (日)}$

なお、日数按分した売上高の数値に、1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てして下さい。

Q20**A**

当期支払対象期間のはじめに売上高を推定額で報告している場合、使用料の精算（調整）は行われるのですか？

はい。当期支払対象期間の満了30日前までに「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」にて、改めて確定額を報告していただきます。その確定額に基づき使用料を算定した結果、既払込使用料との間に過不足が生じた場合には、次期支払対象期間の使用料への充当または加算により精算します。

Q21**A**

**前 Q20. の場合で、対応する報告対象期間内での実績が 1 年に満たない商品の
場合、その実績額をそのまま確定額として良いのですか？**

いいえ。それでは実際の使用契約期間に見合った使用料とはいえません。この場合は売上実績額を売上期間（日数）で除した金額に支払対象期間内の使用期間（通常は 365 日）を乗じた値をもって確定額とみなします。

Q22**A**

**「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」の売上高についてですが、
報告対象期間内に未発売の期間がある場合、確定報告のための売上高算定はどの
ように計算すればよいですか？**

以下の例のとおり、実際の発売日から報告対象期間終了日までの売上高を、その発売日から報告対象期間終了日までの日数で割って、エコマーク使用期間を乗じた値をもって実績値として報告して下さい。

（例）支払対象期間：2009/7/15～2010/7/14（会社ごと 1 年間）

報告対象期間（確定期間）：2009/4/1～2010/3/31

発売日：2010/1/1

売上高の算出が可能な期間：2010/1/1～2010/3/31（90 日） 売上高 B 円

エコマーク使用期間：2010/1/1～2010/7/14（195 日間）

<算出式>

その商品の売上高 = $B / 90 \text{ (日)} \times 195 \text{ (日)}$

なお、日数按分した売上高の数値に、1 円未満の端数が生じた場合には、切り捨てて下さい。

Q23**A**

**支払対象期間中に新たな認定を取得しエコマーク使用契約を締結した場合（2 商
品目以降の認定）、その時点で売上高の報告や使用料の支払いは必要ないのです
か？**

はい、その時点では売上高の報告や使用料の支払いは必要ありません。当期支払対象期間の満了 30 日前までに「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」にて、当該商品と併せ全エコマーク商品について改めて確定額を報告していただき、既払込使用料について Q7. と同様に次期支払対象期間の使用料への充当または加算により精算（調整）を行います。この場合、エコマーク使用期間が 1 年に満たない商品については、売上実績額を売上期間（日数）で除した金額にエコマーク使用契約日数（期の途中の契約締結日から当期支払対象期間の終了日まで）を乗じた値をもって当該商品の確定額とみなします。

Q24**A**

**支払対象期間中に既認定のエコマーク商品への型式追加が承認された場合、その
時点で売上高の報告や使用料の支払いの必要はないのですか？**

はい、その時点では使用料の支払いや売上高の報告の必要はありません。ただし、前 Q23. と同様の方法で既払込使用料の精算（調整）を行います。

Q25**A**

2年目以降において、売上高報告または使用料支払い手続き中に、新たな商品でエコマーク使用契約を締結した場合には、当該商品のエコマーク使用料の支払いはどのようにしたらよいですか？

その時点で追加の使用料をお支払いいただく必要はありませんが、次年の支払対象期間の終了時にその期間の売上高も含めて確定報告をしていただき、使用料の精算（調整）を行うことにしています。

Q26**A**

次期支払対象期間内に認定の有効期限が到来する商品がある場合、次期使用料の算定基礎とする売上高報告において、当該商品の売上高実績値については使用契約が満了する有効期限日までの期間に相当する額を報告することでよいですか？

はい、差し支えありません。該当商品については「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績報告書」の「エコマーク使用期間」として予め記載されます。その場合の当該商品の売上高については、売上実績額を売上期間（日数）で除した金額にエコマーク使用契約日数（次期支払対象期間の開始日から使用契約満了日まで）を乗じた値をもって当該商品の確定額とみなします。

Q27**A**

前 Q26. で当期支払対象期間中に該当商品の認定の有効期限が延長された場合、使用料についての精算（調整）はどのようなのですか？

エコマーク商品類型の認定の有効期限を延長する際には、1年以上前に予告公表することになっています。万が一、ご質問のように支払対象期間中にある商品の認定の有効期限が延長された場合には、Q20. と同様の方法で既払込使用料の精算（調整）を行います。

Q28**A**

「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」を提出する際、推定額ではなく実際の実績額で報告した場合には、支払対象期間の満了時に既払込使用料の精算（調整）は行わないのですか？

はい。全エコマーク商品について実際の12ヶ月間の実績額をもって報告していただいた場合には、使用料の精算は行いません。ただし、Q23. 24. のように当期支払対象期間中に1商品以上の契約数などが増加したときには、当期支払対象期間の満了時に全エコマーク商品について改めて確定額を報告いただき、既払込使用料について Q20. と同様の方法で精算します。

Q29**A**

全エコマーク商品についての使用契約が終了する最終年について、その最終支払対象期間に相当する使用料を、推定値ではなく実績額に基づき支払っている場合には、前問と同様に最終支払対象期間の終了時に既払込使用料の精算は行わないのですか？

はい。この場合は最終支払対象期間内の売上高実績額が使用料に反映されないこととなりますが、前 Q28. と同様に使用料の精算（調整）は行わないこととしています。

Q30**A**

2年目以降の使用料の支払が行われたかどうかの確認や、当期のエコマーク使用期間は、どのようにしたらよいですか？

その年の使用料のお支払い手続きが済むと、支払担当者宛に「エコマーク商品使用期間確認書」を毎年お送りします。確認書には、認定商品ごとに当期の「エコマーク使用期間」が記載されていますので確認下さい。

Q31**A**

一部のエコマーク使用契約を解約する場合、「エコマーク商品売上高報告書」にはどのように記載したらよいですか？

生産中止などの理由により一部のエコマーク使用契約を解約する場合には、備考欄にその旨をご記載下さい。この場合、商品毎の売上高は空欄で構いません。また、「エコマーク使用契約の解約願い（様式F）」を併せてご提出下さい。

Q32**A**

売上高の報告について、報告内容を調査されることはありますか？

使用料の適正な算定を行うために、毎年、認定企業のうち任意に抽出した数社に対し、エコマークの使用状況およびエコマーク商品の製造販売状況や販売実績（出荷額）等について、エコマーク事務局もしくは第三者機関等が立入り調査を含め報告および説明等を求めることにしています。

Q33**A**

売上高の報告を怠ったり虚偽の報告をした場合に、何か罰則等はあるのですか？

売上高の報告や使用料の支払いを怠ったとき、その他虚偽報告等が明らかとなった場合には、「エコマーク使用契約書」および「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」に基づき、直ちにエコマーク認定を取り消し、すべての使用契約を解除することがあります。この場合、エコマークの不適正使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となることがありますのでご留意下さい。

Q34**A**

売上高の報告について、報告内容を公表されることはありますか？

エコマーク事務局およびエコマーク審査委員会は、提出された申込書類や審査の過程で知り得た情報などに関し守秘義務を負っています。売上高の報告内容を公表することはありません。

「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」（第9条）および「エコマーク使用契約書」（第23条）をご参照下さい。

Q35**A**

エコマーク使用料の入金はいつまでに済ませればよいですか？

事務局より毎年の支払対象期間の開始時に、当期支払対象期間分のエコマーク使用料をご請求します。その請求日から60日以内にご入金下さい。

Q36

A

エコマーク商品について使用する素材を一部変更しましたが、エコマーク事務局に未届出である場合、どのようにすれば良いのですか？

直ちにエコマーク商品への追加・変更に関する申込手続き（届け出）を行って下さい。手続き方法は、43 ページ以降の「Ⅲ. エコマーク認定商品に関する追加・変更等の手続き」を参照して下さい。（追加・変更等の手続きに関する費用は無料です。）

なお、エコマーク事務局の承認を得るまで当該商品へのエコマークの使用・表示は直ちに停止して下さい。

事前にエコマーク事務局の承認を得ないで無断でエコマーク商品の認定要件に係る追加・変更等を行いますと、エコマークの不適正使用もしくは無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。

Ⅲ. エコマーク認定商品に関する追加・変更等の手続き

エコマーク認定商品に関する様々な追加・変更等については、4ページの「[エコマーク使用契約書]について」第5条に基づき、以下の各様式A～Eを用いて速やかにエコマーク事務局まで申込を行い、事前に承認を受けて下さい。この手続きを経ていない商品はエコマーク商品とは認められません。ただし、お申し出の内容によっては承認できない場合もあります。

(注) 無断で追加・変更等を行いますとエコマークの不適正使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご留意下さい。

様々な追加・変更等の手続き	手続き費用
1. エコマーク認定商品に関する追加・変更 「エコマーク商品追加申込書」 (様式A) 「エコマーク商品変更申込書」 (様式B)	無料
2. エコマーク担当者変更届 (様式C)	
3. エコマーク使用契約者変更申込書 (様式D)	
4. エコマーク使用契約者名等変更届 (様式E)	

1. 追加・変更などの手続き

1-1. 追加・変更などの手続きの流れは以下のとおりです。具体的な手続き方法については、次頁以降の(1)『追加』手続き、または(2)『変更』手続きをそれぞれご覧下さい。

<手続きの流れ>

『追加 (様式A)』または『変更 (様式B)』を事務局に提出 (郵送または持参)



『事務局での提出書類充足の確認』

※ 不備などがある場合は FAX にて照会。



書類充足後

『認定審査』



『審査結果の通知』

※審査結果はエコマーク事務局より「商品担当者」に対して書面にて通知します。
書類充足時から審査結果通知まで、通常約2週間ほど要します。

1-2. 『追加』・『変更』区分は以下をご参照下さい。

		型式（品番）名	
		同一	相違
商品などの仕様	同一	届出不要	変更手続き ※商品ブランド名などの変更
	相違	変更手続き ※色、サイズなどの変更	追加手続き ※新たに後継機種や、色、サイズ違い等の追加

※原料供給元や工場の「追加」などで型式（品番）名に影響がない場合は、それぞれ原料供給元や工場全体の変更として捉え、「変更」手続きにて取り扱います。

(1) 『追加』手続きについて

1) 『追加』手続きを必要とする事例

既エコマーク認定商品と申込区分が同一で、以下の事例などに該当する場合。

※申込区分が同一でない場合は、別途新規でのお申込となります。

- ・新たな色やサイズ、デザイン等の型式（品番）を追加する場合
- ・新たに後継機種等を追加する場合

※上記以外の事例で、「追加」か「変更」かの判断が難しい場合は事務局までご相談下さい。なお、商品類型によっては「追加」手続きに制限を設けている場合がありますので、事前に該当の商品類型（認定基準書）をご確認下さい。

2) 『追加』手続き方法

エコマークホームページ (<http://www.ecomark.jp>) において、事前に認定基準書をご確認のうえ以下の必要書類を提出して下さい。

(必要書類)

- ① 「エコマーク商品追加申込書」(様式A) <付録に掲載しています>
- ② 審査を要する基準項目にかかわる証明書類 (必要な場合のみ)

①については、47ページの「[「エコマーク商品追加申込書(様式A)]の書き方」をご覧ください。

3) 『追加』が承認された場合のエコマーク使用料の支払方法

その時点では使用料の支払いや売上高の報告の必要はありません。当期支払対象期間の満了30日前までに「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」にて、当該商品を含む他の追加商品と併せ全エコマーク商品について改めて確定額を報告していただきます。その確定額に基づき使用料を算定した結果、既払込使用料との間の過不足額について、次期支払対象期間の使用料への充当または加算により使用料の精算（調整）を行っていただきます。

(2) 『変更』手続きについて

1) 『変更』手続きを必要とする内容

既エコマーク認定商品と申込区分が同一で、以下の事例などに該当する場合。

※申込区分が同一でない場合は、別途新規でのお申込となります。

- ・ 色やサイズ、デザイン等の仕様を変更する場合
- ・ 商品ブランド名、型式（品番）の呼称などを変更する場合
- ・ 製造工場、原料、原料供給元等を変更する場合（これらを追加する場合でも、型式等に変更がなければ、「変更」手続きにて取り扱います。）
- ・ その他、エコマーク商品にかかわる変更を行う場合など

※上記以外の事例で、「追加」か「変更」かの判断が難しい場合は事務局までご相談下さい。なお、商品類型によっては「変更」手続きに制限を設けている場合がありますので、事前に該当の商品類型（認定基準書）をご確認下さい。

2) 『変更』手続き方法

エコマークホームページ (<http://www.ecomark.jp>) において、事前に認定基準書をご確認のうえ以下の必要書類を提出して下さい。

(必要書類)

- ① 「エコマーク商品変更申込書」（様式 B） <付録に掲載しています>
- ② 審査を要する基準項目にかかわる証明書類（必要な場合のみ）

①については、48 ページの「[「エコマーク商品追加申込書(様式 B)」の書き方]」をご覧ください。

2. エコマーク商品担当者及び使用料支払担当者の変更手続き

エコマーク認定・使用申込の際に、登録されていた商品ごとの申込担当者または使用料支払担当者などの連絡先を変更される場合には、すみやかに「エコマーク担当者変更届（様式 C）」を事務局宛てに提出して下さい（FAX 可）。

【届出が必要な変更事項】

担当者名、担当部署名、役職名、住所、電話、FAX 番号、およびメールアドレスの変更など

(注) 商品担当者を変更される場合には、その方が担当し、変更されるすべての認定商品の認定番号を記載して下さい。

(注) エコマーク事務局からの重要なお知らせ（エコマークニュースや「個別案内」など）をお届けすることができなくなりますので、上記の事項に変更があった場合は、必ず本手続きをお済ませ下さい。なお、発送準備の都合上、変更直後はエコマークニュースなどが旧担当者宛てに送付されてしまう場合もありますのでご了承下さい。万が一、お手元に届かない場合は事務局までご一報下さい。

3. エコマーク使用契約者の変更手続き

会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマークの使用権を第三者に変更を希望される場合は、付録に掲載の「エコマーク使用契約者変更申込書（様式D）」にて事前に事務局まで申込をして下さい。

※有印文書（社印、代表者印）での手続きが必要です。

※変更先にて、既に他のエコマーク商品を保有されている場合は様式D（1）を、エコマーク商品を保有されていない場合は様式D（2）を使用して下さい。

事務局受理後、通常約1～2週間程で現使用契約者宛てに承認通知書を発送します。

ただし、5ページの「エコマーク使用契約書」第19条に基づき、申込内容によっては変更を承諾できない場合もありますのでご留意下さい。

（注）契約者変更後は、前契約者名義でのエコマーク商品の出荷は、在庫を含めて一切できなくなりますので、ご注意下さい。

4. エコマーク使用契約者の名称、代表者等の変更手続き

会社名称や代表者などを変更する場合は、「エコマーク使用契約者名等変更届（様式E）」を事務局まで提出して下さい。

※有印文書（社印、代表者印）での手続きが必要です。

【届出が必要な変更事項】

使用契約者（会社）の名称、代表者、住所、電話およびFAX番号の変更など

（注）新会社の社印や代表者印などを作成中の場合は、新印鑑の準備ができ次第ご提出下さい。

5. 「エコマーク商品追加申込書（様式 A）」の書き方

- 既認定商品に追加して、新たな色やサイズ、デザイン等の型式を追加する場合
(一部の商品類型には追加内容に制限がある場合もあります。必ず認定基準書をご確認下さい。)

様式 A (郵送用)

2009年 8月 15日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者 (会社) 名	株式会社日本環境	社印
商 品 担 当 者 名	環境 太郎	
部 署	研究開発本部 開発 課 課長	
連 絡 先	TEL: 03-5114-0000 FAX: 03-5114-0000	

エコマーク商品追加申込書

エコマーク商品の追加について、下記のとおり申し込みます。

記

(1) エコマーク認定番号	88 112 004
(2) 認定商品ブランド名	エコエコマール
(3) 既認定型式 (品番など)	KM-01 (4mm)、KM-02 (5mm)
(4) 追加内容	<input checked="" type="checkbox"/> 型式の追加 <input type="checkbox"/> () の追加 詳細 新たな型式として KM-03 (6mm) を追加します。 既認定商品とサイズ・色のみの違いです。 その他、原料・製造工場などは同一です。

(5) 上記追加内容についての認定基準に関する証明資料を以下に明記の上、添付して下さい。
(添付の証明資料など)

添付資料 1. 製品全体の材料使用比率
添付資料 2. 重金属の試験結果

以上

申込日を必ず記載して下さい。

使用契約者(会社)名欄の印は社印(角印)を押印して下さい。

申込時に登録されている商品担当者名・ご連絡先を記載して下さい。

8桁のエコマーク認定番号を記載して下さい。

認定を受けた商品ブランド名を記載して下さい。

認定を受けている型式を記載して下さい。
(数が多い場合は別紙にまとめて下さい。)

追加を希望する商品(型式)を記載のうえ、既認定商品との相違点、及び相違点以外は同じであることを記載して下さい。

追加申込に関して、関連する証明書を記載して下さい。※

CHECK POINT

- 「使用契約者(会社)名」の欄に押印はありますか。
 - (4) 「追加内容」欄に、今回追加する内容が明確に記載されていますか。
 - 追加申込により、既認定商品と異なる部分に関して、証明書が添付されていますか。
- ※商品類型によっては、認定基準への適合の証明方法により、第三者機関の試験結果等も提出していただく場合があります。

6. 「エコマーク商品変更申込書（様式B）」の書き方

- 既認定商品の色やサイズ、デザイン等の仕様を変更する場合
(一部の商品類型には変更内容に制限がある場合もあります。必ず認定基準書をご確認下さい。)
- 既認定商品の製造工場を変更、または新たな工場を追加する場合
- 商品ブランド名や型式（の呼称）を変更する場合

様式B(郵送用)

2009年8月15日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者(会社)名	株式会社日本環境	社印
商品担当者名	環境 太郎	
部署	研究開発本部 開発一課 課長	
連絡先	TEL:03-5114-0000 FAX:03-5114-0000	

エコマーク商品変更申込書

エコマーク商品の変更について、下記のとおり申し込みます。

記

(1) エコマーク認定番号	88 112 004
(2) 認定商品ブランド名	エコエコマール
(3) 既認定型式(品番など)	KM-01(4mm)、KM-02(5mm)
(4) 変更内容	(製造工場、再生材料の使用比率)の変更 詳細 最終製造工場を〇〇株式会社に変更します。 また、製品中の再生材の使用率を変更します。

※上記変更内容についての認定基準に関する証明資料を添付して下さい。

(5) 上記内容以外に変更のない旨の宣言文を以下に記載して下さい。

その他、原料などは同一で変更ありません

以上

申込日を必ず記載して下さい。

使用契約者(会社)名欄の印は社印(角印)を押印して下さい。

申込時に登録されている商品担当者名・ご連絡先を記載して下さい。

8桁のエコマーク認定番号を記載して下さい。

認定を受けた商品ブランド名を記載して下さい。

認定を受けている型式を記載して下さい。
(数が多い場合は別紙にまとめて下さい。)

変更内容を記載のうえ、補足説明の資料などを添付して下さい。
※商品類型によっては、認定基準への適合の証明方法により、第三者機関の試験結果等も提出していただく場合があります。

CHECK POINT

- 「使用契約者(会社)名」の欄に押印はありますか。
- (4)「変更内容」欄に今回変更する内容が明確に記載されていますか。
- 変更申込により、既認定商品と異なる部分に関して、証明書が添付されていますか。
- 変更手続きが完了した際、変更前の商品に関してはエコマーク認定商品として扱えなくなりますので、ご注意下さい。 例) 商品ブランド名の変更、型式名の変更 など

追加・変更などに関する Q&A

Q1

A

追加・変更の申込に費用はかかりますか？

追加・変更に関する審査料はかかりません（なお、証明などに要する試験費用等は申込者のご負担となります）。ただし、追加商品についてはその売上高に応じてエコマーク使用料をお支払いただきます。既認定商品に関する追加や変更等については、速やかに所定の手続きを行い事前に承認を得るようにして下さい。

追加商品に関する使用料については、44 ページ（1）「追加」手続きについての、3）をご覧ください。

Q2

A

追加・変更の承認を受けた場合、そのエコマーク使用はいつまで認められますか？

追加や変更の承認を受けた場合もエコマーク商品は認定番号ごとの認定となりますので、エコマークを使用できる期間は当該既認定商品と同様に「エコマーク使用契約書」（表）五および第10条（4 ページ参照）に従って、契約の解約または解除が無い限り、認定の有効期間が満了する日までとなります。ただし、認定の有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合でも、既に認定されている商品に影響が及ぶことはなく、既認定商品の認定は有効のままとなります。

Q3

A

追加・変更の手続きを行わないで、エコマークを使用した場合はどうなりますか？

事前に承認を得ないで無断でエコマーク商品の追加・変更を行いますと、エコマークの不適正使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。なお、追加商品についてはエコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用に準じて請求することがあります。

Q4

A

該当の認定基準が改定・見直し等された場合、その後の追加・変更等の手続きは新旧どちらの認定基準に従えばよいのですか？

追加・変更等の手続きは、該当の認定基準の改定・見直し等に係わらず、対象の既認定商品が最初に認定を受けた（契約を更新している場合は直前の更新時の）認定基準書に従って審査を行います。

Q5

A

型式（品番）はどこまで登録すればよいのですか？

使用料算定のための売上高に影響しますので、同一の製品で、エコマーク商品として出荷しているものと、そうでないものがある場合には、型式や品番等でエコマーク商品とそうでない商品を明確に区別する必要があります。したがって、次の項目を参考に可能な限り詳細な品番単位での型式を登録して下さい。

・サイズ ・デザイン ・色 ・名入れ用品番 ・〇〇向け仕様など

（注）同一の製品において型式（品番）等で明確な区別ができる場合に限り、エコマーク商品として出荷しない商品分の売上高は対象に含まれません。

Q6**型式（品番）を廃番したのですが、手続きはどうすればよいのですか？****A**

「エコマーク商品変更申込書（様式 B）」を使用し、変更内容に「型式の削除（廃番のため）」と「廃番された型式（品番名）」をご記入のうえ、事務局まで提出して下さい。

詳しくは、48 ページの書き方をご参照下さい。

Q7**会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマークの使用権を譲渡することはできますか？****A**

会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用権を譲渡する場合は、事務局の承諾が必要です。事前に「エコマーク使用契約者変更申込書（様式 D）」にて事務局まで申請して下さい。

ただし、申込内容によっては使用権の譲渡を承諾しない場合もあります。

なお、エコマーク使用権の譲渡承認日以降、旧契約者が当該エコマークを表示して商品を出荷しますと無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、46 ページ「3. エコマーク使用契約者の変更手続き」をご覧ください。

Q8**会社名（または代表者）を変更するのですが、手続きはどうしたらよいのですか？****A**

「エコマーク使用契約者名等変更届（様式 E）」を事務局までご提出下さい。

詳しくは、46 ページ「4. エコマーク使用契約者の名称、代表者等の変更手続き」をご覧ください。

Q9**同じエコマーク商品の子会社でも同時に使用したいのですが、「エコマーク使用契約者名等変更届」を提出すればよいのですか？****A**

エコマーク使用契約は 1 社ごとの締結となります。従って、関連の子会社なども別途エコマーク商品認定審査へのお申込みを経て、個別にエコマーク使用契約を締結する必要があります。詳しくは、別冊「エコマーク申込のてびき」（9 ページの「Ⅱ. エコマーク商品認定申込要領」）をご覧ください。

Q10**エコマークホームページに掲載されている商品情報を変更したいのですが？****A**

変更したい内容を「エコマーク商品情報登録・変更用紙（様式 G）」にて事務局まで提出して下さい（メール又は FAX）。商品情報の書き方や様式は、エコマークホームページからダウンロードできます（http://www.ecomark.jp/item_reg.html）。

エコマークホームページに掲載されている商品情報は随時更新しています。

IV. エコマークの表示方法

1. エコマークの使用権

商品やパッケージなどにエコマークを表示できるのは、使用契約者に限ります。エコマーク認定商品であっても、契約団体以外が印刷・貼付することはできません。万が一、使用契約者以外の方がエコマークを使用した場合は、無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。また、エコマークは認定審査により認定された商品に限り使用することができます。

※マークの印刷・貼付は使用契約者が行うことが前提ですが、外部の印刷会社などに依頼することは差し支えありません。エコマーク商品を紹介するカタログなどへのエコマーク表記については、使用契約者および販売者等にも使用を認めますが、その使用方法には制限があります。

⇒詳しくは、付録の「エコマーク使用の手引」（付 10 ページ）をご参照下さい。

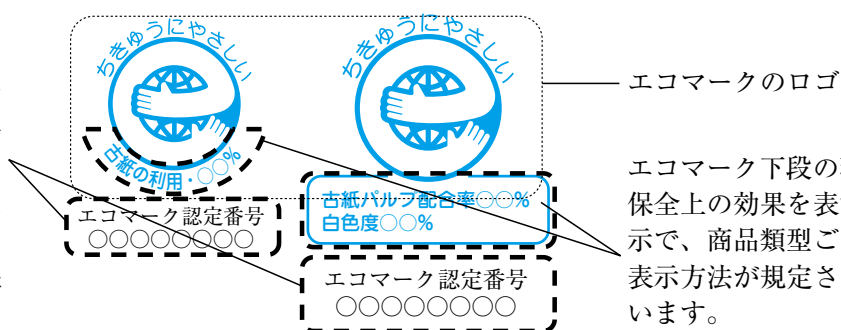
2. エコマーク表示のイメージ

エコマークを使用する際は、予め定められた以下のAまたはBの表示方法に従って下さい。

エコマークは、「ロゴ」（地球を手で囲むマーク、上段の「ちきゅうにやさしい」）、と「環境保全上の効果を表す文字」（下段の表示）とがセットになっています。片方のみ表示することはできません。

〈A. 下段の表示の場合〉 〈B. 環境情報表示の場合〉

エコマーク認定番号と使用契約者名を識別できるように表示して下さい。なお、個別認定基準書で表示に関する記載があるものを除き、どちらか一方だけを表示しても構いません。またエコマークの近傍でなくとも構いません。



3. エコマーク下段の環境保全上の効果に関する表示

エコマーク下段の環境保全上の効果に関する表示は、商品類型ごとに規定されています。必ず、ロゴとセットで使用しなければなりません。下段の表示方法は、「A. 下段の表示」と「B. 環境情報表示」の2種類ありますが、どちらを表示するかは原則として商品類型ごとに決められています（一部表示を選択できる商品類型もあります）。

A. 下段の表示



エコマーク認定番号
〇〇〇〇〇〇〇〇

認定基準書の中で、「環境情報表示」に関する規定がない商品類型の場合は、この表示方法となります。

- (1) 文字表示は、必ずエコマーク本体の正円の外線に沿って表示して下さい。
- (2) 環境保全上の効果を表す文字は、正円下部に以下のようにレイアウトします。

- ・文字数が奇数のときは中央の文字が地球の中心線の真下にくるように配置
- ・偶数のときは中央の2文字の真ん中が地球の中心線の真下にくるように配置

B. 環境情報表示



古紙パルプ配合率〇〇%
白色度〇〇%

エコマーク認定番号
〇〇〇〇〇〇〇〇

認定基準書の「5. 商品区分、表示など」または「6. その他」項目の中で「環境情報表示（下段の表示を矩形枠で囲んだもの）」が規定されている商品類の場合、この表示方法となります。

・マークと文字枠の組み合わせ

認定審査結果通知時に同封する「エコマークの表示について（お願い）」付録の清刷の中から文字数に応じたタイプを適切に選択し使用して下さい。

・枠内の文字の最大長に合わせ、左右、天地の空きが均等になるよう配置して下さい。

・枠内の文字の大きさは原則として、ロゴマーク円部分の直径 D (mm) に対して、「ポイント数では、0.3D 以上」、「級数では、0.4D 以上」として下さい。

※行間は各ポイント数、級数の 1.2 倍を基準とします。

4. エコマークロゴの色

ロゴの標準色は DIC 180 【C（シアン）100%、M（マゼンダ）4%、Y（イエロー）0%、B（ブラック）0%】ですので、できる限りこの色を使用して下さい。

エコマーク上段および下段の文字の色は、エコマークのロゴと同じ色を使用して下さい。

5. 文字のフォント

エコマーク上段および下段の文字は、次のいずれかのフォントを使用して下さい。

○写研「ナール D」

○モリサワ「じゅん 34」

○フォントワークス「スーラ PLUS」

○ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」

6. エコマーク表示の最小サイズ

エコマークを縮小または拡大して使用する場合には、文字表示はエコマーク本体と同倍率になるようにして下さい。表示スペースの関係により、縮小する場合は文字の可読性を損なわない程度に縮小することは可能です。

（注） 実際の表示の目安は、付録の「エコマークの下段の表示（環境情報表示）について」（付 15 ページ）をご覧ください。

7. エコマーク認定番号、使用契約者名などの表示

エコマークを表示する場合は、商品またはその包装上ごとに、エコマーク認定番号および使用契約者名の両方を表示して下さい。ただし、個別の認定基準書において表示に関する記載があるものを除き、いずれか一方を選択して表示することも認めます。

詳しくは、付録の「エコマーク使用規定第 7 条」（付 8 ページ）、および「エコマーク使用の手引 7 項」（付 13 ページ）をご覧ください。

（注） エコマーク認定番号および使用契約者名の表示は、エコマークの近傍である必要はありません。また、文字サイズ、書体および色の指定もありません。

8. エコマークの表示に関する注意点

エコマークの認定商品が部材、部品などとして用いられる場合は、認定商品についてのみエコマークを使用することができます。認定商品である部材、部品などを用いて組み立てられた完成商品には、エコマークを使用することはできません。

また、納入先の注文による特別仕様によって外観などが変わる商品についても、エコマークを使用することはできません。エコマーク使用契約者以外の企業が認定商品の商品名・型式名を変更して販売する場合についても、エコマークを使用することはできません。

(注) いずれのケースも、エコマークを使用する場合は個別にエコマーク認定審査を受ける必要があります。

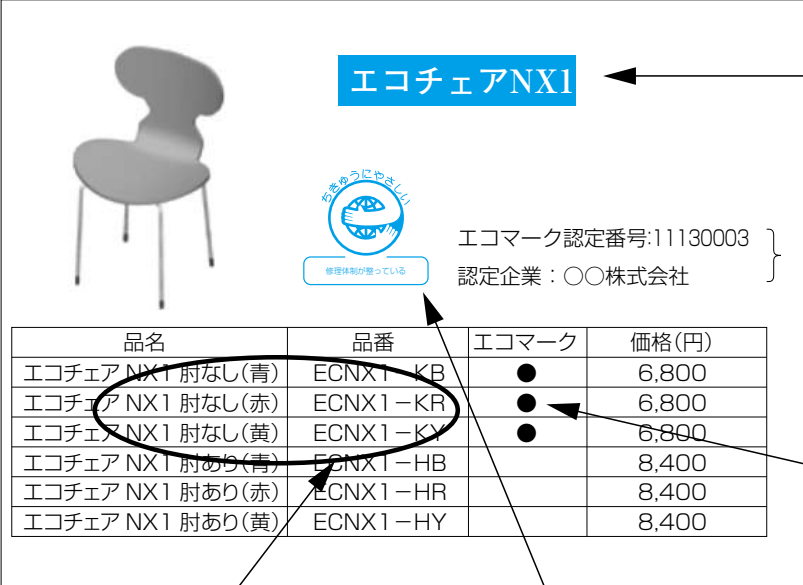
実際の表示例や様々な表示方法は、54ページの「Q & A」、および付録の「エコマーク使用規定」(付7ページ)、「エコマーク使用の手引」(付10ページ)、「エコマークの下段の表示(環境情報表示)について」(付15ページ)にそれぞれ従って下さい。

9. カタログ、ホームページなど広告物へのエコマーク表示方法

エコマークの認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物、およびインターネットホームページ上などにエコマークを使用する場合は、消費者がエコマーク商品であることをはっきり識別できるよう、エコマーク商品ブランド名、エコマーク認定番号および使用契約者をそれぞれ明記して下さい。また、エコマーク認定商品以外にエコマークを使用することはできません。以下の表示例をご参照下さい。

(注) エコマーク認定を受けた「商品ブランド名」と異なる商品名を勝手に表記することはできません。

誤った表記は、不適正使用に該当し、是正措置の対象となる場合がありますのでご注意下さい。



認定を受けた際(使用契約書に明記された)の商品ブランド名を記載して下さい。

エコマーク認定番号、契約団体名を記載して下さい(必須)。ただし、認定企業が発行する自社商品カタログには各商品への認定企業名は省略可能です。

エコマークの認定を受けている範囲を消費者に誤解を受けないように記載して下さい。

品名	品番	エコマーク	価格(円)
エコチェアNX1 肘なし(青)	ECNX1-KB	●	6,800
エコチェアNX1 肘なし(赤)	ECNX1-KR	●	6,800
エコチェアNX1 肘なし(黄)	ECNX1-KY	●	6,800
エコチェアNX1 肘あり(青)	ECNX1-HB		8,400
エコチェアNX1 肘あり(赤)	ECNX1-HR		8,400
エコチェアNX1 肘あり(黄)	ECNX1-HY		8,400

品名または品番には、エコマークで認定された型式を記載して下さい。

上段の「ちきゅうにやさしい」および各商品類型ごとに定められている「下段の表示」、「環境情報表示(上記の場合は、「修理体制が整っている」)」を必ず表示して下さい(必須)。エコマークの大きさ:文字の読める大きさ 色:DIC180 詳細は「エコマーク使用の手引」などを確認して下さい。

表示に関する Q & A

Q1

「エコマーク申請中」などをカタログ等に表記することはできますか？

A

「エコマークロゴ」と「エコマーク」は（財）日本環境協会が商標登録しています。エコマーク使用契約が締結される前に、「エコマークロゴ」を使用したり「エコマーク申請中」などの表記をすることはできません。エコマーク使用契約が締結されるまで、エコマークを表示した商品は市場に出荷しないで下さい。



Q2

素材（中間製品）、部品で認定を受けた商品を加工した製品にエコマークを表示することはできますか？

A

中間製品で認定を受けた場合、それを加工した商品にエコマークを表示したり、「エコマーク認定商品」などの文字を表記することはできません。この場合は、最終商品で新たにエコマーク認定を取得すればエコマークを表示することができます。



例 中間製品……………「印刷用紙」、「衣服の生地」など
加工した商品……………「印刷物」、「衣服」など

Q3

エコマーク認定商品を OEM 商品として他社に供給した場合、供給先でもその商品にエコマークを使用することはできますか？

A

OEM 商品であっても、供給先がエコマーク使用契約者でなければ、エコマークを表示することはできません。この場合、供給先が新たにエコマーク認定を取得すればエコマークを表示することができます。

Q4

エコマークの表示を日本語以外で表示することはできますか？

A

エコマーク上段の「ちきゅうにやさしい」および「下段の表示」、「環境情報表示」は、所定の文字以外で表記することはできません。ただし、日本語で正しく表記してあればエコマークとは別に日本語以外の言語で意味を補足することは差し支えありません。

Q5

現在契約中の認定基準が見直され、新認定基準が制定された場合、これまでのエコマークの表示はどうしたらよいですか？

A

商品認定は認定基準の有効期限日まで有効です。従って、契約後に認定基準が見直され新認定基準が制定された場合でも、エコマーク使用契約が有効であればその有効期限日まで継続してエコマークを使用（エコマーク商品を出荷）することができます。なお、これまでの表示方法に従うものとし、新認定基準の表示等に任意に変更することはできません。

Q6**A**

前 Q5 に関連して、新認定基準の表示等に変更を希望する場合は、どうしたらよいですか？

制定された新認定基準（新 Version）で、新たに認定を取り直していただきますと、新認定基準の定める新しいエコマーク表示や新認定番号等を使用することも可能となります。

Q7**A**

前 Q6 に関連して、新たに認定を取り直した場合、これまでのエコマーク表示は使用できなくなるのですか？

いいえ、大丈夫です。Q5 の回答とも関連しますが、これまでのエコマーク表示や認定番号を継続して使用することができます。なお、改版等を行う際には、原則として新しいエコマーク表示と新認定番号への切り替え使用・表示するようにお願いします。

Q8**A**

前 Q7 に関連して、現認定基準の有効期限日の翌日以降は、やはり新しいエコマーク表示と新認定番号を表示しなければ誤使用となるのでしょうか？

いいえ、大丈夫です。Q6 の回答とも関連しますが、新たに認定を取り直していただいた場合は、現認定基準の有効期限日以降も、引き続きこれまでのエコマーク表示や認定番号を選択して継続使用することが認められます。なお、改版等を行う際には、原則として新しいエコマーク表示と新認定番号への切り替え使用・表示するようにお願いします。

Q9**A**

発行済みのカタログにおいて、一部のエコマーク商品について正しくない表示が含まれていることが判明しました。どのように対処したら良いのでしょうか？

エコマーク商品とその他の商品が掲載されているカタログなどで発行日が明記されているものは、カタログ発行時の情報が有効であると思われます。したがって、前回の発行時点で正しい表示であれば、次回の発行時に正しい表示に改めていただくことで構いません。ただし、前回の発行時点ですでに誤った表示が掲載されている場合は、速やかに正しい表示に訂正して下さい。

また、発行日が明記されていないものは、速やかに正しい表示に訂正して下さい。

⇒付録「エコマーク使用の手引」の「6. 広告・宣伝活動における表示など」（付 11 ページ）をご参照下さい。

Q10**A**

第三者発行のカタログについては当社で特に監修していませんが、当社製品に関するエコマーク表示について把握する必要があるのでしょうか？

当協会とエコマーク使用契約を締結していない第三者がエコマークを無断で使用していると誤認され、また不正使用が最も起こりやすいケースですので、貴社エコマーク商品が特定できるよう、「エコマーク商品ブランド名」、「エコマーク認定番号」および「使用契約者（貴社）名」が正しく表示されるよう貴社からも指導をお願いします。なお、このようなケースで、万が一、不正使用が発覚した場合は、契約者やエコマーク商品などを保護する目的で当協会が第三者に対して、直接、刑事告発を含む法的措置などを講じることにしています。

⇒付録「エコマーク使用の手引」の「6. 広告・宣伝活動における表示など」（付 11 ページ）をご参照下さい。

Q11

A

エコマークをデザインとして使うことはできますか？

エコマークロゴは（財）日本環境協会の登録商標です。エコマークを相互に直結させてパターンとしたり、イラストの一部に取り込むなど、エコマークをデザインとして使用することはできません。

Q12

A

エコマークを囲んだり、マークを変形することはできますか？

エコマーク全体をさらに正方形などで囲むことはできません。エコマークを変形したり、地球のヌキの部分がつぶれてしまうような過度な縮小はしないで下さい。

⇒付録「エコマーク使用の手引」の「2. エコマークの使い方」（付 10 ページ）をご参照下さい。

Q13

A

エコマークの色を反転することはできますか？

地色の上にエコマークを載せる場合には、「e」及び地球の部分（ヌキの部分）に地色が出て差し支えありません。また、「e」及び地球の部分黒ベタして（反転させて）使用することもできます。

Q14

A

「エコマーク商品」以外にどのような呼称を使用できますか？

エコマーク認定商品について広告等を行う場合の呼称は、次の中から選択して使用して下さい。

「財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定・環境保全型商品」

「財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定・エコマーク商品」

「エコマーク事務局認定・環境保全型商品」

「エコマーク事務局認定・エコマーク商品」

「エコマーク認定商品」

「エコマーク商品」

Q15

A

エコマーク認定商品に「名入れ」をする場合、そのままエコマークを表示することはできますか？

エコマークの認定を受けた、封筒、名刺、ボールペンなどに名入れをする場合は、以下の手続きを行うことにより、そのままエコマークを表示することができます。なお、いずれの場合もエコマーク認定番号と使用契約者名（または、どちらか一方でも可）の明記を含め、エコマークが正しく表示されていることを条件とします。

また、エコマークは使用契約者に限りその使用を認めています。第三者が「名入れ」とともにエコマークを印刷するなど表示することはできません（使用契約者がエコマーク商品出荷前に自社管理下のもと、第三者にエコマークなどを印刷委託等することは差し支えありません）。

⇒付録「エコマーク使用の手引」の「7. エコマーク使用におけるエコマーク認定番号、使用契約者名などの表示方法」（付 13 ページ）をご参照下さい。

● **パターン1. 既存のエコマーク認定商品に、後日、名入れ（事業者名など）のみを表示（印刷）する場合**

例えば、すでにエコマーク商品として販売しているボールペンなどに、そのまま名入れ印刷をする場合は、原則として「追加」申込の手続きは必要ありません（第三者の印刷を含みます）。

ただし、使用契約者が別品番として管理をしている場合は、予め、「エコマーク商品追加申込書」をご提出のうえ「追加」申込の手続きを行って下さい。この場合は追加認定の承認日以降にエコマークを表示した当該商品を出荷することができます。

● **パターン2. 既存のエコマーク認定商品において、商品名などのロゴやデザインを変更して、名入れを表示（印刷）する場合**

例えば、エコマーク商品として販売しているボールペンなどの表面印刷デザイン（製造者名や商品名などのロゴを削除する等）を変更して名入れをする場合は、名入れ品番として新たに品番を登録する必要があります。予め、「エコマーク商品追加申込書」をご提出のうえ「追加」申込の手続きを行って下さい。この場合は追加認定の承認日以降にエコマークを表示した当該商品を出荷することができます。

● **パターン3. 名入れ先の要望により、商品の色、または仕様等を変更する場合**

例えば、エコマーク商品として認定されたボールペンなどの色や形（商品自体の仕様）を、名入れ先の個別要望により変更する場合は、名入れ品番として新たに品番を登録する必要があります。予め、「エコマーク商品追加申込書」をご提出のうえ「追加」申込の手続きを行って下さい。この場合は追加認定の承認日以降にエコマークを表示した当該商品を出荷することができます。なお、変更部分で認定基準に関わる項目については別途証明書類等が必要となります。

Q16

A

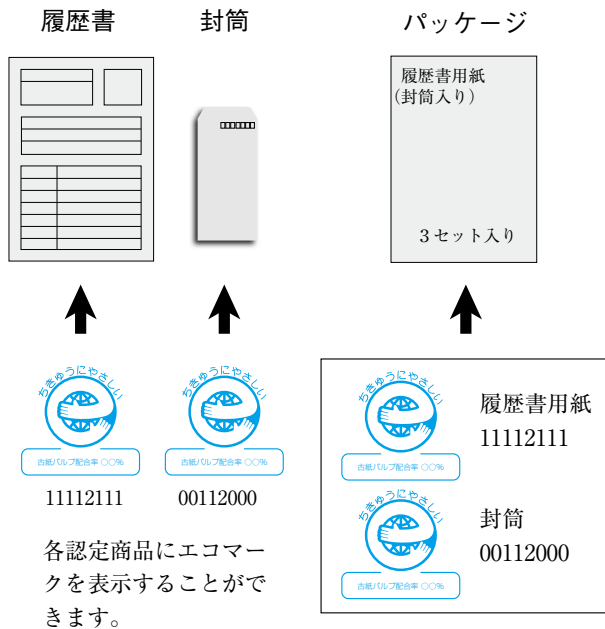
「セット品」にエコマークを表示することはできますか？

エコマークは認定を受けた商品についてのみ表示を認めています。ただし、セット商品の場合、一定の条件を満たせばエコマークの表示を認めています。58 ページの例をご参照下さい。

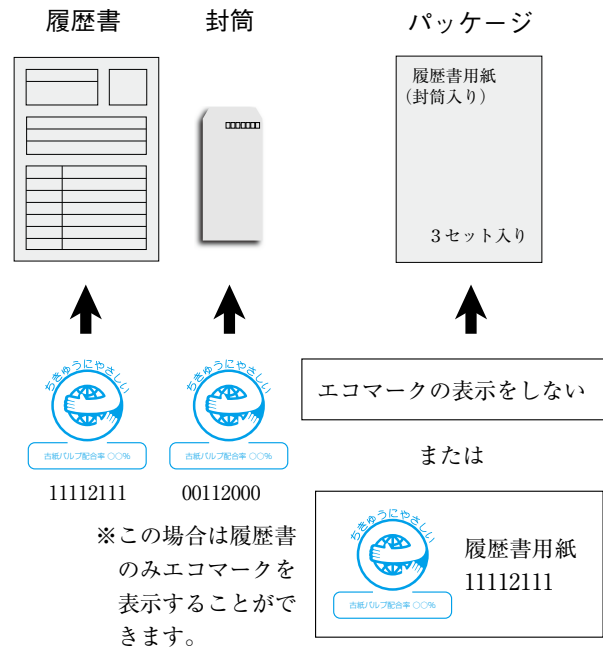
なお、ご不明な点がございましたら、エコマーク事務局までお問い合わせ下さい。

例1) 履歴書+封筒

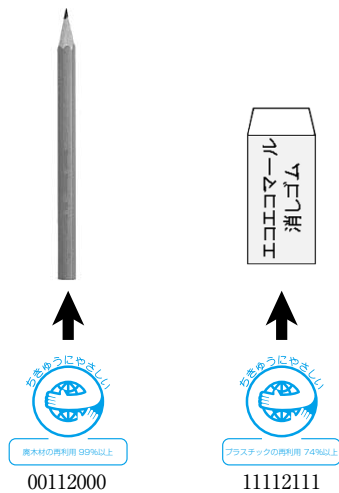
(履歴書と封筒を自社でエコマークの認定を取得した場合)



(履歴書は、自社でエコマークの認定を取得し、封筒は他社でエコマークの認定を取得した場合)

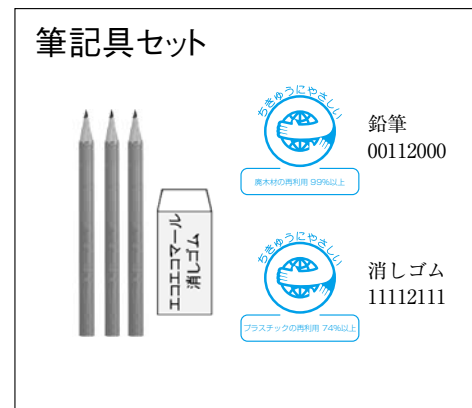


例2) 鉛筆と消しゴムのセット



それぞれの認定商品にマークを表示することができます。

セット販売パッケージ



確認事項

- ・セット販売するそれぞれの商品は、自社でエコマークを取得していますか？
- ・パッケージ、個別商品にそれぞれエコマークを表示していますか？

原則

- ・エコマークを商品・パッケージに印刷することができるのは、使用契約者に限ります。
- 他社の認定商品とのセット販売では、パッケージにエコマークを表示できません（自社の認定商品のみエコマークを表示することができます）。
- ・複数の認定商品をセットで販売する場合には、パッケージに認定商品とエコマーク認定番号の関係がわかるよう表示して下さい。

付 録

(規定、様式)

● 事業実施要領

- エコマーク事業実施要領…………… 付 2

● 主な規定

- エコマーク使用規定…………… 付 7
- エコマーク使用の手引…………… 付 10
- エコマークの下段の表示（環境情報表示）について…………… 付 15

● 様式（原本）【コピーしてご使用ください】

- 「エコマーク商品追加申込書（様式A）」
- 「エコマーク商品変更申込書（様式B）」
- 「エコマーク担当者変更届（様式C）」
- 「エコマーク使用契約者変更申込書（様式D-（1）」（エコマーク使用权の譲渡など）
- 「エコマーク使用契約者変更申込書（様式D-（2）」 //
- 「エコマーク使用契約者名等変更届（様式E）」（名称変更や代表者変更など）
- 「エコマーク使用契約の解約願い（様式F）」

エコマーク事業実施要領

第1章 総則

1. エコマーク事業の目的

エコマーク事業は、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品（製品およびサービス。以下同じ）に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していくことを目的とします。

2. エコマークの対象となる商品の基本的な要件

2-1. エコマークの対象となる商品は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものとし、

- ①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
- ②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

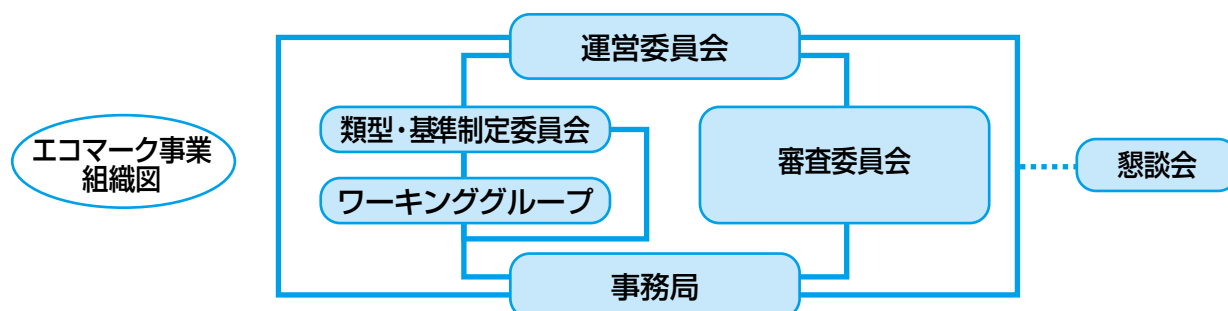
2-2. 具体的にエコマークを付けることができる商品（以下「エコマーク商品」という。）は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、第2章の手続きにより選定されたエコマーク商品類型に該当し、かつ、第3章の手続きにより認定を受けたものに限られます。

3. エコマーク事業の運営体制

3-1. エコマーク事業は財団法人 日本環境協会が実施し、その事務は同協会のエコマーク事務局（以下「事務局」という。）が担当します。

3-2. エコマーク事業の適正な運営を図るため、財団法人 日本環境協会に諮問機関として、「エコマーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）」、「エコマーク類型・基準制定委員会（以下「類型委員会」という。）」および「エコマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を置きます。また、類型委員会の下部組織として、基準案策定のための「ワーキンググループ」をその都度設けます。

その他エコマークに関する各界の意見を広く聴取する場として、各界の有識者によって構成されるエコマーク懇談会などを開催します。



- ①運営委員会は事業者関係団体、消費者関係団体、環境保全に関する学識者および関係行政機関などの各界の有識者によって構成され、エコマーク事業の予算、事業計画、事業実施要領の制定・見直し、類型委員会・審査委員会ガイドラインなどの制定・見直し、その他エコマーク事業の運営に関する事項を審議します。
- ②類型委員会は商品類型に関する事業者関係団体、消費者関係団体および中立機関の専門家や有識者によって構成され、第2章で定めるエコマーク商品類型の選定および認定基準の制定並びにこれらの見直しに関する事項を審議します。
- ③審査委員会は、環境負荷の評価・低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品の認定に関する審議を行います。
- ④ワーキンググループは、設定された商品類型に関する事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者によって構成され、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定します。

第2章 エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定

4. エコマーク商品類型の選定

4-1. エコマークの対象とする商品の類型（以下「エコマーク商品類型」という。）は、次の手続きにより選定されます。

- ①商品類型の提案については、事務局の提案によるほか、受付時間を定めてホームページなどで供給者、消費者または第三者から広く提案を募集します。
- ②上記の提案について、事務局は、情報収集や必要に応じて調査や関係者へのヒアリングなどを行います。
- ③類型委員会の審議・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会は新たな商品類型を選定します。
- ④新たに選定された商品類型はエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

4-2. 類型委員会は、4-1. のほか、商品類型の選定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

5. 認定基準の策定

5-1. 新たに設定された商品類型の認定基準は、次の手続きにより策定します。

- ①類型委員会の承認の下で、設定された商品類型に関する専門家や有識者からなるワーキンググループを設置します。
- ②ワーキンググループは、認定基準案を策定します。その策定に当たっては、表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を活用し、商品のライフサイクル全体にわたる環境への負荷を考慮した上で、その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減できるレベルの基準となるよう、商品類型の目的を達成するために優先度の高い項目を絞り込んで、定量的な認定基準案を策定します。また、より多くの事業者、消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて誘導できる認定基準案を策定します。

- ③類型委員会の審議を経て、認定基準案は、エコマークニュースおよびホームページなどで公表され、60日間、一般からの意見や提案が受け付けられます。
- ④類型委員会は一般からの意見や提案を考慮し、ワーキンググループの意見を聞きつつ、認定基準を審議します。
- ⑤類型委員会の承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会は認定基準を制定します。
- ⑥新たに制定された認定基準は、その背景となる情報などを添えてエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

表 1. 「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A.資源採取	B.製造	C.流通	D.使用消費	E.廃棄	F.リサイクル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系への影響						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の発生・処理処分						
8 有害物質などの使用・排出						
9 その他の環境負荷						

5-2. 類型委員会は、5-1. のほか、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

6. 商品類型および認定基準の見直し

6-1. 類型委員会は、市場動向や技術発展などを考慮し、有効期限のおよそ2年前に認定基準を見直し、認定基準の全面的な改定、商品類型の終了、もしくは有効期限の延長を行います。

6-2. 認定基準の全面的な改定手続きは、5 に準じて行い、類型委員会の審議・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会が認定基準の改定を行います。

6-3. 類型委員会は、6-1.、6-2. のほか、商品類型および認定基準の見直しに係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

第3章 エコマーク商品の認定

7. エコマーク商品の認定要件

下記の要件を満たし、次項に定める必要な手続きを経た商品をエコマーク商品として認定します。

- ①その商品が、その商品類型について定められた認定基準を満たしていること
 - ②申込者およびその商品の製造事業者（申込者がその商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること
 - ③品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していること
- ただし、上記要件を満たした商品であっても、審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合は、認定しないことがあります。

8. エコマーク商品の認定手続き

8-1. 個別商品のエコマーク認定手続きは、以下の手続きを経て行うこととします。

- ①日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者は、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。また、日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用または無償で配布する場合に限り、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。申込みにあたっては、別に定める「エコマーク商品認定申込要領」に従うこととします。
- ②事務局は、エコマーク商品の認定申込受付に際し、必要に応じて認定申込者に第三者機関による検査の実施およびその証明書の提出等を求めることができます。
- ③審査委員会は、申込みがあった商品について、7. の認定要件に関する審査を行い、その審査・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会がエコマーク商品として認定します。

8-2. 審査委員会は、8-1. のほか、認定に関わる審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

9. エコマーク商品認定の有効期間

商品認定審査により、認定を受けた商品の認定の有効期間は、当該商品の認定基準書に記載されている「有効期限」の日までとします。したがって、その後有効期限までの間に、いくつかの小改定が行われた場合にも、当該商品が審査時の認定要件を満たしている限りその認定は有効となります。また、認定基準書の有効期限が、手順に則って延長された場合には、その延長された「有効期間」の日まで認定は有効です。

第4章 エコマークの使用

10. エコマークの使用契約

エコマーク商品の認定を受けた方がエコマークを使用するにあたっては、認定を受けた個々の商品ごとに、財団法人日本環境協会と「エコマーク使用契約」を締結します。この契約の期間は、エコマーク使用契約締結日から1年間とし、翌年以降は、使用料の入金により自動継続するものとします。ただし最終年は、商品類型ごとに定められた有効期限の日までとなります。

11. エコマーク使用規定

エコマーク使用契約を締結した方は、別に定める「エコマーク使用規定」を順守するとともに、所定のエコマーク使用料を財団法人 日本環境協会に支払うものとします。

12. エコマークの商標権、他

「エコマーク」の商標権は財団法人 日本環境協会が保有しています。同協会は、エコマークが不正に使用された場合には、エコマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができます。

また、エコマーク商品の認定後、認定要件に対し適合が維持されていない場合には、同協会は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の一時停止又は取消を行うことがあります。

附則

本事業実施要領の改定は、運営委員会の決議を経るものとします。

1989年2月1日制定施行

1994年4月1日改定施行

1996年3月1日改定施行

1997年1月22日改定施行

1998年9月8日改定施行

1999年5月1日改定施行

2000年7月1日改定施行

2005年4月1日改定施行

2007年9月25日改定施行

エコマーク使用規定

第 1 条 (目的)

この規定は、エコマーク事業実施要領第 4 章「11. エコマーク使用規定」に基づき、エコマーク商品の認定を受けた方がエコマークを使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

第 2 条 (エコマークの使用)

認定を受けたエコマーク商品には、エコマークを使用して下さい。

なお、その商品の広告・宣伝に際しても、可能な範囲でエコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるようにして下さい。

第 3 条 (エコマークの使用方法)

エコマークの使用に当たっては、別添の「エコマーク使用の手引」を遵守して下さい。

第 4 条 (エコマーク商品認定の有効期間およびエコマーク使用契約)

エコマーク商品認定の有効期間は、途中でのエコマーク商品認定の取消しや使用契約の解除がない限り、エコマーク商品認定通知を受け取った日から商品類型ごとに定められた商品認定基準の有効期限までとなります。

財団法人日本環境協会は、エコマーク使用者との間でエコマーク使用契約を締結します。エコマーク使用者は、エコマーク商品認定通知を発送後 60 日以内に、この契約を締結して下さい。初めてエコマークを取得された方の場合、使用契約締結日は、エコマーク使用料の入金日となり、契約期間は 1 年間とします。この契約は、商品認定の有効期間内であれば、翌年以降も 1 年間を単位として自動継続されます。ただし、最終年は上記商品認定基準の有効期限までの契約となります。

既にエコマーク認定商品をお持ちの方が、2 番目以降の商品認定を受けた場合には、個々の商品に関するエコマーク使用契約の締結日は、財団法人日本環境協会の代表者がその契約書に署名した日となりますが、契約期間の扱いは上記と同様となります。

なお、エコマーク使用契約が締結されるまでは、エコマークを使用した商品を市場に出荷しないで下さい。

第 5 条 (エコマークの使用期間)

エコマークを使用することができる期間は、エコマーク使用契約を締結している期間となります。すなわち、途中での認定取消しや使用契約の解除がない場合には、第 4 条に定める有効期限まで継続してエコマークを使用することができます。

なお、エコマーク使用者が商品認定の有効期間内に、エコマークの使用を取りやめる場合には、「エコマーク使用契約の解約願い」を提出して下さい。

第 6 条 (エコマーク使用料および使用料の支払対象期間)

エコマーク使用料は、エコマーク使用者ごとに、別表に定めるところにより保有する全エコマーク商品に対する 1 年間の使用料金を一括してお支払い下さい。この使用料の支払対象期間は、各エコマーク使用者ごとに、「最初に認定を受けたエコマーク商品にかかわる使用契約期間の 1 年間」とな

ります。

以後2年目以降も、使用料の支払対象期間は、エコマーク使用者ごとに同じ期日の1年間が対象になります。したがって、エコマーク使用料の支払対象となる期間は、エコマーク使用者ごとに異なり、エコマーク使用契約を継続されている限り毎年同じ期間になります。

なお、料金算定および支払方法の詳細については、別紙資料1 [エコマーク使用料金の算定とお支払いについて] をご覧下さい。

※別紙資料1はエコマークホームページ <http://www.ecomark.jp/> でご覧になれます。

エコマーク使用料のお支払いがない場合には、エコマーク使用者の保有する全エコマーク商品について、エコマーク使用契約は解除されたものとみなします。

また、エコマーク使用者側の事由によりエコマークの使用を中止した場合には、既納の使用料は返還できません。

第7条（エコマーク認定番号、使用契約者名などの表示）

1. 商品または包装などにエコマークを使用する場合は、原則としてエコマークを表示する商品またはその包装上毎に、エコマーク認定番号および使用契約者名の両方の表示をお願いします。

ただし、エコマーク認定番号または使用契約者名のいずれか一方を、選択して表示することも認めるものとします。

2. 前1項にかかわらず、個別認定基準書に表示に関する記載があるものについては、その記載に従うものとします。

3. 通信販売カタログ、自社商品カタログ、チラシ広告などの印刷物（エコマーク商品類型No.120「紙製の印刷物」の認定商品に関する表示は除く）、およびインターネットホームページ上などにエコマークを使用する場合は、エコマーク商品ブランド名、エコマーク認定番号および使用契約者名を表示して下さい。

ただし、使用契約者名がカタログなどの発行者である場合は、個々のエコマーク表示と共に使用契約者名を表示する必要はありません。

第8条（不当な表示などの回避）

エコマーク商品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けて下さい。

第9条（エコマーク使用状況などの調査）

エコマーク事務局は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、エコマーク使用者に対しエコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績などについて報告・証明を求め、または必要な調査を行なうことがあります。

第10条（エコマーク認定の取消しなど）

エコマーク商品認定・使用申込書等の記載内容に虚偽があった場合、エコマークが不正に使用された場合などは、エコマーク商品の認定の取消しその他必要な措置をとります。

エコマーク商品の認定が取消されたときは、エコマークの使用期間中であっても、認定取消し日をもってエコマーク使用契約は解除され、解除日以降にエコマークを使用することはできません。

別表（エコマーク使用料）

（1,000円未満切捨て、別途消費税）

認定商品の合計 売上高区分	使用料（円／エコマーク使用者あたり1年間） 算定式	使用料金範囲
0～1,000万円以下	一律10,000円	1万円
1,000万円超～ 1億円以下	$10,000 + 0.001 \times$ (売上高 $x - 10,000,000$)	1万円～10万円
1億円超～ 10億円以下	$100,000 + 0.00065 \times$ (売上高 $x - 100,000,000$)	10万円～68万5千円
10億円超～ 41億5千万円以下	$685,000 + 0.0001 \times$ (売上高 $x - 1,000,000,000$)	68万5千円～100万円
41億5千万円超	一律1,000,000円	100万円

附 記

- 1989年2月1日 制定施行
- 1994年4月1日 改定施行
- 2003年6月1日 改定施行（第7条）
- 2003年12月26日 改定施行（第7条）
- 2005年4月1日 改定施行（第4条、第5条、第6条、別表）

エコマーク使用の手引

エコマーク認定商品及びその広告などにエコマークを使用する際には、この手引に従って下さい。

1. エコマークのデザイン

エコマークは、地球と、環境（Environment）及び地球（Earth）の頭文字「e」を表す人間の手の形を組み合わせでデザインしたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。

2. エコマークの使い方

エコマークは、エコマーク清刷を縮小または拡大して使用して下さい。

エコマークの「e」及び地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。黒ベタの部分の標準色はDIC 180（C（シアン）100%、M（マゼンダ）4%、Y（イエロー）0%、B（ブラック）0%）ですので、できる限りこの色を使うようにして下さい。（図1参照）

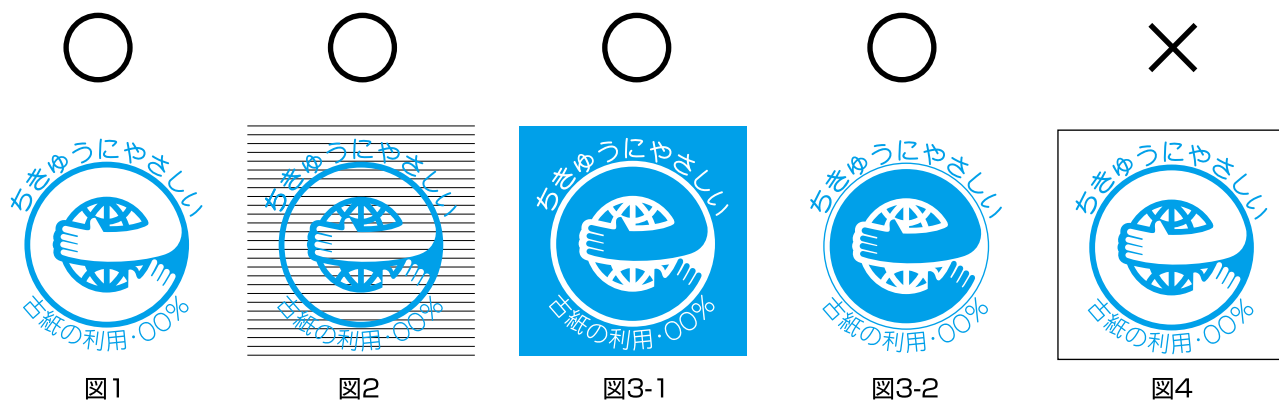
地色の上にエコマークを載せる場合には、「e」及び地球の部分（ヌキの部分）に地色が出ても差し支えありません。（図2参照）

「e」及び地球の部分を黒ベタして（反転させて）使用することもできます。（図3-1、3-2参照）

エコマーク全体をさらに正方形などで囲むことはできません。（図4参照）

エコマークを相互に直結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。

エコマークを縮小して使用する場合には、マークが変形したり、地球のヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小はしないで下さい。



3. 上・下段の文字表示の方法

エコマーク本体と、エコマーク上段の「ちきゅうにやさしい」の文字及びマーク下段の環境保全上の効果を表す文字（以下、両者をあわせて「文字表示」という。）は、必ず一緒に使用して下さい。

文字表示の書体は写研「ナールD」、モリサワ「じゅん34」、フォントワークス「スーラPLUS」もしくは、ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」を使用し、これ以外の書体は使用しないで下さい。

文字表示は、必ずエコマーク本体の正円の外線に沿って表示して下さい。この場合において、「ちきゅう

うにやさしい」は、正円の上部で、「に」の文字が地球の中心線の真上にくるようにレイアウトして下さい。環境保全上の効果を表す文字は、正円の下部で、その文字数が奇数のときは中央の文字が地球の中心線の真下にくるように、偶数のときは中央の2文字の真ん中が地球の中心線の真下にくるようにレイアウトして下さい。(図1参照)

エコマークを縮小または拡大して使用する場合には、文字表示はエコマーク本体と同倍率になるようにして下さい。ただし、これらの文字が読めなくなるような過度の縮小はしないで下さい。文字表示に用いることのできる最低の級数の目安は10級とします。

マーク下段の環境保全上の効果に関する表示は、商品類型ごとに決められています。必ず、指定の表現を用いて下さい。

4. エコマーク商品であることの呼称の使い方

エコマーク認定商品について広告などを行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。これ以外の呼称またはこれとまぎらわしい表現を用いることはできません。

「財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定・環境保全型商品」

「財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定・エコマーク商品」

「エコマーク事務局認定・環境保全型商品」

「エコマーク事務局認定・エコマーク商品」

「エコマーク認定商品」

「エコマーク商品」

5. 特殊な商品についてのエコマーク使用

エコマークの認定商品が部材、部品などとして用いられる場合には、認定商品についてのみエコマークを使用することができ、認定商品である部材、部品などを用いて組み立てられた完成商品については、エコマークの使用はできません。

納入先の注文による特別仕様によって外観などが変わる商品については、エコマークの使用はできません。

エコマーク使用契約者以外の企業が認定商品の商品名・型式名を変更して販売する場合も、エコマークの使用はできません。

6. 広告・宣伝活動における表示など

- ① エコマークの認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物、およびインターネットホームページ上などにエコマークを使用する場合（いずれも第三者の使用を含みます）には、消費者がはっきりとエコマーク商品を識別できるよう、個々の商品についてエコマーク商品ブランド名、エコマーク認定番号および使用契約者名を表示して下さい。
- ② 前①において、使用契約者がカタログなどの発行者である場合は、個々の商品について使用契約

者名を表示する必要はありません。また、1 認定商品のみを掲載したカタログで商品ブランド名が明らかな場合には、個々の商品について商品ブランド名を表示する必要はありません。

③ エコマーク商品の広告・宣伝に際しては、エコマークによって認定された環境保全上の効果などについて、消費者にわかりやすい説明を行うよう配慮して下さい。

【具体的な表示例】

(a) カタログにおいて、エコマーク商品が特定できるよう、「エコマーク商品ブランド名」、「エコマーク認定番号」および「使用契約者名」は、一覧表などで別頁に記載している。

⇒エコマーク商品が特定できるようであれば正しい表示です。

(b) 発行済のカタログにおいて、一部のエコマーク商品について正しくない表示が含まれている。しかし、直ちに改定することは難しいため、次回の発行時にエコマーク商品すべてについて正しい表示に切り替える予定である。

⇒当該エコマーク商品の使用契約が有効（継続中）であれば、次回の発行時に正しい表示に改めていただくことで構いません。しかしながら、消費者に正しい情報を伝えるよう、できるだけ速やかに訂正するよう配慮して下さい。ただし、前回の発行時点ですでに誤った表示を認識もしくは指摘されていた場合は、速やかに正しい表示に訂正して下さい。

(c) カタログには今回の規定どおり正しい表示を掲載しているが、別冊となる見本（サンプル）帳についてはエコマーク（下段表示を含む）のみを表示し、認定番号は表示していない。

⇒カタログなどには、見本帳やリーフレットなど全ての広告表示が含まれますので、前（b）と同様に次回の改版時などには、エコマーク商品を特定できるよう認定番号も表示して下さい。

(d) 第三者発行のカタログについては、当社で特に監修していないため、エコマーク表示についても把握していない。

⇒当協会とエコマーク使用契約を締結していない第三者がエコマークを無断で使用していると誤認され、また不正使用が最も起こりやすいケースですので、正しい表示を指導するようお願いいたします。このようなケースで、万が一、不正使用が発覚した場合は、契約者やエコマーク商品などを保護する目的で当協会が第三者に対して、直接刑事告発を含む法的措置などを講じています。

(e) 認定商品に付随する取扱説明書にエコマークを表示している。今般、エコマーク使用契約が満了したため、製品や包装へのマーク表示は外したが、取扱説明書については特に記載内容に変更しないため、すでに作成済みの取扱説明書については継続して使用する予定である。

⇒取扱説明書は認定商品に付随するものなので製品や包装と同様にエコマーク使用契約満了後はエコマークを表示することは出来ません。従って、直ちにエコマーク表示を外していただくこととなります。また、カタログでも1 認定商品のみを記載したカタログや商品類型 No.120「紙製の印刷物」で認定を受けた印刷物なども、発行日や製造日に関係なく、エコマーク使用契約満了後はエコマークを表示することは認められません。

7. エコマーク使用におけるエコマーク認定番号、使用契約者名などの表示方法

- ① 認定番号または使用契約者名は、商品もしくは包装上毎にわかり易く表示してあれば、必ずしも「エコマーク近傍」に表示する必要はありません。なお、2004年1月よりエコマークのホームページ上でも認定番号によるエコマーク商品の検索を可能とし、消費者によるエコマーク商品の特定などが一層容易となりましたので、できるだけ「認定番号」と「使用契約者名」の両方を表示するようお願いいたします。
- ② エコマーク（下段表示を含む）と共に販売会社名を表示することは、販売会社がエコマークの認定を受けているものと消費者に誤認される可能性がありますので認められません。この場合は、「使用契約者名」と販売会社名を必ず併記して下さい。また、「エコマーク認定番号」についてもできるだけ併記するようお願いいたします。
- ③ 使用契約者名は、通称や商標（ロゴマークなど）であっても、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。

【具体的な表示例】

- (a) 製品の表側にエコマーク（下段表示を含む）を表示し、裏側に「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」をわかり易い形で表示する。
⇒正しい表示です。しかしながら、できるだけ認定番号と使用契約者名の両方を表示していただき、消費者に正しい情報を伝えるよう配慮して下さい。
- (b) 製品にエコマーク（下段表示を含む）のみを表示し、吊り下げラベルなどに「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」を表示する。
⇒繊維製品などにおいて、吊り下げラベルなどは消費者の手に渡る際に、縫い付けラベルと同等の役割を果たすものと考えられます。よって、このような表示方法であれば規定に準じて取扱います。また、フォルダの中紙なども同様です。
- (c) 製品にエコマーク（下段表示を含む）を表示し、包装袋に「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」をわかり易い形で表示する。
⇒製品または包装にエコマークを表示する場合は、それぞれに正しい表示が必要となります。従って、この場合は製品自体に「エコマーク認定番号」または「使用契約者名」を表示する必要がありますので、速やかに正しい表示に訂正して下さい。また、その逆の場合も同様です。
- (d) 当社のエコマーク商品は、当社が一担、納入先（例えば、販売会社や印刷会社など）へ出荷（卸販売）した後、その納入先が「エコマーク」および「エコマーク認定番号」をそれぞれ印刷して注文者に納入（販売）している。

⇒エコマークを印刷・貼付する権利があるのは使用契約を締結している貴社のみです。エコマーク商品であっても、一旦出荷（販売）された後に使用契約者以外（このケースでは販売会社）がエコマークを印刷・貼付することは認められません。従って、この場合は別途、販売会社も当協会と使用契約を締結していただく必要があります。ただし、貴社の管理のもと、「エコマーク」およびエコマーク認定番号を印刷・表示（依頼）した後、初めて貴社から出荷（販売）されるのであれば構いません。

- (e) 当社エコマーク商品は無償で配布・提供される「名入れ」商品です。主に納入先である「名入れ」会社が宣伝用として使用するものなので、当社名（使用契約者名）は表示せず「エコマーク」と「エコマーク認定番号」のみを表示して「名入れ」会社に納入・出荷（販売）している。⇒このような場合には、製造元（使用契約者名）を表示することが困難であるケースが多いと思われるので、無償で配布・提供される「名入れ」商品に限り、「名入れ」と共に「エコマーク」と「エコマーク認定番号」の表示があれば、「使用契約者名」が併記されていなくとも規定に準じて取扱っています。なお、「名入れ」されている第三者がエコマークを無断で使用していると誤認されるケースも想定されるため、できるだけ「名入れ」を受ける第三者が当協会とエコマーク使用契約を締結するようお勧めしています。

8. 問い合わせ先

エコマークの使用または表示についてのご質問は、

(財) 日本環境協会エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16

馬喰町第一ビル 9F

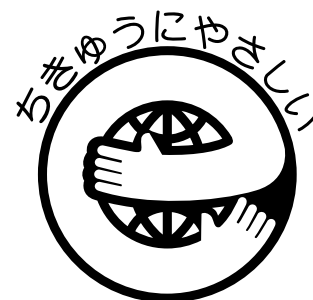
TEL. 03-5643-6253、FAX. 03-5643-6257

エコマーク事務局Eメールアドレス：

ecomark@japan.email.ne.jp

ホームページアドレス：<http://www.ecomark.jp>

までお問い合わせ下さい。



基本デザイン

エコマークの下段の表示(環境情報表示)について

- この環境情報表示は、商品認定基準書の「5. 商品区分、表示など」または「6. その他」の項目の中で「環境情報表示(下段の表示を矩形枠で囲んだもの)」と指定されたものに限り、以下の規定の使用を認めます。(注「環境情報表示」の指定が無いものについては、付録10ページの「エコマーク使用の手引」3. 上・下段の文字表示の方法に従って下さい。)

1. エコマーク上段および下段の文字の使用書体および色

文字表示の書体は、写研「ナールD」を使用して下さい。ただし、「ナールD」を使用できない場合、エコマーク上段および下段の文字表示は、以下のいずれかの書体を使用して下さい。

- モリサワ「じゅん34」
- フォントワークス「スーラPLUS」
- ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」

エコマーク上段および下段の文字の色は、エコマークのロゴと同じ色を使用して下さい。(基本色DIC180)

2. ロゴマークの大きさと下段

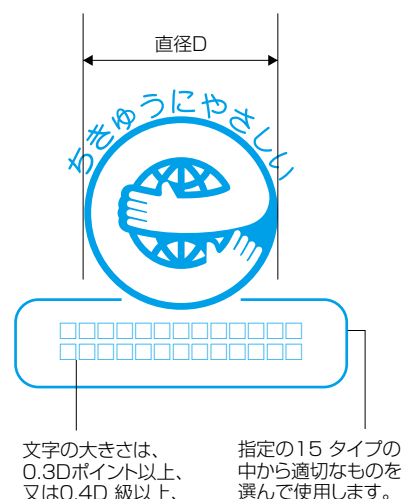
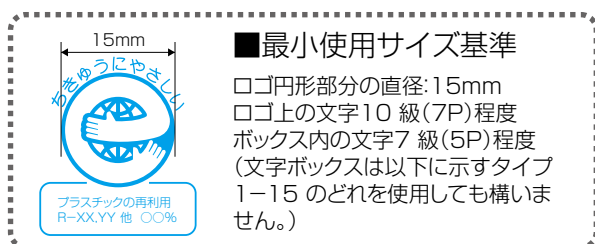
関係文字枠内の文字の大きさは原則として、ロゴマーク円部分の直径D(mm)に対して、

- ポイント数では : 0.3D ポイント以上
- 級数では : 0.4D 級以上

での表示とします。小数点以下を四捨五入してもかまいません。

ただし、最小使用サイズの目安は、以下のとおりとします。表示スペースの関係により、さらに縮小する場合は文字の可読性を損なわない程度に縮小することは可能です。

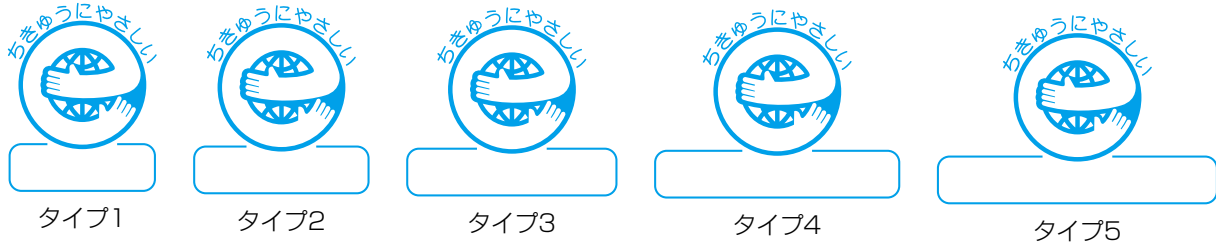
※行間は各ポイント数、級数の1.2倍を基準とします。



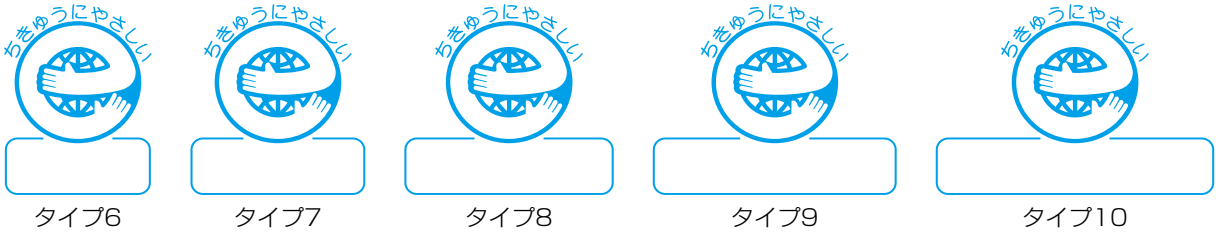
3. 下段文字の文字数と文字ボックスの関係

1. マークと文字枠の組み合わせについては、以下の15タイプのロゴマークの中から文字量に応じ適切に選択し使用して下さい。
2. 枠内の文字は、文字の最大長に合わせ、左右、天地の空きが均等になるように配置して下さい。
3. 枠内の文字表記内容は、該当する認定基準に従って表記して下さい。
4. 環境情報表示が4行以上におよぶ場合は、文字枠の幅、角Rを固定にして、文字枠の天地を下に延ばして使用して下さい。

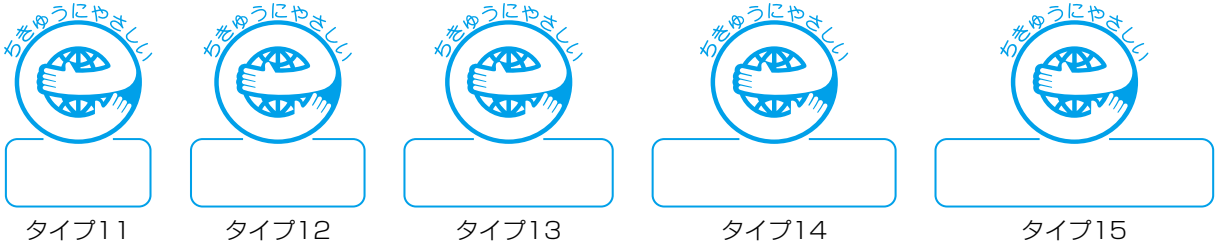
●下段表示が1行の時



●下段表示が2行の時



●下段表示が3行の時



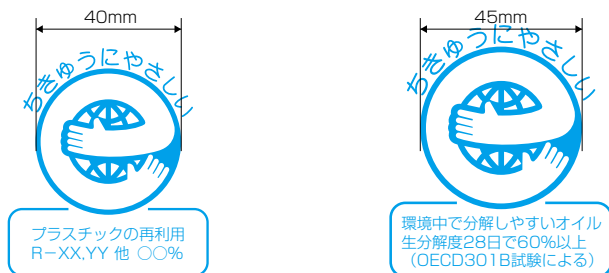
●実際の使用例

※エコマーク認定番号の文字サイズ、書体および色の指定はありません。



4. 使用例の特例

ロゴマーク使用の大きさ（直径D）が、40mmを越えた場合は、文字の可読性を損なわない程度に文字の比率を規定より若干下げて使用しても構わないものとします。また、そのようなケースでは3行表示の文字でも、2行タイプの文字ボックスに入れる事も可とします。また、文字ボックスの天地（高さ）については、文字との関係でスペースが空きすぎる場合、若干狭めることも可とします。



通常40×0.3=12ポイントであるが、10ポイントでの表示が可能。

10ポイント表示で2行用の文字ボックス（タイプ8）の使用が可能。

様式A(郵送用)

20 年 月 日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者 (会社)名		社印
商 品 担 当 者 名		
部 署		
連 絡 先	TEL : - -	FAX : - -

エコマーク商品追加申込書

エコマーク商品の追加について、下記のとおり申し込みます。

記

(1) エコマーク認定番号	
(2) 認定商品ブランド名	
(3) 既認定型式(品番など)	
(4) 追加内容	<input type="checkbox"/> 型式の追加 <input type="checkbox"/> () の追加 詳細

(5) 上記追加内容についての認定基準に関する証明資料を以下に明記の上、添付して下さい。
(添付の証明資料など)

--

以上

様式B(郵送用)

20 年 月 日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者 (会社)名		社印
商品 担当者名		
部 署		
連絡先	TEL : - -	FAX : - -

エコマーク商品変更申込書

エコマーク商品の変更について、下記のとおり申し込みます。

記

(1) エコマーク認定番号	
(2) 認定商品ブランド名	
(3) 既認定型式(品番など)	
(4) 変更内容	()の変更
	詳細

※上記変更内容についての認定基準に関する証明資料を添付して下さい。

(5) 上記内容以外に変更のない旨の宣言文を以下に記載して下さい。

--

以上

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者(会社)名 _____

エコマーク担当者変更届

以下のとおり、エコマーク担当者を変更します。

担当者の種類	<input type="checkbox"/> 支払担当者 <input type="checkbox"/> 商品担当者 <input type="checkbox"/> 支払/商品担当者(兼任)
対象となる認定商品(認定番号)	商品担当者の変更の場合には、変更する全ての認定番号を記載して下さい。

<変更前> ※全項目記入して下さい。

担当者連絡先	〒 -		
	住所		
	会社名		
	部署 役職		
	氏名	フリガナ	
		和文	
		英文	
TEL - - (内線.)		FAX - -	
E-mail :			

<変更する項目> ※今回変更する項目のみ、記入して下さい。

担当者連絡先	〒 -		
	住所		
	会社名	フリガナ	
		和文	
		英文	
	部署 役職		
	氏名	フリガナ	
和文			
英文			
TEL - - (内線.)		FAX - -	
E-mail :			
『エコマークニュース』の配信方法	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> E-mail	<input type="checkbox"/> 両方

様式D（1）（郵送用）*会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用权の譲渡を希望する場合
<変更(契約移管)先が、他の商品でエコマーク商品の認定を受けている場合>

20 年 月 日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者 (会社)名		社印
支払または 商品担当者名		
部 署		
連絡先	TEL: - -	FAX: - -

エコマーク使用契約者変更申込書

20 年 月 日から、

() の理由により、
以下のとおり、エコマーク使用契約者の変更を申し込みます。

変更の対象となる認定商品（認定番号）	全ての認定番号を記載して下さい。
--------------------	------------------

【新使用契約者】

使用契約者 (会社)名			社印	
代 表 者	役職名	氏名		代表者印
商 品 担当者連絡先	〒 - 住所			
	会社名	フリガナ		
		和文		
		英文		
	部署		役職	
	氏名	フリガナ		
和文				
英文				
TEL - - (内線)		FAX - -		
E-mail :				
『エコマークニュース』 の配信方法	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> E-mail	<input type="checkbox"/> 両方	

※複数商品を契約している場合で、複数の商品担当者を使用契約者名変更に伴って変更する場合には、上記表を追加して記載して下さい。

様式D（2）（郵送用）*会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用权の譲渡を希望する場合
<変更(契約移管)先が、他の商品でエコマーク商品の認定を受けていない場合>

20 年 月 日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者 (会社)名		社印
支払または 商品担当者名		
部 署		
連 絡 先	TEL : - -	FAX : - -

エコマーク使用契約者変更申込書

20 年 月 日から、

() の理由により、
以下のとおり、エコマーク使用契約者の変更を申し込みます。

変更の対象となる認 定商品 (認定番号)	全ての認定番号を記載して下さい。
-------------------------	------------------

【新使用契約者】

申 込 者 (事業者名)	フリガナ		社印
	和文		
	英文		
代 表 者	役職名	氏名	代表 者印
本 社 所 在 地	〒 -		
	住所		
	電話番号 (代表)	- -	
	URL : http://		
	E-mail (代表) :	@	

様式D（2）（郵送用）*会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用权の譲渡を希望する場合
 <変更(契約移管)先が、他の商品でエコマーク商品の認定を受けていない場合>

エコマーク 使用料 支払担当者 連絡先 ※支払担当者とは、 認定後毎年1回 売上高報告書の 提出及び使用料 の支払いをして いただく担当者 のことです。	〒 -		住所		
	部署		役職		
	氏名	フリガナ			
		和文			
		英文			
	TEL - - (内線.)		FAX - -		
E-mail :					
『エコマークニュース』 の配信方法	<input type="checkbox"/> 郵送		<input type="checkbox"/> E-mail		
		<input type="checkbox"/> 両方			
業態等 (※は、できる限り ご記入下さい。)	資本金： 円				
	業種：				
	従業員数： 人 (20 年 月現在)				
	総売上高： 円 (20 年 月決算) <エコマーク商品以外も含む>				
	国内支店(営業)数： ※		国内・海外事業所数： ※ (工場・研究所等) ※		
	ISO14001の取得の有無 ※		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	ISO 9000の取得の有無 ※		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
商品担当者 連絡先	〒 -		住所		
	会社名	フリガナ			
		和文			
		英文			
	部署		役職		
	氏名	フリガナ			
和文					
英文					
TEL - - (内線.)		FAX - -			
E-mail :					
『エコマークニュース』 の配信方法	<input type="checkbox"/> 郵送		<input type="checkbox"/> E-mail		
		<input type="checkbox"/> 両方			

※複数商品を契約している場合で、複数の商品担当者を使用契約者名変更に伴って変更する場合には、上記表を追加して記載して下さい。

以上

様式E（郵送用）*名称変更や代表者変更などの場合

20 年 月 日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局御中

使用契約者（会社）名 _____ 社印

エコマーク使用契約者名等変更届

以下のとおり、エコマーク使用契約者名等を変更します。

対象となる認定商品（認定番号）	全ての認定番号を記載して下さい。
-----------------	------------------

<変更する項目> ※今回変更する項目のみ、記入して下さい。

届 出 日	20 年 月 日		
申 込 者 （事業者名）	フリガナ		
	和文		
	英文		
代 表 者	役職名	氏名	
本 社 所 在 地	〒 -		
	住所		
	電話番号（代表） - -		
	URL：http://		
	E-mail（代表）： @		
エコマーク使用料 支払担当者連絡先	〒 -		
	住所		
	氏 名	フリガナ	
		和文	
		英文	
	部署		役職
	TEL - - (内線)		FAX - -
E-mail：			
『エコマークニュース』 の配信方法	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 両方	

様式E（郵送用）*名称変更や代表者変更などの場合

業態等 (※は、できる限り ご記入下さい。)	資本金： 円	
	業種：	
	従業員数： 人（20 年 月現在）	
	総売上高： 円（20 年 月決算） <エコマーク商品以外も含む>	
	国内支店(営業)数： ※	国内・海外事業所数： (工場・研究所等)※
	ISO14001の取得の有無 ※	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	ISO 9000の取得の有無 ※	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

同時に、商品担当者も変更する場合には、以下表もご記入下さい。

<変更する項目> ※今回変更する項目のみ記入のこと。

商品担当者 連絡先	〒 - - 住所	
	会社名	フリガナ
		和文
		英文
	部署	役職
	氏名	フリガナ
		和文
英文		
TEL - - (内線.)	FAX - -	
E-mail：		
『エコマークニュース』 の配信方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 両方	

※複数商品を契約している場合で、複数の商品担当者を使用契約者名変更に伴って変更する場合には、上記表を追加して記載して下さい。

以上

みんなで育てるエコマーク

エコマークは、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品についています。国際標準化機構によるタイプ I 環境ラベルであり、その信頼性、公平性により、認定商品のイメージアップがはかれることや、グリーン購入の際の目安になるなど、そのメリットが注目されています。

エコマーク事業に対するお問い合わせやご要望については、以下のエコマーク事務局までお寄せ下さい。

財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

(受付時間 9:30 ~ 17:30)

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F
E-mail: ecomark@japan.email.ne.jp <http://www.ecomark.jp>

基準・認証課 新規商品類型の策定や認定基準の見直し、認定審査や申込・証明方法などに関するお問い合わせ

TEL: 03-5643-6253 FAX: 03-5643-6257

総務・契約監査課 使用契約の内容や使用料の支払いなどに関するお問い合わせ

普及・国際協力課 広報や普及全般、海外環境ラベル等に関するお問い合わせ

TEL: 03-5643-6255 FAX: 03-5643-6257

